

前田利長

大阪方は秀頼の成人と共に、其政權の恢復を夢想したるや論なし。慶長十年秋秀頼母子書を前田利長に與へ、太閤の御厚恩定て忘被申問敷か、一度御頼可有間、左様は可被相心得候といへるは、他日東西事あるを察し、豫め援兵を請へるものなるべし。而も利長は消息の眞意を解せざる態を裝ひ、若し用度の不如意なるあらば、金銀の援助は其旨を奉ずべしと答へ、之を徳川氏に報じ、幾もなく致仕して家督を弟利常前守筑に譲り、また死に臨んで湯藥を絶てりと傳ふ。蓋し前田氏は利家五大老の一人として太閤の殊遇を蒙り、又利常は秀忠の第二女を娶り、松平氏を稱するの恩遇を蒙る。利長前田氏が豊徳兩氏に負ふ所多きを以て、免る可からざる兩者間の破裂を、生前に目撃するに忍びざりしならんか。北陸の雄鎮前田氏の心事此の如し。翻つて他諸侯を見るに、關原役に於て東軍に荷擔し、前後に比類なき莫大の恩賞を得たる外様諸侯が、新恩の優渥なるを拜謝せるは言を埃たず、而して西軍に加盟したる諸侯中、封土舊に依りし島津氏が、再造の恩を感記せるは深く怪むに足らずと雖も、封土の大削減を被りし彼の佐竹上杉毛利三氏が、毫も怨色なく、社稷を存するを得たるを以て、徳川氏の恩澤に歸し、内外諸侯と同じく

諸侯心を關東に歸す

幕府西國諸侯の大船を檢收す

篠山築城

邸第を江戸に置き、參勤の便に供し、之に妻子及長臣の子を移して事實上の質と爲すに至りては、轉幕府の對諸侯策が巧妙を極めたるに驚かずんばならず。就中輝元は慶長八年封内要地に築城の許可を得るや、外聞實儀之に過ぎたるはなし。疎略に存せば天罰直に來らんと悦び、同十三年實子秀就長門守、將軍秀忠の女實は結城秀康を迎へ、又松平氏を賜るに及び、藤七郎祝言は我等一生の悦之に過ぐるもの莫しといへり。幾多の豊太閤勳舊諸侯中、前後志を變へざるもの、毛利氏の隣國に福島正則あり、島津氏の隣邦に加藤清正あり。然れども清正は二條城會見後數月を出てずして卒し、正則は廣島城の修築が家康の意に適はざるを知り、之を毀つて幕府の嫌疑を避けんとす。天下を舉げて徳川氏の鼻息を窺ふといふも不可無きなり。是に於てか幕府は西國諸侯の所有にかゝる五百石以上の大船を淡路に集め、九鬼嘉隆等をして之を檢收せしめ、又山陰山陽南海十三ヶ國の諸侯に命じ、丹波篠山の築城を助けしめたり。當時所司代板倉勝重伊守は京師に居て畿内及西南諸國を監察し、井伊直勝直政嫡男、兵部少輔は彦根に據りて東西通路の咽喉を扼し、諸侯の妻子を江戸に質とすることを創めて、幕府の殊遇を得たる藤堂高虎は、伊賀伊勢を領し、池田輝政は其三子皆松平氏を許され、姫路城を修築

大阪城中の内証

秀頼は一段見事の殿様

し、事あらば手兵を率ゐて直に大阪を衝かんと稱せり。大坂御陣覺書、前田金澤家譜、高山公實錄、萩藩問隠録、益田家什書、薩藩舊記、當代記、井伊彦根家譜、本朝通鑑、寛政重修諸家譜

大阪は四圍の形勢悉く利あらざるのみか、城中亦歩調を一にせず、秀頼の輔佐片桐且元は淀君の嬖臣大野治長と乖ひ、淀君は情に驅られて理に迂く、事に臨みて徐に理非を判ずる能はず、而して秀頼も亦漸く酒色に耽りしものゝ如し、鍋島直茂秀頼五歳の時朝鮮より還り、始めて之に謁し、「一段見事、殿様驚目」といひ、三寶院義演は十七歳の秀頼が進退度あるを賞し、「御成人御智恵付給故也、珍々重々」といひ、又家康は二條城に秀頼を見て、「殿、殊之外成人にて候、大慶ニ思召候」と嘆ぜり。家康が自己の頽齡と秀頼の成人とを見て、容易に且つ速に戦端を開くに足る口實を求め、強ひて之を大佛鐘銘中に發見したるは、爾く難解のことにあらざるなり。明良洪範に本多正信○佐守家康が秀頼の賢明なるを見て憂慮する所あるを知り、窃に秀頼の近習及秀頼夫人の侍女に説き、之をして逸遊に耽らしめしとあるは、悉く信ずべからざるにせよ、セバスタン・ビスカイノ (Sebastian Vizcaïno) の金銀島探檢報告に載する事實は、能く之と表裏照應するの感あり。同書一千六百十二年六月十六日○慶長十七年五月十七日ビスカイノ一行大阪來著の條に曰く、大坂城に

豊臣秀頼消息

伊勢慶光院盈子氏藏



縦一尺五寸一分 横二尺一寸六分

東京製版所製版

豊臣秀頼消息

伊勢慶光院盈子氏藏

豊臣秀頼消息
 伊勢慶光院盈子氏藏
 縦一尺五寸一分 横二尺一寸六分
 豊臣秀頼消息
 伊勢慶光院盈子氏藏
 縦一尺五寸一分 横二尺一寸六分

之皇太子忠秀の女婿ある太閤様の一子頼秀を押込めあり、何人も之と語るを許さず、蓋し位を奪これたるを家に對して戰をあすゝとを防がんが爲めなり、又婦女子をして彼に侍し、宴會演劇を催して、彼を柔弱からしめんとせり、彼之甚だ肥満し、齡未だ三十ニに満たざるに、運動の自由を失へり。太閤様の如き勇士の子にして、此の如くあると嘆ずべしと。東西關係の容易ならざるは一外人の眼にも映じたるなり。鍋島直茂譜考補義演准后日記、小須賀氏聞書、明良洪範、金銀島探檢報告、大日本史料、

大阪の發達

一、大阪城

大阪城は天正八年八月教如退城の時、火を失して滿城烏有に歸せり、然るに信長直に之に番衆を置き、また清洲會議後池田信輝之に居ること數月に及びたれば、其間城廓の新築市街の復興に就き、多少の施設ありたるは疑ふ可からずと雖も、文獻の徵す可きもの無し。同十一年五月、秀吉信輝に代りて大阪に治し、三十餘國の人夫を用ひ、海陸より大石小石を集め、大に土木を起したること、秀吉事記中柴田退治の一篇に見ゆ。而して該篇の結末に、于時天正十一年十一月吉辰、大村由己

天守の落成

謹誌之」とあるにより、或は秀吉築城の功七閏月にして成るとする者あり、然れども由己が阪城内外の殷賑を叙して、天王寺、住吉、堺、津、三里の間、町店屋、辻、小路相列りて大阪の山下と爲り、諸國の大小名皆築地を構へ、簷を連ね、門戸を比べて、奇麗莊嚴を盡すといへるは、誇張にあらずんば、或は後年の追記なるべし、豊公の神機妙算を以てすと雖も、豈に能く一年を出でずして此の如くなるを得んや、仔細に由己の文を味ふに、當時落成したるは天守に限り、工事は連年引續きて行れ、座摩社生國魂社の如きは、之が爲に社地を轉ずるに至りしなり、貝塚御座所日記に、京師聚樂第は天正十四年二月下旬より造營を創め、同時に大阪には中國諸侯相集りて築城に従ひ、人夫七八萬人又は十萬人に及ぶとあり、其頃本邦に駐在せる耶蘇會教師フロイス (Frois) の報告には、秀吉天正十一年より日夜三萬の人夫を使役し、工事の進むに従ひ、之を二倍し、三年以上を費して大阪城を完成したりと載せ、城壁は頗る高大にして悉く石を以て疊めり、就役の人夫多數なるを以て、組頭は各擔任の部分を定め、多數の人夫は夜間溝渠に涌出する水を汲むに勞せり、大阪には石なし、何所よりかゝる大小各種の石を運び來るにや驚く可し、大阪より二十リヨグ乃至三十リヨグの距離にある近隣諸侯は、秀吉の命により、石塊を滿

築城の年限
と人夫の員
数
フロイスの
報告

石船

載せる船舶を送り、堺一市すら之が爲に毎日二百艘の石船を出帆せしめざる可からず、従つて吾人は間千艘以上の石船が順序を正して入港するを家内より目撃せり、是等の石を置くには甚大なる注意を要し、若し一石にても其位置を誤るときは、身首處を異にす可し、又工事の督促法として、諸侯若し其配下の人夫に於て不足するか、或は工事に怠慢なる時は、直に放逐の嚴命を被り、所領を沒收せらる、矢倉及城壁は其高大なると瓦に金箔を施せるとにより、遠距離より望見し得べく、此外城内に著名の建築物多しといへり、秀吉事記、頭如上人貝塚御座所日記、ムルドラック氏日本歴史、

(一)本丸
天守

大阪城は本丸、二丸、三丸の三に分る。本丸の殆ど中央に天守あり、其南に殿館あり、天守を五層とするは徳川時代の大阪城天守の五層なりしより來れる説なり、慶長元年七月、畿内地大に震ひ、大阪城中矢倉の顛倒せるもの二ヶ所あり、而して其矢倉は各七八層なりしと、日本西教史に見ゆ、最も高くあるべき天守の五層にして、周圍にある可き矢倉の七八層なるは、理に於てあるべからず、天正十三年十二月、吉川經安和泉守の消息に、小早川隆景及吉川元長元春の子、少輔次郎が秀吉の案内にて天守に上れる狀を語り、彼大天守并御成間、是又關白様御案内者ニテ見セ被申、大天主ハ八重ニテ候、不及言語事候といひ、同十四年三月、耶蘇會日本管區副長コエ

櫻門
千疊敷

典藥間
黄金間
鎖問
大行燈

リヨ (Coello) は秀吉の嚮導にて天守閣の第八層に上りしといひ、又同十五年二月、秀吉大阪を發して將に九州に赴かんとするや、門跡公卿多く來りて城中に秀吉に謁し、其案内を以て天守に登りしが、一行中神祇大副吉田兼見、當日の景況を書して、相國仰云、可被見殿主之仰也、各起座、面之口ヲ開、各入門、八重斗敷とあるにて明なり。而して以上數書にある如く、城中を案内し、天守に登らしむるは、當時接客の大禮なりしと見え、天守に上るの語は全權を握るの意に用ゐられたるが如し。蓋し戰術上必要な地點を開放して隔意なきを表し、又其各層に貯ふる金銀財寶を示して富力を衒へるものか、兼見卿記に天守の各層武具金銀錢其外唐物等を置き、七珍萬寶中々難書盡也とあり。大坂城誌、吉川家什書、日本西教史、ムルドフク氏日本歴史、兼見卿記、

本丸の追手は即ち櫻門なり、之に面せる殿館中最も著名なるは、慶長元年明使迎接の爲に造れる千疊敷にして、名稱の示すが如く、疊千疊を敷ける大館なり。此疊ハ細ク美シキ草蓆ニシテ、長サ四尺計リ、幅之ニ半ハシ、金或ハ絹ノ綠ヲツケ、格子形ヲ置キタリ、木材ハ盡ク良品ヲ用ヒ、其内ニ入レバ只金色ノ光リ耀然タルヲ見ルノミ。この他典藥間、黄金間、鎖問、厩つゞき、廣間、舞臺式臺、二間四面の大行燈を釣れる臺所、納戸、風呂、雪隠等の名稱諸書に散見す。天正十三年四月、本願寺の家宰下

金子の箱

山里丸
蘆田曲輪
極樂橋

西丸
西丸

西丸の天守

間頼康圓山内匠助兩人大阪城に秀吉に謁し、殘る限なく城中を觀覽し、金子ノ箱三百枚入ノ箱十五、百枚入ノ箱數ヲシラス、綿ノヲキ所、料紙ノヲキ所、カナ物打タル足タ、キンランニテヘリ取タルコンカウ種々様々ノ物共申モをろか也と吃驚したるを以て見れば、多額の金銀財寶は天守又は殿館に貯へられたるなり。後年大阪役起るに及び、城中貯ふる所の千枚分銅を鎔解し、竹流金を作りて諸浪士に分與せること旁證と爲すべし。又本丸の北部に一廓あり、山里丸一に蘆田曲輪と稱し、本丸の搦手なり。極樂橋を以て二丸に通ず。文祿三年山里に於て北政所京極高次夫人○淀君の妹、常高院以下女房衆の花見あり、又秀吉山里にて手ら茶を關白秀次以下に與へしこと、一再ならず駒井日記に見ゆれば、山里丸には北政所の館舍茶室等ありて、彼の本丸にあるものと内外公私の區別ありたるならん。日本西教史、義代鎮西志、輝資卿記、兼見卿記、駒井日記、顯如上人貝塚御座所日記、鹿苑日錄、葉證開書、

本丸を繞りて二丸あり、二丸の西部にある一廓を西丸といふ。文祿三年京極高次夫人之に居りしを以て、高次夫人を當時西丸様といへり。其後北政所代り住みしが、慶長四年十月、徳川家康伏見より西丸に移り、本丸と等しく天守を擧げしがため、奉行長束正家等三名、内府ちうひの條々を發するに方り、第七條及第八條に於

千貫矢倉
追手
京橋口
玉造口
青屋口

二丸の濠

(三)三丸
空堀と東横堀川

て之を指摘せり。千貫矢倉は西南隅にあり、織田信澄の自殺せる所とす。世に傳ふる太閤時代大坂城圖には、三丸に通ずる三口を示し、西南にあるを追手、西北にあるを京橋口、東南にあるを玉造口とし、以上三口及後の青屋口と稱ふる點に外曲輪を描き、追手の馬出曲輪に織田上野○信長の京橋の馬出曲輪にサ、ノ丸江原與右衛門、二丸の西部に大野修理、東部に片桐市正と注記し、其邸宅なるを示すと雖も、他に之を證明するに足る史籍を闕き、且つ本圖の由緒傳來も明ならざるものなれば、姑く疑を存す。二丸及三丸の濠は慶長十九年冬、江戸大阪和議の一條件として、之を填塞するに決し、多數の人夫を用ゐて事に従ひしが、急に其功を納め難く、殊に二丸の堀は幅四十間又は六十間に及び、兩岸石を以て積み、水面以下の深さ三間或は四間、浅きも二間に及び、堤を崩して之を埋るも、漸く三分の一に過ぎず、千貫矢倉西丸并に織田有樂大野治長の邸宅を破却し、其屋材を投入して、漸く之を平均するを得たりといふ。○父物語、駿府政事錄、太閤時代大坂城圖、

京橋
大川に架せる諸橋
東横堀川に架せる諸橋
空堀通の諸口

るものにして、その南面なる東横堀川○一に内堀、内横堀ともいふ、が慶長五年以前に竣功せしこと、時慶卿記同年三月廿四日の條に、鳥羽より舟ヲ一安軒渡、一艘大坂新堀々ヅメへ着船とあるにて明なり。大和川に架せる京橋○一に大川に架せる天満橋難波橋、東横堀川に架せる今橋高麗橋淡路町橋本町橋久寶寺橋、空堀方面にては黒門口○今の谷町筋平野口○もと平野口町あり、今八丁目口○今の土本の名稱、慶元役の諸書に散見し、思案橋の名は増田長盛その命名に思案せるに基くと傳へ、高麗橋の擬寶珠に、慶長九年辰甲八月吉日、御大工奉行吉久の銘あるもの現存せり。長澤開書、駒井日記、道しるべ、正徳元年上野船制札、駿府政事錄、大坂御陣山口休庵唱、武徳編年集成、攝陽落穂集、考古界、

二、市街

時慶卿記に所謂新堀を東堀或は東横堀川といふは、西横堀川の開鑿成りてより、之と區別せんが爲なり。而して後者の開鑿年代は、之より分流して江子島○大子島といふ、の北端に注げる阿波座堀川一に阿波堀川が、慶長五年の開鑿に成れるを以て推知し得べし。西横堀川を一に七郎右衛門堀といふは、彼の道頓堀川が開鑿者安井道頓の名を存せるが如く、永瀬七郎右衛門が本川の開鑿に關係ありし爲

西横堀川
阿波座堀川
七郎右衛門堀
永瀬七郎右衛門

船場

下船場
阿波座

土佐座

道頓堀川

安井道頓
安井九兵衛

天満堀川

大阪及附近
の檢地

にはあらざるか。永瀬氏は徳川時代に於て代々三郷惣年寄を勤め、西横堀川の東岸七郎右衛門町二丁目^{○西區横堀}に住せり。東横堀川西横堀川の間を船場^{○千波又}といひ、西横堀川以西を下船場といふ。下船場に阿波座土佐座あり。阿波座は阿波の商賈の群居せる所にして、阿波堀川以南立賣堀川に至る間^{○西區阿波通一、二、三}、四、五丁目、阿波座裏町、阿波座上通一、二、三丁目、阿波座中一、二、三、四番町をいひ、土佐座も亦之に同じく、土佐堀川の沿岸^{○西區土佐堀通一、二、三}をいへり。東西横堀川を連結して木津川に導くものを道頓堀川と爲す。之を南堀と呼べるは、土佐堀川即ち北堀に對する稱なり。慶長十七年安井道頓二弟治兵衛九兵衛及親戚平野藤次と謀り、豊臣家の許可を得たる上、安井家の故郷久寶寺村^{○中河内郡久寶寺村}より農民を招き、自費を以て工事に著手せしが、明年治兵衛歿し、又主唱者道頓は大阪役に西軍に加り、元和元年城陷るの日亂軍の中に戦死せり。又天満堀川は慶長三年の開鑿にかゝり、大川に起りて今の監獄署門前に止れり^{正徳元年上荷船制札、三郷惣年寄由緒書、陣覺書、安井系譜、安井氏由緒書、大坂監艦書一件}。大阪及附近の檢地は天正十一年七月、秀吉入城後幾もなくして行れ、又文祿三年及四年にも行れたるが如し。寛永七年十二月、南組^{○大略今の筋以南}、地子銀請取證文に

古町五千石

町名

諸侯の邸址

「右是者古町五千石之内、南与午ノ年分地子銀ニ請取ヤ所、仍如件」とあり。寛永七年は大阪落城を去る十六年なれば、本文に「古町五千石」とあるは、恐らくは豊臣時代の大阪市街總石高なる可く、假に一反を二石とすれば二百五十町歩となり、船場下船場及天満の一部を包含せるなるべし。町名は今知り難し。太閤時代大坂城圖に東横堀川以東に島町近江町鍛冶町糸屋町小人町杉桁町鎗屋町常盤町兩替町雪踏町藤森町愛宕町聚落町上堺町笠屋町清水町木綿町の名を注記すれども、兩替町常盤町藤森町聚樂町鎗屋町清水町の如きは、元和初年伏見より移したるものにして、且つ前にもいへる如く、本圖は、由緒傳來共に不詳なれば、悉く之を信ずる能はず。而して東横堀川以西に於ては、今橋筋淡路町筋本町筋といふ如く、概ね橋筋を以て稱したること、山口休庵咄長澤聞書等に見ゆ。諸侯は築城の當初町家に分宿せしが、慶長年間その邸第の分明せるものを擧ぐれば、玉造に細川^{○東區}、は其名を傳ふ、宇喜多^{○或は備前島とす、蜂須賀座もあり、阿波}、前田鍋島淺野片桐七郎、備前島に石田、天満に黒田織田^{○信雄、藤榮といふ、二郎、木津に毛利邸あり、又龍造寺町安國寺}、阪谷^{○農人橋より、順慶町は是等諸侯の邸址なりといへり、鹿田文書、文祿三年西成}、太閤時代大坂城圖、初發言上候帳面寫、顯如上、人具探御座所日記、鹿苑日記、文書、開記、鍋島直茂譜考、種、慶長五年録、藩譜探要、淺野考譜、渭水聞見録、大坂御陣覺書、

町奉行
高札

町木戸
帳切銀

淀川兩岸堤防の修築

町奉行は初め三人あり。天正十四年春千人斬行れ、無辜の町人斬殺せらるゝ者多し。秀吉大に怒り、三人の町奉行に閉門を命じ、盗人、事人を切る事博奕の事、醉狂人の事、徒者、事以上五ヶ條を制止する旨の高札二枚を作り、金十枚を貼付し、密告者の褒賞に宛てたり。秀吉薨後片桐且元小出秀政○播磨守幼主秀頼を輔佐して萬事を奉行し、併せて大阪を支配せしが、駿府政事録に元和役後二條城附近にて、大阪町奉行水原石見守捕縛の記事あるより考ふるに、秀政卒し、且元退きてより、町奉行は一人となりしか、未だ詳ならず。又慶長十二年夏放火盜賊頻々たるを以て、毎夕酉刻町々の木戸を閉し、酉刻以後往來皆無なりし由、鹿苑日録に見え、又家屋敷の賣買に際しては、帳切銀と稱し、賣買價格の四十分の一を徴したること、鈴木文書慶長十九年八月の帳切銀請取證文に明なり。土地及營業に對する市民の負擔につきては、今知る所なし。顯如上人、貝塚御座所日記、日本西教史、駿府政事録、鹿苑日録、鈴木文書

三、交通物價及商業

秀吉伏見に城くに及び、巨椋堤を築き、宇治川の河道を變更し、又伏見大阪間の淀川兩岸の堤防を修築せり。前二者は姑く措きて論ぜず、後者に就きては、今其委細

過書船

過書奉行
河村與三右衛門
木村宗右衛門
角倉與一

運上銀
運賃

を知る能はずと雖も、吉川家什書及吉川家譜によるに、本工事は慶長元年二月、秀吉之を毛利輝元、小早川隆景、吉川廣家三人に命じ、廣家自ら工事を督し、全長一萬五千貳百八拾壹間の中、廣家山崎附近にて本役四千間、加役千六百四拾七間、合計五千六百四拾七間を分擔し、松岡安右衛門、二宮兵介を普請奉行とし、八月に至るも、尙工事を繼續す。廣家の消息に、「一方大儀マテ候」とあるもの謂無しとせざるなり。當時京阪間陸路の往來は、大阪よりする者は京橋口を起點とすれども、淀川水路の便による者多く、大抵鳥羽伏見より過書船に乗じて京橋附近に上陸す。過書船一に過所船に作る。關市令に「凡人度關者、皆依過所所載關名勘過」とあり。淀川往來の諸船古來船切手検査のことありしより、此名あるか。天正中河村與三郎、木村孫三郎兩名過書船を支配し、慶長中河村與三右衛門、木村宗右衛門○勝之に代り、其後角倉與一○玄、また河村氏に代る。慶長八年十月、家康より過書仲間○勝之に與へたる令條によれば、過書船は伏見より大阪、傳法、尼崎間を往來するものにして、一年二百枚の運上銀を納め、公役を勤め、武家の爲に發する船には運賃を取るを得ず、但し、商品を積むに於ては、嚴に査檢を加ふべし。運賃は貳拾石船につき銀五匁を率とし、船の大小に應じて計算し、下り船には上前として船賃の二割を收め、

七村上荷船
新上荷船
鹽屋宗五郎

木津川口
傳法川口
穠多崎

又新過書冊一人をして各船一艘を管せしむ可しとあり。慶長十七年三月、秀忠また本令を復しぬ。市内諸川の運漕を掌るものを上荷船茶船とす。當初は別に船名とても無かりしが、文祿年間始めて七村上荷船新上荷船○延寶元年中船及茶船の稱あり、年々若干の運上銀を納めて業を營み、今橋一丁目鹽屋宗五郎之を管す七村とは川崎、天滿、三軒屋○天滿堀川より堂過書町西半及四丁目の東半、船町西堀裏町、福島、野田、及傳法をいふ。海路の交通は高麗橋を起點とせるにや。三寶院義演が嚴島參拜に赴かんとし、高麗橋より乗船したること其日記に見え。此船ハ下ノ關ノ船七反帆ナリとあり。之を文祿元年八月、關白秀次が京阪より名護屋に至る。次夫、次馬、次船を定めたる制狀に、次舟四さんやさるるをくひ、壹艘一里又付て右に公用廿文宛とあるに比較して、大小海船の稱呼及運賃の大概を察す可し。而して是等海船の出入口に木津傳法○一に傳法の二あれども、木津を以て勝れりとす彼の石山籠城に一向宗徒の砦を木津穢多に構へ、又大阪役に大阪諸將の穢多崎福島に築けるは、木津傳法の航路を守備せんが爲に外ならざるなり。慶長九年秋、秀頼、木津川に長さ二町の橋を架せること當代記に見ゆ。吉川家什書、吉川家譜、時右衛門先祖書、川船惣數并御仕置一、件寫、義演准后日記、嚴島文書、當代記、

慶長金

慶長銀
慶長通寶

金錢の比價

銀壹枚

慶長金銀貨
の品質

金銀の比價

通貨は天正の頃始て大判金小判金を造り、文祿年中江戸及駿河に於て武藏墨判小判、金駿河墨判小判金を造りしが、慶長六年五月、大判金小判金の制を改め、別に壹分判金○壹分判金は慶長四年に鑄造せられたるものあり、之を大坂壹分金といふは、武藏墨判、駿河墨判といへると同じく、鑄造の場所によりて命名せしなる、丁銀、豆板銀を造り、同十一年銅錢慶長通寶を造れり。近世貨制の基く所實に此に存す。其價格金は壹分判四枚を以て小判一枚に代へ、小判十枚を以て大判一枚に代へ、錢は永樂錢○慶長十三年通用停止、一貫文又は京錢○寶貨事略に京錢とは異朝代々の古錢のことなりとあり、所謂輕錢是なり、四貫文を以て小判一枚に代へ、而して銀は煎傾のまゝにて大小輕重元より一ならざれば、目方を以て量る。凡そ徳川氏の時、丁銀、豆板銀を用ゐるに、重さ四十三匁を以て銀一枚と定めしかば、丁銀の重さの不足なるものには豆板を足し、四十三匁として之を一枚包といひ、又丁銀の重さの有餘あるものは、三枚包又は五枚包の時、大小輕重を平均して一枚四十三匁に當つるを定法とす。慶長小判金及壹分判金各十兩は重さ四十七匁三分餘、位千分中金八五六九を含み、慶長丁銀は位百分中銀八〇銅二〇を含み、幕府時代の金銀貨を通じて品質分量第一に居る。慶長十四年銀五十匁を以て金壹兩と爲すの令あり、即ち金銀の比價は金一に對する銀一〇六なり。寶貨事略、貨幣通考、三、貨圖彙大、日本貨幣史、

關東は金目
上方は銀目
を用ふ

慶長年間の
米價及錢價

物價をいふに、京都より西國筋は銀目を以てし、關東筋は金目を以てす。三貨圖彙に曰く、上ミ方ハ慶長年ノ末ヨリ貨物ノ品類ヲ表ニ立、米油等ヲ始メ、升目ノモノハ一石何程トシテ、金銀ノ方ヨリ高下ヲナスニ成タリ。前ニ云通り、關東筋ハ金ヲ表ニシテ、相庭ハ升目ノ方ヨリ高下ヲ爲ス也。仍テ關東筋ハ金ト錢トヲ以テ交易融通シ、銀ヲ用ユル事ハ少ナシ。京都ヨリ西國筋ハ銀ヲ貴ヒ、都テ交易ハ銀ヲ以テスルユヘニ、諸品皆銀相庭立ナリ」と。今同書に引く所の京師大徳方丈米錢納下帳以下により、慶長年間に於ける米壹石及錢壹貫文に對する銀價を見るに左の如し。

年	月	米壹石ニ付	錢壹貫文ニ付	引用書
慶長二年	五月	一〇、五分 <small>毎分</small>	三、〇〇 <small>毎分</small>	大徳方丈米錢納下帳
三	八	一二、四〇		聚光院銀錢納下帳
六	八	九、四一	六、五〇	大徳院銀錢納下帳
七	二		三、七〇	同
八	八			聚光院銀錢納下帳

一〇	八	二〇、〇〇	一三、〇〇	同
一	八	二〇、〇〇	一三、〇〇	同
一三	八	二二、七三	一五、〇〇	大徳院銀錢納下帳
一四	四	一九、二五		同
一五	〇	一七、五四		同
一七	四	一五、一六		同
一七	二	一四、九三		同

慶長二年八年は銀錢、同七年は中錢、同十年・十一年・及十三年は精錢壹貫文の價と知るべし。

米穀・蔬菜・魚類等日用の食料品は盛に賣買せられたる如し。慶長十二年四月、大阪大火あるや、毛利宗瑞元〇輝書を益田元祥に與へ、此間大坂町火事候つる由候、歴々町や損申候哉、此方之倉本無事之由可然存候といへり。以て當時の諸侯が此地に倉廩を設け、多量の米穀を本國より輸送し來りて、賣買を試めるを知る可く、大阪冬陣の將に起らんとするに方り、京都所司代板倉勝重辭を設けて關東の穀大阪

諸侯の米廩

青物問屋
鮒賣仲間

魚商

靱町

千波は材木町

大阪大工

に在るもの二十萬石を取りたること、旁證と爲す可し。青物問屋は京橋南詰に軒を列ねて市場を爲し、五十五名の川魚商即ち鮒賣仲間は京橋北詰に鮒市場を開き、近郷近在より持來れる川魚を賣買し、年寄五人を置きて諸事を管理せしめ、又魚商は天満鳴尾町より靱町○東區伏見町一丁目天満町○伏見町二丁目に移り、生魚鹽魚の區別なく取扱へり。靱町○東區伏見町一丁目の名稱は傳へて秀吉此地を巡行し、商人のやすくといへる賣聲を聞き、矢柄ヤサとは太平の稱なり、向後町名を靱と唱ふべしといへるに基くと、阿波座土佐座に於ては兩國特産の物品を販賣したるなるべく、當代記に「千波○今船場ハ材木町タル間、于今板木多之」とあるより考ふれば、材木商は運搬に便ある濱側に群居せしならん。慶長十年冬舟橋秀賢客殿臺所等を新造せんと欲し、大工某をして所要の木材を大阪に購はしめしことあり、其注文によれば、六寸角六十本代五十五匁八分、五寸角五十本代卅六匁、二間半檜七寸六本代、武拾七匁、二間檜壹尺壹本代九匁、二間二尺檜平物二本代拾三匁、上々杉桁五十丁代、貳拾匁、杉桁六十丁代七匁八分、並桁千丁代六拾匁等にして、合計六百拾六匁七分七厘と爲り、之を船六艘に分載し、一艘の運賃六匁なりしといへり。大阪大工の名は多く史籍に散見す、相良文書慶長十一年江戸御屋形作日記に、七月一日銀八

毒藥賣買の
傾城町

外國貿易商
人

教使本願寺
父子の間を
融和す

十八匁五分、大坂大工貳右衛門尉へ渡し、但、五十九日分之手間、一日より一匁五分ツ、同日良四四十七匁二分、大坂大工喜三郎へ渡し、一日より八分ツ、五十九日分とあるは其一例なり。醫師藥種商は毒藥賣買を禁ぜられ、又市中所々に散在せる傾城町は、天正十三年三月に官許せられたるものと傳ふ、其眞偽は兎もあれ、傾城町の存在は一面より見れば、市街賑庶民輻湊の證左たり、而して獨り内地の商業のみならず、大阪商人にして外國貿易に従ふ者數名を出せしは、本市の誇とする所なり。即ち天満イハハキヤ又左衛門は安南アンナムに、同ヒワダ孫左衛門は東蒲寨カンホウサイに、大阪藥屋甚左衛門は艾萊アイライに、同田那邊屋又左衛門は呂宋ルソン及暹羅シヤムに、各幕府の朱印狀を得て往來せり。然れども不幸にして是等諸商人の傳記は今皆詳なる能はず、頗る憾む可し。毛利三代實錄考證、慶長日件錄、相良文書、大坂御陣覺書、青物市場由緒、京橋市場古來書、三町御開發鹽魚干問屋由緒書、并ニ雜喉場之由來、一營代記、大坂濫賜書、一件異國御朱印帳、

四、宗教

本願寺は石山退城に關し、法主父子の間意見の衝突あり、顯如は雜賀に移り、教如は鷺森に退き、奈良・江州安藝に遷り、父子久しく別居せり。教如母如春尼によりて

教如謝罪

數罪を父顯如に謝すれども、顯如容易に之を容れず、天正十年二月、さいりて、
 んく^明のよゝひ、いりゝる事、やと宸念あらせたまひしにより、庭田重保、勸
 修寺晴豐兩卿、敕命を奉じて父子の間を周旋し、同年六月兩卿再び敕旨によりて
 勸諭する所ありき、是月廿七日、教如下間頼康によりて誓詞を出し、今度、始末徒
 者、[○]成令同心事、後悔千万、今より後、湯も水も、御所様[○]顯可爲御
 説次第、北御方様[○]如儀同前、毛頭私曲表裏不可有之、日來、仕置存誤、通
 宜様可被申上事、肝要也、と言ひ、十月、顯如父子物を獻じて朝恩を謝し、教如に黨せ
 る本善寺[○]飯貝、慈敬寺[○]近江、光徳寺[○]能登、光照寺[○]備後、等十數寺、相前後して
 罪を謝せり、此を以て視れば、彼の教如が石山に踏留りたるを以て、豫め顯如と謀
 議の結果に出づるとする説は、父子親和の美を表せんとするに急にして、事實を
 糊塗せるものといふ可し、從つて彼の鷲森合戦と稱するもの頗る信じ難し、本願
 寺由緒書、眞宗年表、明智軍記、陰徳太平記等に、織田信孝、惟住長秀、四國渡海に先ち、
 急に鷲森に顯如父子を襲ひ、將に之を陥れんとせしが、會、本能寺の變報至り、圍を
 解きて去れりとあれど、當時の確實なる記録中一も之に關する記事なし、更に前
 記諸書に載する事實を考ふるに、本能寺の變は六月二日にして、顯如父子の和未

鷲森合戦

だ成らず、争てか居を同じくすべき、况んや顯如は大阪退城後、雜賀に赴きて、鷲森
 に居らず、教如は一旦鷲森に退けるも、其後各地に巡錫せるに於てをや、鷲森合戦
 の一事、斷じて後人の附會説なり、^{本願寺文書、同石山退城一件、大谷光勝家譜}

貝塚本願寺

大阪本願寺

敗死するに會して之を中止し、爾後専ら、欸を羽柴秀吉に送れり、天正十一年七月、
 顯如、教如、顯尊[○]佐超、顯如[○]第二、光昭[○]准如、顯如[○]第三、以下一族男女を率ひ、雜賀より舟に
 乗じて貝塚に移り、居ること二年、十三年五月、秀吉自ら地を檢して、天滿に寺地を
 給ふに及び、再び貝塚より大阪に移れり、寺地は天滿宮會所より淀川に至るまで、
 東西七町南北五町あり、翌年六月より土工に着手し、七月十九日を以て、御影堂の
 棟上式を行ひしが、之より十九年八月、京都西六條に移るまで、此地は即ち本願寺
 門跡の居所として、信徒の參拜諸侯との往來頻繁なりき、天滿宮會所の由己なる
 者、教如の需に應じ、自作の軍記三編を朗讀せしに、第一は別所長治兄弟切腹して
 將卒を助くる事、第二は惟任光秀謀叛、信長父子最後の事、第三は江北合戦、秀吉勝
 利の事なりし由、顯如上人貝塚御座所日記に見ゆ、由己は即ち秀吉事記の著者大
 村由己にして、以上の三編は事記の第一卷播州御征伐之事、第二卷惟任退治、第三

大村由己

を集め、耶蘇教の教義を第一とし、葡萄牙語、羅旬語、繪畫、彫刻、音樂等を教授せしが、安土城兵燹に罹るに及び、京都に移り、また高槻に轉ぜり。天正十一年教師グネツキ秀吉に大阪城に謁し、附近形勝の地を給りしかば、友祥助力して壯麗なる寺院を作り、また學林を高槻より移し、愈、育英布教に従事し、典醫曲直瀬道三大政所の侍女某小西行長其父隆佐、黒田孝高、細川忠興夫人等前後洗禮を受け、侍女某は耶蘇教名をマグダレナ(Magdarena)行長はドン・オーギュスタン(Don Augustin)隆佐はヨアヒム(Joachim)孝高はシメオン(Simeon)忠興夫人はグラシア(Gracia)とす。ひ秀吉も亦、耶蘇教の教義に一夫一婦に限れるは不足なり、其他には不足無し。若し一夫一婦の制だに無くば、予は直に耶蘇教信者となるべし」といへり、されば一千五百八十六年五月四日○天正十四年三月十四日耶蘇會日本管區副長コエリヨがフロイスその外七名の耶蘇會員十五名の日本人教誡師カサト及六名の學林生徒ルムを率ゐ、多數の貢物を齎して大阪城に秀吉に謁するや、謁見の式終りて後、秀吉列座諸將を退かしめ、獨り高山友祥を留め、座を立てて席をコエリヨの傍に占め、日本の一半を耶蘇教國と爲さん、明國征服の後、各地に寺院を建て、人民を耶蘇宗に轉ぜしむべしと語り、尋いで自ら一行を導きて城中を案内し、天守閣の第八層に上り、眼下に六萬

秀吉副長コエリヨを引見す

秀吉の耶蘇會に對する質問

の人夫の工事に従ふを見つゝ、談話を交換すること少時、下りて茶を勧め、又九州征伐の抱負を告げ、肥前を高山友祥及小西隆佐兩人に分ち、長崎は之を耶蘇會に與ふるの免許狀を出す可し、然れども其時期は九州全土を充分に處分し、人質を取りたる後ならざるべからず、然らざれば肥前諸侯の嫉視を受くる恐あればなりといひ、款待一方ならざりしかば、コエリヨは此機に乘じ、帝國內宣教の自由、教師の住宅及寺院を徵發して士卒を宿舍せしめざる事、及大小諸侯其領内の宣教シヨに課税せざる事の特許を希ひ、其承諾を得たりといふ。日本西教史、ムルドック氏日本歴史

耶蘇會の盛況は久しく持續するを得ず、秀吉が之に對する態度は、天正十五年六月を以て一變せり、當時九州征定の事終り、秀吉軍を還して宮崎にあり、十八日夜七○年七月廿四日使を副長コエリヨに遣し、左の五條を擧げ、其説明を求めぬ。

- (一)何故に秀吉の臣下に改宗を迫るか。
- (二)何故に寺院を破壊するか。
- (三)何故に佛教僧徒を逐ふか。
- (四)何故に農事に功ある牛を食するか。
- (五)何故に葡萄牙商人が日本人を購入し、之を印度に送りて奴隸と爲すを認許

するか。

コエリヨ吃驚爲す所を知らざるに、第二の使者相踵いて至り、高山友祥を放逐したる旨を告げたり。而して明日秀吉令して曰く、外國宣教師は廿日間に國外に退去す可く、命に背く者は嚴科に處すべし、又自今葡國商船外國宣教師を便乘來著せしむる勿れ、犯す者は船舶及貨物を沒收すべしと。秀吉が突如として此嚴令を發するに至りし理由として、日本西教史は(一)秀吉當時平戸に碇泊せる葡萄牙商船に博多廻航を命じたるに、之を謝絶せし事、(二)秀吉自ら神位に登らんと欲したるも、耶蘇教徒の反抗すべきを察したる事、(三)秀吉侍醫ヤクイン・トクウン (Jaquin Toquun) を有馬地方に派し、侍妻を求めしめたるに、撰に當りし婦人耶蘇教徒にして、大にトクウンを辱めしを以て、トクウン秀吉に讒誣する所ありし事を列舉せり。然れどもフロイスの報告によれば、トクウンは耶蘇教師等が貴族の感化に熱中するを見て、彼等が靈魂を救ふと稱するは、日本を征定するの口實にして、友祥實に其爪牙たりと思考し、切に之を秀吉に説けり。而して秀吉は當初之を一笑に附せしも、彼の島津氏を征せんとして九州に入るや、九州諸侯及其臣下にして耶蘇教を奉ぜざる者夥しく、一致團結して教父に赤誠を捧ぐるを目撃し、トクウンの

秀吉の耶蘇
教迫害と其
原因

施藥院全宗

言を想起し、耶蘇教の傳播を以て國家の安全と兩立すべからざるものと認め、突如として禁教の嚴命を發するに至りしなりと。此にヤクイン・トクウンとあるは施藥院全宗をいふ。全宗本姓は丹波氏、德運軒と號す。ヤクインは施藥院、トクウンは德運の訛稱なるべし。初め叡山の僧たりしが、秀吉叡山を滅さんとするの志あるを知り、下山して醫を曲直瀬道三に學び、後秀吉に仕へ、大に其尊信を蒙り、言ふ所悉く聽かれ、望む所皆行れ、叡山爲に敗滅を免れしかば、衆徒等深く之を徳とし、彼を藥樹院の開山と爲したりといふ。是を以て觀れば、還俗僧たる全宗が耶蘇教を嫌忌したるは、理當に然るべく、秀吉の外教禁止に關するフロイスの報告は頗る信を措くに足れり。氏日本西教史、ムルドック、日本醫學史、

以上の嚴命により、各地の教師は一二を除き皆平戸に集りしが、會議の結果日本を去るを不可とし、七十名の教師及大阪耶蘇會學林の生徒は有馬に赴きしが、其他或は大村天草に隠れ、或は久留米豊後に潜み、或は依然として平戸に留るもあり、而して秀吉も亦敢て窮追せず。天正十九年閏正月八日一千五百九十一年三月三日、秀吉印度總督の使節として教師バリニヤニ (Valignani) を聚樂に延見し、同伴せるグネツキに京師在住を許せり、文祿四年慶長元年間、日本在留の耶蘇會教師百三十七人、

バリニヤニ

第參編 豊臣時代

耶蘇會教師
信徒の員數

癩病院

氣象臺

大阪城中の
耶蘇教徒

學林生徒・日本人教誡師等六百人・信者三拾萬人に及び、高山友祥は封を褫はれたるも、諸侯の信者には新に毛利秀包・宗義・智・織田秀信・蒲生氏郷等を加へたり。殊に大阪には耶蘇會の外にフランシスコ會 (Franciscans)・ドミニコ會 (Dominicans)ありて各宣教に従事し、慶長十五年大阪に於て洗禮を受けたる者七百四十人、堺に於て洗禮を受けたる者三百人といふ。而して彼等教師は傳道の傍、或は慈善事業に力め、或は科學上に貢獻する所少からず、グネツキが癩病院を建設し、自ら患者の看護に従ひ、又毎年小西行長より白米百俵の寄進を得て棄兒を養育し、○慶長十二年には市内に四ヶ所の癩病院ありて、患者四百人を收容せり、或は耶蘇會員が氣象臺を設け、天候を測り、日月蝕を豫報したるが如き是なり。慶長十八年十二月、徳川氏の耶蘇教禁絶を令せしため、大阪役には明石全登○掃部助即ち耶蘇教名にてはドン・ジョン (Don John)以下多數の信徒大阪城に入り、十字架・救世主及セント・ゼームスの像を描ける六本の大旗を翻して、關東方と戦ひ、六人の教師も亦城中登○二人は明石全に在りて死者の埋葬傷者の看護に従ひしが、落城に際し、五人の外國教師は辛うじて一命を免れ、唯一の日本教師長崎代官村山東安の子フランシスコは亂軍の裡に殺されたり。日本西

ル・ドック氏日本歴史、大阪天主教宣教師社、岡谷、大阪陣と基督教(歴史地理)

方廣寺大佛殿鐘銘稿

京都熊谷直之氏藏

方廣寺大佛殿鐘銘稿 京都熊谷直之氏藏

欽惟 皇國神君昔年主普天之下肩億兆之上外規仁政內歸佛東建故天正

十六戊子夏之孟相收於平安城東創建大觀刹安立盧舍那大像矣蓋

夫慕爾聖武帝南宮之大像時願賴朝公東大之再建者也雖然慶長七

臘月杓四不圓星辨依之變已為烏有矣允含齒之類無不歎惜畢

前任夷大將軍從一位右僕射源朝臣宗康公謂

正二位右丞相豐臣朝臣秀賴公曰舍耶梵刹者

皇國之創建也不幸而有變也不能無遺憾焉

右丞相何不繼 光志乎

那實殿始子慶長己酉壬戌子慶長癸丑矣違畢其功者以

大樹鉤命無暨

右丞相志願不洩也其佛身也萬德圓滿之受用身畢嚴於上之教主也

臺上盧舍那菩上大釋迦兼中小釋迦一華百億國一國一釋迦三重相

聞五為主伴音聲無邊色像無邊之相好不移寸步可立而見矣定變念

象成報土者乎共寶殿也先設樓宇高奔奔雲之上瓊瑤至瑠深傲青泉

之底千楹萬柱大梁小椽楹栴檀雕栴於階階瑤瑤石鈴鐸鳴風聲門

前聳玉扉四四新兜史矣屏忽現下界佳遠島瀛洲已有人聞人天鬼神

所共瞻禮莫天下之壯觀也細探春州紫勃大像七層佛閣冠常且風

猶在下矣如游欲鑄梵鐘以備晨昏金銀銅鐵錫白銀精如丘山火官

治工見肩而雲垂垂暮時香燄耗已散蕩鈞法鐘一時新成矣昔在佛世

梵王下歛騎祇桓金鐘亦不多滾矣周禮所謂千鼓狂舟肩輪旋舞一

不備焉夫鐘者摧折懸懸塵伏塵外三寶為之證明諸天鳥之擁護者也

縱四尺二寸八分 橫二尺九寸一分

經六鐘有十種功德一得梵音二有名聞三識宿命四人皆愛敬五寶蓋

莊嚴六原環路七面八端正八具福德九生天堂十證涅槃是故物皆稱

造石鐘諸佛出興闢賢叱至劍輪頻空南唐寺主異極忽脫其功德甚深

可知矣薄幸一聲上徹天宮下震地行雷鼓電擊雷及微塵刹土使人天

幽明異類耳根清淨聞而警悟以證入圓通三昧其施不憚乎曰故金

香篋庶以之掛者寶樺祀曰仰真依此鴻目

天子萬歲

台齡千秋 銘

洛陽東麓 舍齊道場 覺空瓊殿 普虹畫壁 參花瑞瓦

崔嵬長廓 玲瓏八面 焜耀十方 院裏肥夜 劍甲支春

新鐘高掛 爾音千鐘 響應遙近 律中宮角 十八磬聲

百八聲作 夜禪畫語 夕燈晨香 上影閑豎 遠寺出湖

東迎春月 西送斜陽 玉筍探地 豐山降霜 香怪光讚

敬昔若唐 靈異作夢 功德無量 階陽俊理 國家安展

四海施化 乃歲傳芳 君臣貫珠 子孫盈鼎 慶雲中雲

呈瑞呈祥 佛門柱礎 法社金湯 莫檀之德 水遠山長

普慶長十九年歲至夏十六

大禮那 正二位右丞相豐臣朝臣秀賴公

奉行 片桐東市正豐臣且元

治工 名護屋越前少掾藤原三郎

前任東福住持南禪文英史清辯謹書

東京製版所製版

社寺の造營

方廣寺大佛
殿再興

奉行片桐且
元
大工頭中井
正次

大阪冬役の起因

江戸幕府が恩威相待つて内外諸侯を撫循し、金銀山を發掘して頻に財力の充實を計れるに反し、大阪君臣は京畿諸社寺の造營、攘災祝福の祈禱に、日もまた足らず。その二三を擧ぐれば、大阪にては天正寺生國魂社、京師にては東寺金堂南大門北野社、攝津にては勝尾寺村大宇、豊川中山寺村大宇、長坂河内にては觀心寺御影堂村大宇、元豐田八幡宮村大宇、古市大和にては子守社安禪寺藏王堂、近江にては石山寺、出雲にては杵築社等、皆秀頼の再建する所となりしが、就中鉅多の費用を要し、且つ東西衝突の近因となりしを以て著名なるは、京師東山方廣寺大佛殿の再興工事なり。秀吉創建の大佛は慶長元年の大地震に破摧し、同七年再鑄の擧ありしも、鑄工火を失して佛像融液し、堂宇一夜にして灰燼に歸したるを以て、十三年冬より再び木材を諸國に集め、十五年六月工を起し、片桐且元奉行となり、大工頭中井正次和守大、大工三千人、木引二千人を領して之に従ひ、十七年春に至りて成れり。堂宇の宏壯舊規に依り、桁行四十五間二尺、梁行廿七間六尺三寸、高さ二十五間、柱數九十二本、大棟木の杉材銀九十貫目に上る、其餘類推す可し。而し

て堂内に安置せる大佛は、蓮瓣より頭上まで高さ九間四尺五寸、背部より前腹まで徑一丈九尺七寸、肘より肘まで幅六間三尺五寸あり。西國・中國・北國の諸侯米穀を送りて役を助くる者ありと雖も、之を經費全額より見れば、所謂滄海の一粟に過ぎず。此役秀吉遺す所の千枚分銅○黄金千枚を融合したるもの約廿箇を改鑄費消したりといふ。或は曰く、家康秀頼を勸めて社寺を造營せしむるは、豊臣氏貯ふる所の資財を蕩盡せしめ、以て他日の舉兵を難からしめんが爲なりと。當代記、義演、准后日記、慶長見聞書、慶長日記、

日本西教史、大佛殿圖、大日本史料

大佛殿堂已に成りて鑄鐘の事起る。慶長十九年四月十六日、京師三條の釜座彌右衛門及助左衛門總棟梁と爲り、脇棟梁十一名、諸國の鑄工合計三千百餘人、踏鞴百三十二挺を用ゐ、未明より地金の融解に著手し、已上刻を以て鑄る。京都所司代板倉勝重大阪奉行片桐且元來り監し、親王公卿門跡以下、京師内外の士庶集る者雲の如く、高臺院も亦夜に入りて來觀あり。鐘の高さ一丈八寸、口徑九尺一寸五分、厚さ九寸、費す所の地金一萬七千貫、其銘文は南禪寺僧清韓之を撰せり。かくて百事具備せるを以て、大佛殿堂供養及大佛開眼供養を行ふに決し、堂供養には妙法院常胤法親王○天台宗に屬す、開眼供養には仁和寺覺深法親王○眞言宗に屬すに導師たらんこ

堂供養
開眼供養

清韓

鑄鐘

上棟式

上棟式及兩
供養の中止

棟札鐘銘に
關する故障

とを請ひ、兩供養に出座すべき天台眞言兩宗僧侶の座班は、天台宗左班即ち上座を占むるに決し、又之に先ちて上棟式を行ふに定れり。七月十五日勝重且元書を駿府に送り、來月三日前後に分ちて兩供養を執行するを告げ、且つ秀頼臨會の可否を稟するや、十八日家康本多正純○上野介及金地院崇傳をして之に答へしめ、秀頼の入洛は任意たりと雖も、兩供養を同日に修するを避け、八月三日は開眼供養に止め、堂供養は八月十八日故太閤の十七回忌を以て修すべしといへり。且元十八日は豊國臨時祭に當るを以て、豫定の如く兩供養を三日に執行せんと欲するの意を再申するも、家康斷じて之を否定し、且つ鐘銘棟札皆式に違ひ、文字も亦意に適せず、且つ上棟式を行はんとする八月朔日は、徳川氏の爲に吉日にあらざるを怒り、廿六日且元に命じて鐘銘棟札の稿文を送致せしめ、兩供養を延期せしむ。時に天台眞言兩宗の僧侶已に京師に來會せる者各五百人、供養餅六百石、酒三千樽を積み、諸王公卿の鹵簿方に集り、遠近の士庶廣集し、勢猝に止むべからず、且元先づ儀を修して後に責に當らんと請ひしが、勝重固く執りて聽かず、上棟式兩供養は遂に中止となり了れり。駿府政事録、國師日記、時慶卿記、梵舜日記、日本戰史、大阪役、

純崇傳連署の答書は、棟札鐘銘に於ける駿府の故障を見るに足れり。曰く、今度、
 銘、無案内に田舎衆に被_レ付、不入事共長々敷書付、殊に御諱かと書入、法度悪し、棟
 札も古法可有之所に、押付書にあり、棟梁の名も不書載あり。棟札は檀那奉行、大工
 棟梁の姓名を記すを例とするに、大佛殿の棟札には棟梁中井正次の名を脱し、又
 鐘銘中國家安康の一句に於て、家康の名を載りたるは不祥なりといふに過ぎず。
 善意を以て解すれば、直に氷解し得べき些事なり。従つて且元を難詰する理由と
 しては、銘の文棟札未代に相殘、誹謗にへ者、其時代は天下持に御法度、相紛、様こ
 可_レ成_レ間、如何に被_レ思召ありとあるが如く、茫漠として捕促し難き底のものなり。
 然れども天下持の意は忤ふべくもあらず、銘文を五山に下して其意見を諮ふや、
 五山の願學は妙心寺海山を除き、皆旨を迎へて、清韓故意に銘文中に不祥の句を
 挿みたりと唱へ、事態漸く重大ならんとしければ、且元は是月十七日丸子驛○駒
子に、至り、徳願寺に宿して駿府の命を待てり。其意銘文棟札の事を辯疏して、大
 阪の他意なきを表せんとするにありしが、銘文の可否は恐らくは已に家康の間
 處所にあらずして、關東對大阪の關係を一層複雑ならしむべき大問題は、其胸中
 に成り、將に且元に向つて投ぜられんとす。家康且元を丸子より召すも、之に編を

且元東下す

家康大阪の
浪士召集を
詰る
大藏卿局の
東下

新選組

許さず、正純崇傳を遣して鐘銘棟札の前令に違へるを責め、銘文の毀却を命じ、更
 に新に大阪に於て浪士を召集するの非舉を詰れり。大阪にては淀君大御所の怒
 甚しと聞き、侍女大藏卿局長○大野治を駿府に遣し、に家康直に之を引見したる
 も、且元に向つては遂に對面を許さず、九月七日正純崇傳、大藏卿局及且元に家康
 の旨を傳へ、鐘銘一件は且元の文旨に基くものなれば、之を不問に附すべし。此際
 兩人宜しく斡旋して、東西の扞拮衝突を永遠に避くるに足る親和の實を擧ぐべ
 しといひ、然らば秀頼公をして誓詞を上らしめんかといへる且元の反問に對し
 ては、正純崇傳即座に之を否決し、左様と儀を中々相濟や間敷に、市正に分別
 仕可_レず、御所様を御好被_レ成間敷と答へたり。當時駿府江戸間使者に文書に、往復
 頻繁を極めたるは、豈に此新問題に對する將軍父子の協議にあらざる莫しとい
 ふを得んや。幕府が西國諸侯五十名の起請文を徴し、兩府に對して忒心無きを誓
 はしめ、以て豫め東西交渉の破裂に備へたることは是日なるを見れば、且元が解
 釋せんとする問題の困難なるを豫想し得ると共に、駿府老將軍の深謀遠慮を歎
 賞せざんばあらざるなり。駿府政事録、國師日記、御旗大
 坂記、諸法度當代記、細川家記

片桐且元及大藏卿局は十二日駿府を辭して西に向ひ、十八日大阪に歸りて秀頼

且元三策を
献す

治長等且元
を斬らんと
す

且元疾と稱
し出てす

七組頭の周
旋

に謁し、家康の旨を復命す。且元仍て三策を陳じて曰く、東西の衝突を避くるは、故太閤の遺旨に適ふ所以なり。關東の不安は、(一)秀頼公諸侯と等しく幕府に參勤あるか、(二)母公質として江戸に下らるゝか、(三)大阪城を退きて封土を他に求むるか、三者其一を擇ぶにあらずんば、遂に解くるの期なかるべしと。以上の三策は七日以來、且元が日夜焦心熟慮の結果に出でたるものなりと雖も、大阪の君臣は之を聞きて屈辱の甚しきものとせり。兎角如何様にもして東西の無事を計らんとせる且元の態度は、彼等をして且元款を關東に通ずるにあらずやと疑はしめぬ。憤怒と疑惑とは今や城中に漲れり。淀君母子、大野治長、織田長頼○有樂の子、左門等相議して且元を斬らんとし、且元も亦報を得て急に疾と稱して、二丸の私邸に籠居す。治長謀の漏るゝを知り、急に兵を諸樓に配置し、且元貞隆兄弟一族黨與を集めて之に備へ、城中騒然たり。淀君は、何とやらんそうせりやもすかよ、いふゆめ、○あやこあやこありら、○そもそもしへ、○まよまよいさ、○かひかひすいといひ、秀頼は、左様いふ得、○何角何角雜説す、○由承由承い、我々聊如在無之いといひ、使者頂背相望めども、且元遂に應ぜず。七組頭速見守之○伊東長實伊東長實○丹丹青木一重○民部民部眞野頼包○藏藏堀田正高○頭頭野々村吉安○伊伊中島氏種○式部式部等内証の秀頼に利あらざるを恐れ、

且元退城

守之自ら且元治長の間を奔走し、互に質子を交へ、且元貞隆は高野に退くを約し、城中七門中生玉口○織田有樂の所管を除去、從來片桐兄弟の所管なる玉造口、青屋口、裏手筋鐵門、水手埋門、櫻門、京橋口の警衛、及藏米、金銀、大佛殿造營等に關する諸帳簿を引繼ぎたる後、一族郎從男女三四千、十月朔日、玉造門を出て、大和街道を取り、迂回して居城茨木に退けり。故太閤千百の侍臣中より擇ばれて遺孤輔弼の大任を負へるは、片桐且元及小出秀政兩人なりしが、慶長九年三月秀政歿してより、大阪の浮沈は懸りて且元の雙肩にあり。關原役後、江戸幕府の威望天下を風靡し、諸侯争つて其意を迎へんとするに方り、豊家の社稷を安んじて、故太閤の遺命に背かざらんとするは、夙夜且元が念頭に存する所、而も其根本策としては、徳川氏の疑惑を招かざるの一事あるのみ。是を以て彼が東西親和の實を擧げんとして、畫せる三策は、多少大阪の面目を毀損することありとするも、城中の君臣須らく先づ氣を平にし、心を虚うして、其利害得失を商量すべきなり。不幸城中且元に聽かず、憤怒猜疑交、助長して此老臣を失はんとす。獻策容れられず、孤忠盡すに由なし。殿様御情あく存、又若者ぬきころし可申と申所、無念い付、兵を執りて自ら守り、尋いで居城に退去するに至りし、且元の心事は、何人か多大の同情を之に寄するに吝

なるべき御撰大坂記、北川覺書、大坂御陣山口休庵鳴、長澤聞書、時慶卿記、梵舜日記、駿府政事録、大坂御陣覺書、

兩軍の計畫

東西交渉の斷絶

且元の退城は德豐兩氏交渉の斷絶なり、東西親和の破裂なり、廿五日且元の書狀を得て大阪城中の騷擾を熟知せる家康は、十月朔日板倉勝重の急使に接し、其日會微恙ありしが、氣色頓に快然し、速に之を江戸に告げ、且つ出兵の準備を近畿、北國、中國及西國諸侯に下しぬ。曰く、大和の諸城主は各城に在つて後命を待つべし、伊勢近江、美濃尾張、參河遠江の諸城主は速に兵を發して淀瀨田に、北國諸城主は天津坂本、堅田に、中國諸城主は池田に、西國諸侯は兵庫西宮に、又四國諸侯は舟師を以て和泉の沿海に屯すべしと。其元氣の旺盛にして、命令の神速なる、豫め慮る所ありしや明なり。明日日本多正純書を藤堂高虎に與へ、大御所様今度の仕合も御さし被成、大うさもあく御つりやき被成の間、可爲満足ひ方々への御志おき一段とさうまいり、らちのあさたる儀と存ひ、う様の儀御すさのさちとす、又おさせらる儀ニ御座ひへり、何もうも乍恐よきと存計こひといへるもの、老將軍當日の面目を描きて餘蘊なしといふべし。是に於てか沿道諸侯先づ兵を出し、藤堂高虎

家康諸將に出師を命ず

家康二條城に入る

西國諸侯を封に就かし

秀忠出馬

先鋒となり、大和の兵を督して山城木津に至り、松平忠明○下は美濃諸隊を率ゐて淀に陣し、本多忠政○美は伊勢諸隊を率ゐて枚方に屯し、徳川義直は名古屋を、井伊直孝○直政は彦根を發し、北陸諸侯には松平忠直○三前田利常、淀島羽附近に陣すべしと命ぜられ、又中國西國の諸侯は大阪に會すべきの令を領しぬ。而して家康は第十子頼房を留めて駿府を守らしめ、十一日麾下五百騎を率ゐ、第九子頼宣と相前後して程を發し、廿三日京師に入りて二條城に館せり。傳奏權大納言廣橋兼勝三條西實條救命を傳へて家康を慰問し、公卿諸將來り見ゆる者多く、且元兄弟も亦來り、大阪退城の無狀を謝せり。駿府政事録、大坂御陣覺書、御撰大坂記、藤堂家文書、時慶卿記、國師日記、是より先き將軍秀忠は關東及奥羽の諸侯に出兵を令し、又西國諸侯の江戸城修築に預れるもの、池田利隆○輝政長淺野長晟○長政次鍋島勝茂○直茂の山内忠義○一豊養子、土佐守蜂須賀至鎮○家政子、阿波守等に命じ、皆封に就きて後命を俟たしめしが、獨り福島正則、黒田長政及加藤嘉明三人は、之を江戸に留めて軍に従ふを許さざりき。既にして東北諸侯の軍皆江戸に來會せしを以て、將軍秀忠は軍令を頒ち、行軍薪錢、馱馬の法を定め、松平忠輝○上を留守居とし、伊達政宗、上杉景勝、佐竹義宣に先鋒を命じて先づ發せしめ、是月廿三日大軍を率ゐて西上の途に上り、廿七日清

秀忠家康に二條城に會す
兩將軍の大坂進發を十五日と定む
軍用金
諸侯に銀を貸與す

水に著せり。是時に當り東西の戰機漸く熟し、家康は二條城に池田利隆等を召し、大阪尼崎の地圖を検して頻に軍事を議し、前田利常は嵯峨に、松平忠直は小山河内南河内郡小山に、松平忠明は枚方に、井伊直孝は宇治に、本多忠政は交野より阿倍野に、藤堂高虎は木津より龍田越によりて國府に、淺野長晟は住吉に進み、東西の會戰必ずしも將軍の來會を俟つの猶豫なからんとす。十四年前關原役に會するを得ずして、乃父の不興を被りたる江戸將軍は、苦慮甚しく、書を藤堂高虎に與へ、老將軍に陳して、秀忠到著前に大阪攻撃を開始することなきを求め、又部下を促して急進し、十一月十日伏見に著し、弟義直頼宣及公家衆の迎を受け、翌日二條城に至りて家康に會せり。かくて十三日を以て兩將軍出陣の期と爲し、が、僧天海及崇傳の是日南行に凶なるを説くに及び、改めて十五日と爲し、阪城包圍の活劇は是より將に其本面目を發揮せんとす。駿府政事録、國師日記、當代記、御撰大坂記、徳川禁令考、金銀糧食の運送分配に就きては、東西兩軍共に史料の存するもの少し。當代記に秀忠大垣宿泊月三十一の後、銀貨を江戸より輸送せしむること數回、合計百四十駄に及び、又家康は十一月上旬より三回に銀三千貫目を名古屋より京都に輸送せしめたりとあり。大小諸侯は前に江戸城修築に従ひしがため、軍資に乏しく、池田

諸勢に扶持を給す

扶持の増額

諸國商賣船の入津を促す

利隆淺野長晟鍋島勝茂山内忠義四人は後藤光次三〇庄の推舉によりて、各銀貳百貫目を家康より借り、其他の小諸侯も亦之に倣ひ、而して外藩諸侯は各、銀百貫目を賜ひしが、藤堂高虎は糧米壹萬石を獻ぜしを以て、特に銀貳百貫目を賜へりと。此外糧食に關しては、開戦前板倉勝重智計を以て關東の藏米にして大阪に在るものを取戻し、角倉玄之水路之を伏見に輸送したりといふも、其石數に就きては或は二萬石とし、或は三萬石とし、或は五萬石とす。當代記に三萬石とあるもの恐らくは實數なるべし。尙諸軍の扶持方は、家康の命により、十月二十日より之を給與することとなり、一半は銀、一半は米を以てせり。當時先鋒諸隊中放火掠奪の非行を爲す者多く、禁令頻々として下りしを以て見れば、是等は單に戰爭に伴へる士卒の狼籍とのみ看做すを得ず、然れども十一月廿八日より諸勢に増扶持を給し、遠國衆には一倍を與へ、毎日千五百石を配分せりとあれば、傳法木津兩川口の封鎖を破りしより、水路運輸の便頓に開け、糧食の供給充分なりしにやあらん。兵糧船薪船其餘の商賣船、堺木津難波いづれにても船主の心次第入津し、在陣の諸軍を安心せしむべしとの令、十一月に於て二回迄も發布せられしを以て證とすべし。幕府時代を通じ、讚州小豆島より毎年十一月大阪城へ鹽貳百九俵を上納せ

大阪城内外の守備

るは、冬陣の際片桐且元の催促に應じ、鹽新編等を茨木及茶臼山の家康本營に上りたる由緒によるといふ。當代記、駿府政事録、大坂御陣覺書、寛政重修諸家譜、鍋島勝茂譜考補、御用船加子舊記

大阪城は北東西の三面に河渠を繞し、而して三面共に地勢低平なるを以て、仰いで城を攻めざるべからず、唯南方は一帶の高地相連り、攻め易くして守り難きを慮り、松屋町口より黒門口に至る空堀あり、二丸の堀は幅濶くして水深く、本丸内の天守閣は遠く數里を展望するに足る。然れども今や天下の大兵を受けて、雌雄を決せんとするに當りては、防禦工事を一層完全ならしむるの要あり、即ち惣構堀は石垣無きを以て、新に對岸中央及堀際に各、栗丸太を以て柵を作る。堀は二重堀にして、其裏面に方四寸乃至五寸の角材を横に重ね、上に幅五尺の走板を置き、銃手の奔走射撃に便にす。堀に沿うて所々に二間に四間の二階矢倉を建て、矢間は新に之を切直し、矢間一に騎馬壹騎、鐵砲各壹挺、鎗壹筋を定員とし、又大砲は大抵壹町に壹門を備へたり、之を本防禦線とし、副防禦線は城外數町若くは數十町の地に設けられぬ、即ち南北中島を分てる中津川には若干の守備兵あり、淀川の下流に沿へる野田、福島、海老江、傳法、九條皆、戍兵を置く。傳法川口には大安宅丸、傳法丸、福島丸以下、大船數艘及盲船を繋ぎ、更に番船を配し、且つ柵を水中に結び

福島

博勞淵

磯多崎

眞田丸

大阪諸侯の援を求む

諸侯悉く之を謝絶す

て通船を妨げ、船橋を架して陸路の往來を便にし、其南に連りて博勞淵一に前、阿波座土佐座の支砦あり、道頓堀の川口には磯多崎の砦ありて、木津川の咽喉を扼し、又城南平野口に接近せる丘陵には、眞田幸村請うて砦を此地に築き、兵六千を以て東軍に備ふ、其地方百問許、四周に柵を繞し、柵外に空濠を堀り、菱を散じ、一小狭路を以て本城の惣堀に通じ、城中と交通す、所謂眞田丸眞田山の名あり、是なり、長瀬

開書、大坂御陣山口休庵、北川覺書、見

東西一度旗鼓の間に見ゆるに至らば、故太閤勳奮恩顧の諸侯及轉軻不遇の浪士は、先を争つて大阪に與するならんとは、城中君臣の固く期待せる所なりき。是を以て一方には金帛を散じて浪士を召集すると共に、一方には使を島津家久、伊達政宗、淺野長晟、福島正則、蒲生忠卿氏卿の孫、下野守、池田利隆、池田忠雄輝政三男、輝政三男、等に送りて援助を求め、殊に家久に對しては、使者の往復三回に及べり。然れども家久は關原役に父惟新が西軍に加れるを以て、既に故太閤に對する報恩を果したりとし、御所様被成御取立、數年種々御高恩之儀、世上に無其隱事候條、背御當代申儀不罷成候と答へ、秀頼贈る所の正宗長銘の脇差を返却せしが、此の如きは、一島津氏に止らず、或は城中贈る所の書狀を幕府に呈して、貳心無きを表し、或は其使者を

浪士大阪に
集る

捕へて幕府に送り、甚しきは之を斬殺したるもあり。往年の關原役に於てすら、豊公恩顧の諸將中、縦令西軍の主謀者石田三成に對する憎惡に因るといふと雖も、尙關東に荷擔したる者少からず、况んや關原役後幕府の恩威併せ布くこと十餘年に及ぶ。今に於て誰か敢て能く幕府に抗するの愚を演ぜんや、之に反して民間に蟄伏せる浪士は、其希ふ所風雲に乗じて、一國一城の領主たらんとするにあり。加ふるに彼等の多數は關原役敗殘の將卒にして、常に一矢を幕府に報いんとす。是を以て東西事ありと聞くや、彼等は其運命を乾坤一擲の間に試みんと欲し、續々として秀頼の麾下に馳參ぜり。即ち眞田幸村は五拾萬石の約束にて紀州九度山より、長曾我都盛親は土佐一國の約束にて京師より入城し、幸村は人數六千を具し、盛親は最初人數五千の著到にして、其後二三千人を抱へ、其他仙石宗也○豊前守、明石全登、毛利吉政○一本勝永と、織田長頼、京極備前、石川三長○玄、石川康勝○三弟、肥後守、後藤基次○又兵衛、山川賢信○刀帶、北川宣勝○次郎兵衛、御宿正友○越前等、少きは人數三百、多きは一萬を具して籠城し、是等人數持の浪士は各三十萬石五十萬石の約束なりしといふ。中にも幸村、盛親、吉政を三人衆と稱し、之に全登及基次を加へて五人衆と稱したりといへば、是等は浪士中の巨擘にして、之に加ふるに城中在來

三人衆
五人衆

竹流金
千枚分銅

大阪落城後
の發見の金銀
の目數

米穀の蒐集

の將士には、大野治長、治房○主馬助、道犬○治の三兄弟、木村重成、郡良列○上馬首、南條中書成○忠、横島重利○玄、赤座直規○内膳、及七組頭等あり、兵數合計九萬六千、分れて本丸二、丸三、丸及城外の諸寨を守れり○薩藩舊記、島津國史、駿府政事錄、御撰大阪記、山口休菴咄に、入城の諸牢人馬上一騎に付黄金二枚の代として竹流二枚を賜ふとあり。竹流は故太閤が軍用の爲に備へたる千枚分銅を鎔解し、之に筵目を附せず、たゞ刻印一個を捺せるものにして、一個の重量四拾八匁といふ。蓋し當初は判金を與へしも、判金盡くるに及びて、竹流を用ふるに至りしなり。城中貯ふる所の千枚分銅は其數を知らずと雖も、大阪落城後、後藤光次が城墟の金銀を檢して、金二萬八千六十枚、銀二萬四千枚を獲たりとあるを以て見れば、城中所在の金銀は兩度の戦費を支辨して、猶多額の殘餘ありしなり。糧食の蒐集は當時既に商品の大集散地たりし大阪に於ては、難事にあらざりしこと論を俟たず、殊に米穀の如きは、九月末より人を近國に派して之を求め、十月二日大阪にある福島正則の藏米八萬石、諸大名の藏米三萬石、町人米二萬石を徵發し、町人米には代銀を支拂へり。されど十二月に及び、世上にては米價一石銀拾七八匁なるに、大阪にては百廿匁に騰貴せりといへば、包圍の形勢漸く成るに及び、寄手は糧食を得るに自由を

増し、城内は之に反して、次第に逼迫を告げしなるべし。又武器は主として奈良及堺に求めしこと、十月上旬板倉勝重奈良奉行中坊秀政○左近大ををして、市民の武器を大阪に賣るを禁ぜしめ、又同月中旬大阪より兵を堺に出して、鐵砲玉藥等を奪ひしにて知るべく、堺が鐵砲鍛冶に著名なること、また辯を須るざるなり○大坂御神。天下の名城に據り、九萬の將士を擁し、且つ金銀糧食に富む。大軍襲來すと雖も、敢て恐るゝもの無きに似たり。然れども秀頼に全軍を統率する威望及經驗を闕けると、譜代衆即ち從來の在城者と、新座衆即ち新入の將士との間常に意思の疏通感情の融和を闕けるとは、大阪方の二大弱點なり。故に軍議の席上、未だ曾て意見の合一を見たることなし。初め幸村城外出戰の策を建て、東軍の集中せざるに先ち、一は京街道より京師を攻め、一は大和街道より伏見を陥れて、宇治瀬田を扼守せんとせしが、議行れずして止み、又家康天王寺に陣せざるに先ち、之を撃破せんとする新座衆の意見も、七組及治長の排斥する所となれり。而して大阪自ら城外の市街を焼き、又火を天王寺に縱ち、○此時堂塔皆燬て、愈籠居に決するや、諸將功を樹つるに急にして、その擔任方面に不平を訴ふる者ありしかば、抽籤を以て部

署を定めんとしたるに、抽籤奉行たる大野治長渡邊糺○内兩人先づ相争ひ刀を手にして立つの失態あり、甚しきは横島重利關東内通の嫌疑を以て、一旦捕縛の厄運に遭へるあり、外未だ戰を交へずして内既に敗るものと謂つべし。○難波戰記、川登

戦闘の経過

十月十二日赤座直規横島重利堺に入り、市内の兵器を奪ひ、翌日堺奉行所を襲ひ且元の援兵を破りたるを衝突の發端とす。直規等堺に留りて附近を抄掠すること十餘日、藤堂高虎國府村○公室年譜略に國分村の大字にして、兩地相距る遠からに入るを聞きて引還り、大野治房の部將薄田兼相○正は火を平野郷に放ちしが、松平忠明石川忠總○主等の淀より飯盛を経て進み來るを知り、速に兵を收め、出口村○北河内郡に於て淀川堤を決し、一旦枚方の通路を絶ちたる城兵の一部隊は、美濃諸將の撃退する所となり、又中島方面にありては大和田の成兵先づ敗れ、十三○攝津西成郡中津村の成兵尋いて潰え、此方面に襲來せる中國諸侯池田利隆二弟忠繼○左衛門督、忠雄有馬豊氏○玄、森忠政○長可守等の諸隊は皆神崎

大阪城包圍の形勢成る

茶臼山

川を渡りて北中島に入り、包圍の形勢漸く成れり。家康諸軍に令して獵に戰鬪を開始するを禁じ、十一月十五日二條城を發して木津に至り、急に麾下を率ゐて奈良に向ひ、法隆寺を経て十七日住吉に至り、安倍野住吉間に陣せる藤堂高虎松平忠直前田利常并伊直孝本多忠政淺野長晟蜂須賀至鎮等諸將を見、特に藤堂高虎前田利常を召し、地圖を案じて攻撃方面を部署し、又秀忠は同日伏見城を出て、枚方枚岡を経て十七日平野に陣し、十八日父子相携へて茶臼山に上り、大阪城の形勢を瞰視し、諸軍に令して塹隍を掘り、土山を築きて城に逼らしめ、令了りて後各、其本營に還れり。長澤開書、國師日記、松原自休大坂軍記、駿府政事録、御撰大坂記、大坂御陣覺書

穢多崎陥る

新家陥る

是日勝間に陣せる蜂須賀至鎮茶臼山に至り、穢多崎を攻めん事を請ふ。家康之を許し、淺野長晟をして至鎮を助けしむ。穢多崎は石山合戦に穢多城のありし地に於て木津川口を扼守す、薄田兼相之を守り、別に軍船廿餘艘を備へしが、十九日未明至鎮水陸兩路より攻め、一舉して之を陥れ、部將中村重勝近右をして代り守らしめ、而して穢多崎と南北相應じて傳法川口を扼守する新家今北區西野田新東町同西町となるも、是日水軍の將九鬼守隆嘉隆の長門守向井忠勝將の略取する所となれり。是より先き守隆小濱光隆部民大船六艘早船五十艘を以て傳法川口を監視し、出入の

大安宅丸

船舶を檢閲すること數日、向井忠勝敵情を偵察報告するに及び、之と協力し、水中の柵を抜き、大安宅丸に上りしかば、新家の兵遂に支へずして遁れ、野田福島方面の守將大野道夫は退きて福島松原自休大坂軍記、大坂御陣覺書の砦に據り、彼我の小衝突絶えざりき。駿府政事録、御撰大坂記

鳥飼堤の工事

春日井堤の工事

大阪城の要害を構成するものは、淀大和二河の力多きに居る。故に之を枯渴せしむれば、其要害の大半は失はるべきなり。是を以て家康二條城に在りし時、既に松平忠利主頭伊奈忠政後守筑兩人に命じ、淀川の西岸鳥飼の堤防を截り、流水を悉く神崎川に入れて大川を涸さんとせり。然るに今や攻圍の形勢全く成りしかば、秀忠家康に住吉に見え、本多正純父子藤堂高虎安藤直次刀帶成瀬正成人正等召に應じて席に連り、軍事を議すること數刻、單に鳥飼附近に於て淀川の水を支流に落下せしむるのみならず、更に一步を進め、本流を閉塞して全く城濠を涸し、而して後天満口船場口及天王寺口より一齊に總攻撃を開始するに決し、攝河兩國に土俵二十萬俵を課す。この閉塞工事は春日井北區澤上江町なり、今より對岸に施し、中津川によりて淀川の本流を排泄せしめんとするものなり。十一月廿五日家康伊奈忠政に工事監督を命じ、又是日秀忠と議して、鳴野今福兩柵占領の令を傳

鳴野今福役

へ駿府政事録、寛永諸家系圖傳、松原自休大坂軍記、大坂御陣覺書、城の東北大和川を隔て、南に鳴野庄○東成郡北新開あり、北に今福村○同郡今福江あり、兩地の左右皆水田にして人馬に便ならず、大野治長の部下柵數重を設け、交番之を守る廿六日拂曉、佐竹義宣兵一千五百を以て今福砦に、上杉景勝兵五千を以て鳴野砦に向ふ。今福の守將矢野正倫泉○和義宣の先鋒澁江政光○内と戦つて敗死し、鳴野の守將井上五郎左衛門等百餘人も亦戦死す。城將木村重成後藤基次佐竹隊の先鋒既に片原町に至ると聞き、未刻兵三千を率ゐて城外に突出し、同時に七組頭及渡邊糺木村主計等兵一萬を率ゐて景勝の軍を撃つ。景勝力戦して之を却けしが、今福方面は城兵の鋒鋭甚だ鋭く、前に失ひし諸柵を奪還し、佐竹隊にては政光重成と相搏つて討死を遂げ、以下死傷多く、義宣憤恨衆に先ちて指揮するも、能く一人の返戦する者無し。乃ち使を景勝に遣りて援を求めしかば、景勝之を諾し、銃卒七百を分ち、大和川の中洲より城兵に側撃を加へ、城兵避易して復進む能はず、此の如くにして當日の戦闘は終り、東西互に柵を樹て、戍兵を置き、篝火を明にして夜を徹せしが、數日の後城兵鳴野今福兩口の營舎を燒きて備前島に退けり。駿府政事録、御撰大坂記、松原自休大坂軍記、大坂御陣覺書、大坂御陣山口休庵鳴北川覺書、長澤開書、

城兵福島を棄つ

福島丸傳法丸

博勞淵陥る

城西の方面に於ては、池田忠繼中津川を涉りて南中島に入り、池田利隆有馬豊氏等止りて北中島にあり、九鬼守隆向井忠勝は新家を略してより福島に向ひ、彼我砲戦を交換すること殆ど連日、廿九日卯刻福島の井樓を陥れ、福島丸傳法丸及盲船一艘を捕獲して敵兵を天満に走らしぬ。是日忠繼海老江の地形を偵察し、野田福島の戍兵を誘撃せんとす、然るに敵兵已に退却せしを以て、野田に入り、上福島に放火して此に陣し、利隆等其孤軍深入を危み、中津川を涉りて之を救はんとせしも、軍監城昌茂泉○和の沮止する所となれり。駿府政事録、當代記、大坂御陣覺書、大坂冬陣日記、博勞淵は後世上博勞町下博勞町といへる地にして、斜に江子島に對し、薄田兼相兵七百を率ゐ、井樓を堤上に築きて之を守る。東軍已に穢多崎を陥ると雖も、穢多崎博勞淵間洲渚○後の寺あり、蘆荻叢生し、城兵屢此間に出沒して狙撃を恣にするを以て、家康先づ石川忠總に命じて蘆荻を刈除せしめ、又水野勝成○日永井直勝○右をして江子島に仕寄を設けしむ。廿八日忠總請うて其仕寄を受け、進んで敵砦を攻めんとするや、穢多崎の守將中村重勝之を聞き、急に仕寄を博勞淵の對岸に施し、翌日黎明重勝同僚森甚五兵衛と水陸に分れて攻撃を開始し、同時に忠總は江子島の北より對岸に涉れり。薄田兼相要害を恃み、備を懈りて外に在り、戍

阿波座
土佐座

兵苦戦すれども守る能はず、砦を棄て、走り、蜂須賀隊は阿波座を占領して古屋敷○至鎮舊邸に入り、石川隊は辰刻土佐座に入り、淀川の下流は今や全く東軍の手中に歸したり。是に於て西軍船場天満の支ふ可からざるを知り、所在に放火して兵を城中に集め、東軍代つて船場天満に入り、蜂須賀至鎮は南御堂○御撰大坂山口休庵唯には津村別院に作る、に陣して本町橋に對し、松平忠明山内忠義淺野長晟は其右に、池田忠雄鍋島勝茂石川忠總は其左に陣し、池田利隆有馬豊氏池田忠繼森忠政等は天満に陣せしが、忠繼忠政は數日の後、命によりて船場に入り、今橋口に對しぬ。駿府政事録御撰大坂記大坂御

城南方面にありては、十一月十二日、藤堂高虎本多忠政等、家康の命を以て天王寺に進軍し、諸隊之に次ぎしが、輕進禁止の令あるを以て、未だ城兵と鋒を交ふるに至らず、柵を設けて徐に機のを待てり。已にして兩將軍進營の議あり、即ち家康は住吉より茶臼山に、又秀忠は平野より岡山○後に御勝山といふ、東成に移らんと欲し、十二月二日諸將に命じてその陣地を前進せしむるや、一轉して當方面に於ける總攻撃となり、東軍の大失敗を以て了れり。是時に當り、先鋒諸隊城と相距る、遠きは十町、近きは五六町に過ぎず、前田利常は最右翼にありて眞田丸に對

家康茶臼山
に秀忠岡山
に進む

眞田丸及八
丁目口役

し、井伊直孝は松平忠直と相並んで八丁目口に對し、藤堂高虎は其西に屯して谷町口に對し、伊達政宗は最左翼にありて松屋町口に對せり。四日丑刻利常の先鋒篠山○眞田丸の占領の目的を以て發程したるに、將士功を争ひ、盲進して眞田丸の下に至り、朝霧に乗じて將に其壁を攀ぢんとす。井伊松平の諸隊皆之に倣ひ、進んで空濠に入り、八丁目口城門の東壁を引墮すこと二十間、眞田丸の守將眞田幸村八丁目口の守將木村重成城兵を指揮し、銃を放ち、石を飛して之を防ぎければ、竹東及楯を携へざる東軍は、死傷相踵ぎ、徒に濠底の凹處又壁下に附著して銃丸を避くるのみ。城兵之に乗じて突撃し、東軍死傷愈多く、日既に午を過ぎて戦愈劇し。家康諸隊の卒爾開戦せるを怒り、收兵の命を傳ふるも、諸隊敵の追撃を畏れ、又互に隣隊の進退を候ひ、敢て動かず、使者數回に至り、諸隊漸くにして兵を收めぬ。當日の戦況を目撃せる山口休庵は、堀へ入らず、城への乗らず、跡へのひりれ不中、堀の内を東西へ掛廻り、中を鉄砲又石にて不殘打殺し、といひ、又前田家の士森某幌に敵丸を受くること四十八といふ。以て戦鬪の慘烈なりしを想見すべし。大坂御陣山口休庵、北川覺書、駿府政事録、御撰大坂記、松原自休、大坂軍記、大坂御陣覺書、御

大阪方は曩に諸侯を召致して失敗したるに拘らず、使を池田利隆及忠雄に遣り

内應反間

て歎を城中に通ぜしめんとし、又秀頼藤堂高虎の内應を賞するの書状を作り、故に之を家康の耳目に觸れしめ、以て離間の策を成さんとせり。然れども利隆忠雄は使者を捕へて之を住吉に致し、また家康は高虎内通の虚なるを知りて、使者を城中に放還せしが、此の如き勸誘策は關東方に於ても屢之を用ゐ、或は大坂將士の家族の南都に潜匿せるものを搜索捕縛せしめ、或は間を城内に入れて南條忠成、真田幸村に歸降を説き、或は降る者は舊邑安堵故の如くなるべしと言はしめたり。幸村は謝して應ぜず、忠成は内應を諾し、事顯れて部下と共に七組頭の殺す所となり、又生田宇庵は箭文を淺野長晟に投じて、城中を脱出せんといへり。籠城將士の心必ずしも一途に出てざりしを知るべし。駿府政事録、慶長見聞書、大坂御陣書、大坂御陣書、

真田丸及八丁目口激戰の翌日、秀忠土井利勝○大を茶臼山に遣し、日を期して四面齊しく攻撃を行ひ、一舉して城を抜かんと請ふ。其意蓋し東西媾和の議あるを聞き、速に敵を掃蕩し、長に後患を絶たんとするにあり。然るに家康之を斥け、小敵と見て侮るべからず、戰はずして勝つを良將といふことありといひ、敢て秀忠の意を顧みざるが如き狀あるも、而も總攻撃の準備は著々として歩を進め、去月廿

秀忠總攻撃を行はんと請ひ家康之を止む

淀川閉塞工事成る

渡邊備後坑道

家康の眞意

五日より著手せる淀川閉塞工事は、伊奈忠政監督の下に、福島忠勝○正、毛利秀就の衆計一萬五千及角倉與一の淀船數百艘を役し、是月九日に至りて成れり。堤高さ一丈、幅十五間、淀川の水皆中津川に歸し、城北大和川ありと雖も、大川の水深僅に膝を没するに過ぎず。家康攻圍諸軍に令し、九日以來毎夜數回一齊に吶喊し、銃砲を連發せしめたるは、敵をして寢息するを得ざらしめんが爲なり。中井正次をして梯子熊手を造らしめ、之を諸營に配付したるは、城壁攀躋に資せんが爲なり。淺野長晟山内忠義に命じ、土俵を準備せしめたるは、東横堀川を埋めて徒渉に便ならしめんが爲なり。又渡邊備後の策を用ゐ、數百の工夫を使役し、藤堂井伊前田三氏の陣所より城中に向つて坑道を鑿たしめたるは、之に火藥を裝填し、投火一點、直に敵の城廓を粉碎せんが爲なり。坑道は幅二間半、高さ一間、木材を以て支柱となし、土砂の崩壞を防ぎ、三尺毎に燈火を置きしが、穿つこと凡そ一町に至る比、和成りて工を止めたり。夫れ此の如く一面に於て總攻撃の請求を斥け、一面に於て總攻撃の準備を整ふるは、事甚だ解すべからざるが如し。按ずるに家康が最上乘策と爲る所は、多大の兵力を損じて城を陥れんより、寧ろ刃に觸らずして秀頼母子を慥伏せしめんとするにあり。總攻撃の準備は、之を實施して金扇の

馬標を城上に樹てんとするにあらず、唯其準備の進捗せるを示し、城中の將士をして勝利の望むべからざるを自覺せしめんとするにあり。諸軍の陣前に土壘竹束を設けて、一人の兵士を損ずるを惜みたるは、媾和の議の城中より出でずして、却て東軍の本營より起りたるは、能く此間の消息を示せるにあらずや。駿府政代記、御撰大坂記、慶長見聞書、寛政重修諸家譜、大坂御陣山口休庵、幸島若狭大坂物語

媾和

十一月二十日家康本多正純に命じ媾和勸告の書を作り、後藤光次をして之を大野治長織田有樂に致さしむ。大意は去月以來度々大野治純○治長の壱岐守を以て申通じたる和議を、秀頼の承引あるやう盡力すべしといふにありしが、二人諾せず。家康正純に命じ、廿四日再び書を治長有樂に遣し、文書の往復のみにては意を悉し難きをいひ、然るべき使者を求めしに、治長よりは米村權右衛門、有樂よりは村田吉藏を送り來りしかば、家康兩使に諸將獻ずる所の城中の書を付し、天下の諸侯遂に一人の關東に背く者なきを示し、懇に媾和を諭しぬ。然るに翌月二日有樂書を光次に送り、秀頼媾和を肯せず。微力の及ぶ所にあらずと告げ來りしにより、家

媾和談判の開始

家康の提議
浪人赦免
秀頼轉封

大阪の回答
淀君東下
大阪増封

本町橋の夜襲
塙直之

康更に正純光次をして之に答書を與へしめ、強ひて秀頼を勸めて和議を結ばしむべしといひ、又有樂の城中より來りて事を議せんことを求め、六日更に正純をして促す所あり。之に對して村田米村の兩使が茶臼山に齎せる有樂治長八日付の書狀中、今度當城へ相集ひ諸牢人、無異儀様ニ可有御馳走由、大野修理方へ被仰聞ひ通令満足ひ、御國儀、自此方被仰様も可有之の間、可有御馳走ひ哉、猶於御同心者、重あ可や入ひとあるを以て見れば、當時已に媾和條件として、城中諸客將の罪を問はざると、秀頼轉封の件とを家康方より提出したるを知るべきなり。而して關東方より要求したる兩御所出馬の色目、即ち規模に對する報償につきては、城中容易に決せず、漸く十五日を以て、城中より兩使をして正純光次に答へしめたる所は、淀君質として江戸に赴かんといふにあり、而して之と同時に、諸浪人に俸祿を給せんが爲、増封を請ふといひしが、家康諸浪人に知行を與ふるの理なしとして聽かざりき。御撰大坂軍記、大坂御陣覺書、大坂軍記、大坂御陣覺書、大坂御陣覺書

談判は遅々として進まず、東西兩軍は日々砲撃を交換するに止りしが、十六日夜半大野治房の部將塙直之○圍右が、本町橋筋の南に陣せる蜂須賀隊の先鋒に試みたる夜襲は、城兵棹尾の活動とこそいふべけれ。蓋し穢多崎博勞に於ける大野

氏一門の敗辱を雪がんが爲にして、至鎮の先鋒隊にありては事全く不意に出て、中村重勝以下戦死する者廿餘名、已にして本隊の兵至り、城兵を尾撃して本町橋橋詰に戦ひ、重勝の子若狭城兵一人を斃して當座に父の仇を報いぬ。大坂御陣山口休庵嘯山

府政事録、御撰大坂記、長澤聞書、大坂御陣覺書

禁中の御扱は無用

常高院

阿茶局

將軍父子出陣以來、朝廷にては傳奏廣橋兼勝三條西實條を遣して數慰問せしめ給ひ、殊に十二月十七日には、兩敕使茶白山に至りて歸洛を諭し、且つ速に和議を成すべきの内旨を傳へたり。然るに家康禁中よりの御扱は無用として之を拜謝したるは、和議の條項を單に彼我兩者の間に於て議定せんと欲したるによりといへども、談判は日を久しうして未だ決する所無し。家康その遷延の淀君の干渉に基くこと多きを知り、京極忠高若守の母にして當時在城中なる常高院をして、姉淀君を説かしむるの策を採り、而して常光院との應接に充てんが爲に、京都より阿茶局家康の妾、神尾氏を召し、又一方には淀君を威嚇せんが爲に、砲術に精しき者數十名を撰び、南は高虎忠直、東は義宣、北は菅紹定、芳織部正の陣地より、城中を砲撃せしめ、彈丸或は天守閣の柱を撃碎し、或は淀君居る處の千疊敷に中れり。淀君大に驚き、速に和を成すべきを秀頼に勧め、秀頼仍て諸將を集めて其利害を問ひしに、

媾和條件

誓書の交換

木村重成の風儀

後藤基次守城の難きを説き、外に諸侯の應援なく、内に將士の相疑ふあり、而して糧食彈藥も亦限あり、一旦和を媾じて時機の至るを待つに如かずと唱へ、諸將之に賛同せり。是に於てか十八十九兩日、本多正純阿茶局を伴ひ、京極忠高の營に就き、常高院を城中より招き、(一)城中新古將士の罪を問はざるべし、(二)本丸を除き、(三)丸の濠を埋むべし、(三)淀君質となるを得ざるを以て、有樂治長各質子を出すべしとの三條を約して和忽ち成れり。駿府政事録、松原自休、大坂軍記、大坂御陣覺書、日本西教史

家康方にては正純光次、城中にては有樂治長等、智謀の策士が前後三十日を費し、使者の往復數回に互りて、尙決せざりし和議の條項は、阿茶局常光院の織手を通じて、僅に兩日にして容易に決したるなり。因て有樂治長は約の如く各質子を出し、淀君は物を贈りて音信を通じ、廿二日家康父子及秀頼互に誓書を交換し、大阪よりは木村重成郡良列、家康よりは板倉重昌勝重次子、内膳正秀忠よりは阿部正次備守を出して、誓書の血判を見届けしめ、世に傳ふ。重成是日は白小袖の上に淺黄小袖を重ね、麻上下を著し、誓紙を入れるべき文箱をば、淺黄の袱紗に包みて頸にかけ、蘆毛の駒に打乗り、供人七人を具し、郡良列は貳百騎を率ゐ、小具足にて之に従ふ。天王寺口より茶白山に至り、京極忠高の案内にて門前に下馬し、本多正純の出迎を

受け、玄關を上り、重成は書院の中央に進み、良列は次の間に止る。上段には綿子の上に茶色縮緬の小袖、同じ色の胴服、綸子の袴に茶縮緬の頭巾を被れる大御所あり。諸老臣其左右に列りて各威儀を整ふ。重成此間にありて進退禮に適ひ、恙なく使命を終へたりと。彼は關白秀次の重臣木村常陸介の一子として生年廿一歳、此は従一位右大臣征夷大將軍源秀忠の父として齡七十三を重ね、一は今福嶋野の初陣に、比類なき高名して敵味方を驚かしたる若武者なり、一は大高城の後詰以來、幾度か死生の間に出入したるも、尙一戦を遂げて徳川氏百年の大計を定めんとせる老雄なり。兩者對顔の光景眞に一幅の活畫圖といふべし。政事録、國師、松原自休、大坂軍記、御撰、大坂書、徳川實紀、

廿四日家康東軍諸將の祝賀を受け、又有樂治長を引見し、翌廿五日茶臼山を發して二條城に凱旋し、秀忠は尙行營にありて壘柵撤去、城濠埋没の成るを待つ。松平忠明、本多忠政、本多康紀○美濃守等主として工事を監し、諸侯一萬石以上三萬石以下二十人、三萬石以上五萬石以下三十人、五萬石以上七萬石以下五十人、七萬石以上十萬石以下百人、十萬石以上十五萬石以下二百人、十五萬石以上二十萬石以下四百人、二十萬石以上二十五萬石以下八百人、二十五萬石以上三十萬石以下千五百

家康二條城に凱旋す

城濠埋没

二丸の濠を埋めたるは違約にあらず

人、三十萬石以上五十萬石以下二千人、五十萬石以上百萬石以下三千人の兵を留めて役に充てしめ、其他は悉く邑に就きて休息せしむ。工事は廿三日より著手し、三丸の濠壘は數日にして壞平するを得たれども、二丸の濠は幅廣く水深くして填塞の功猝に成らず、翌年正月十八日に至り、功略成りしを以て、明日秀忠岡山の營を撤し、伏見城に凱旋せり。元寬日記慶長見聞書等に、初め東西の和議を講ずるや、惣堀即ち惣構の堀を埋むるの約あり、然るに忠明、正純等惣堀は即ち凡て有る所の濠を指すと曲解し、城中の抗議を顧みずして事に従ひ、秀頼、青木一重、伊東長實をして違約を家康に訴へしめしも、機已に失し、二丸の濠は遂に東軍の詭計によりて壞平せられたりと爲す。然れども、二三丸の濠を埋むることは、十二月十九日、常高院が京極忠高の陣營に就き、本多正純、阿茶局に會したる時、大阪方より提案したるものなること、松原自休、大坂軍記に見え、又金地院崇傳が同月廿一日細川忠興に與ふる書中にも、當表儀、從城中様、御詫言、筋目御座、惣構、堀二三丸、堀何もうめ、本丸斗、其、上如何様共、大御所様上意次第の通、相濟、中、あるを以て見れば、元寬日記見聞書等の所傳は誤謬たるや明なり。政事録、國師、松原自休、大坂軍記、御撰、大坂書、慶長見聞書、元寬日記、

十二月廿八日家康入朝して和平の成立せるを奏し、白銀及綿を進獻し、二條城に元和元年の歳首を迎へて歸東の途に就き、秀忠は正月廿四日伏見城より二條城に入り、入朝進獻家康の時の如く、尋いてまた東に向ひ、二月十四日家康は駿府に秀忠は江戸に歸り、城濠填塞に従事せる諸侯は、去月廿四五日を以て大阪を發し、皆歸國の途に就けり。この前後東西兩軍共に、將士の功を論じ、賞を行ひ、幕府は戰鬪に與りたる諸侯全般に三年間の徭役を免じ、井伊直孝を佐和山城主に封じ、十五萬石を賜ひ、蜂須賀至鎮に松平姓を賜ひ、向井忠勝安藤正次等に俸祿を加へ、蜂須賀佐竹上杉の家臣等に感狀、黃金時服を與へ、又城中にては木村重成以下に感狀、武具金銀等を頒ちたりといふ。駿府政事錄、時慶卿記、御撰大坂記、寛政重脩諸家譜、老士語録、

大阪夏役の起因

戰塵已に收りて、東西の贈答音信頻繁に行れ、世は泰平の春を謳歌すと雖も、妖雲未だ必ずしも全く一掃せられたるにあらず、秀頼の轉封及増封問題に就きては、媾和の條項中途に何等の議定する所無かりしなり、伊達政宗等媾和の成るを聽き、後患あるを慮り、家康に告げて速に之を除かんといい、又城中の客將一人とし

て退出せる者なきを以て見れば、彼我共に再戰の遠きにあらざるを期せるが如し。家康歸東の途に就きしより、或は鷹を放ち、或は一所に掩留し、久しうして駿府に歸らず、自ら其所以を説きて、將軍に對面せんが爲なりといへり。此間將軍の使者は數家康の許に至りて、濠壘壞平の情況を報じたりしが、中泉に於ける家康父子の密談、駿府に於ける家康利勝の密談等、固より其内容を知る能はずと雖も、話題は必ずや濠壘壞平以上、即ち恐らくは大阪に對する前後策を講じたるものならん。二月七日辰刻、將軍家渡御中泉、先獻御膳、暫有於奥、間大御所御對面、本多佐渡守同上野介召御前參候、御密談移刻、暫有而土井大炊助召御前、御密談將軍家御退出とあるもの、其形勢の尋常一様ならざるを知るべく、所司代板倉勝重は是月下旬浪士小幡景憲○助に策を授け、城中に入りて其内情を報知すべきを命じたり。駿府政事錄、景憲物語、

大阪再舉の形迹は掩ふ可からざる事實となり、外郭に塀柵を設け、填濠を浚深し、深きは肩を越え、淺きも腰に及び、鹽大豆を購入し、浪士を招集し、百騎二百騎一團となり、京師に出て、暴行を恣にせり。是等の狀況は板倉勝重内藤信正○紀伊守、尼崎城番によりて關東に報ぜられしが、間諜小幡景憲の語る所によれば、三月十三日夜、諸

將大野治房の邸に會し、家康の出馬に先ち、京師を取らんとするの議ありしを、景憲沮みて中止せしめしといふ。蓋し板倉勝重及松平定勝○隱岐守、大阪將士が京師焚掠の策に出づるを慮り、豫め景憲に教へて之を沮害せしめたるに因る。是時に當り京師屢流言あり、曰く、大阪の兵火を京師に行ると。曰く、兩將軍再び大阪攻撃の兵を起し、前將軍の京に入る將に近きに在らんと。是に於て市民或は負擔して逃れ、或は妻子を具し、資財家具を携へて、禁裏仙洞の庭中に起臥するあり、人心の動搖著しかりしかば、松平忠明本多忠政の兵は四月朔日京師に入り、東寺七條に陣して大阪の來侵に備へたり。夙に中泉の會合に於て大阪に對する方略を議したるべき將軍父子は、勝重信正の飛報接踵して到來するに及び、豈に出師準備の遲緩を許さんや。土井利勝井上正就○主計頭は秀忠の内命を蒙りて前後駿府に密談を試み、大砲の鑄造軍役の改正亦行る。四月朔日幕府が武川衆○武田氏の遺臣、甲斐東山梨郡に居るに下したる出征準備の内命に、大阪移封の爲、本月九日乃至十一日、將軍發程上洛あるべし。各位は豫め江州勢多に到り、去年從軍の將士と協議して後命を待つべく、路次は東海中山兩道孰を取るも可なり。軍役は一萬石につき二百人とし、槍五十本小銃二十挺を持たしめ、人夫以下を合計して三百人の扶持を給すべしと

武川衆出師
の命

大阪移封と
増封問題

青木一重等
の使命

見ゆ。大坂御陣覺書、幸島若狹大坂物語、景憲物語、松原自休大坂軍記、大坂物語、義演准后日記、御撰大坂記、
大阪移封は夏役直接の原因なり。去冬媾和談判の進行中、有樂より御國儀、自上方被仰様も可有之の間、可有御馳走ひ哉と光次に提議し、其後城中より増封を請ひしを以て見れば、移封と増封とは離るべからざる關係あり。然るに家康浪士に俸祿を與ふるの理無しとして、増封要求を拒絶したること、駿府政事録に、大御所曰、諸牢人有何忠可與知行哉と見ゆれども、此拒絶は當時の使節米村村田兩人に對し、公然傳へられたるものか、若くは家康の言を聽きたるは單に光次或は左右の近侍に止り、兩使遂に之を知らざりしか、明瞭を闕けり。爾後移封問題は談判進行中に出現せず、又媾和の條項中之に關する規定無しと雖も、大阪が二三丸の濠壘壞平即ち防禦力の大削減に同意したる所を以て推すに、移封に就きては大阪敢て反對を表せず、之が決著を後日に譲りしが如し。三月中旬青木一重及常光院二位局○渡邊筑後守勝の母、大藏卿、局正永尼○渡邊の母、四女使が、訴訟の旨ありて駿府に下りしは移封問題に關せるものなること疑を容れず、大坂御陣覺書に、一重等秀頼の旨を以て兵亂後大阪歳入の減じたるを訴へ、近國一ヶ國の加賜を請ふとあるは、卒然として之を見れば、突飛なる要求にして常理を以て解し難き感あるも、思ふ

家康増封拒絶の態度

にこれ移封問題に随伴せる増封問題なるべく、媾和成立の當時、大阪にては兩者を併せて他日の解決を待つものと思惟せしならん。之を以て大阪の誤解と認むべきや否やは、一に前日家康が増封拒絶の意を城中の兩使に通告したるや否やにあり、吾人は不幸にして之を解釋するに足る史料を有せず、従つて正面より本問題の當否を判定する能はずと雖も、最初より増封拒絶の意を有したる家康が、一重等の請を言下に斥けず、名古屋に赴きて命を待つべしと答へたるは、破裂を遷延せしめて出師準備を完全ならしめんとする手段に出でたるものと解せんより、寧ろ家康に即座に之を拒絶するに足る明白なる口實を闕けるものと爲すを以て、正鵠を得たりとせん。されば移封及増封問題を併せて他日の談判に譲ると思惟したるは、大阪方の誤解にあらずとするも、其解決を後日に譲りしは、大阪方の大失敗といはざるを得ず、一重及四女使は駿府に、名古屋に、遂に家康の決答を得る能はず、常光院及二位局は名古屋より歸阪の途に就き、一重及大藏卿、局正永尼は再び誑られて京師に往き、空しく家康の回答を待てり。御撰大坂記、駿府政事録、大坂御陣覺書

寛永諸家系圖傳

大阪にては移封問題に伴へる増封要求の容易に貫徹し難きを知り、更に使を家

マシ

大阪開戦に決す

織田有樂及頼長城を去る

城中勝算無し

康に遣して移封の免除を請ひしが、於其儀者無是非仕合といへる一言を以て直に拒絶せられ、加之伊勢美濃の軍は陸續京師に集り、漸く大阪に逼るの勢を爲せり、是に於てか城中君臣の撰ぶ所、移封を甘じて關東の願使に従ふか、雌雄を一戦に決して武名を末代に全うするか、の二途あるのみ。四月五日秀頼諸將を會して議を開戦に決し、明日、茜の吹貫、貳十本、金の切さきの御旗拾本、千本、鑓、瓢箪の御馬驗、太閤様御旗本、行列のおとくにて、天王寺岡山を巡視し、最後の軍容を張りぬ。然れども已に二三丸の濠壁を失へる大阪城は、據つて以て天下の大軍を支ふるに足らず、外は故太閤勳舊諸侯の來援を希ひ、使を淺野長晟、細川忠興等に遣し、が、徒に前年の失敗を反復するに止り、而して内は人心の一致を闕き、冬、役大野治長と共に籠城の中心たりし織田有樂は、秀頼母子の兵備を修むるを諫め、其容れられざるを名とし、子尙長内守河を伴ひて名古屋に家康に謁し、織田頼長は諸軍を督せんと欲して成らず、怒りて京師に奔り、又大野治長は櫻門外に於て刺客の難に遭ひ、辛うじて免るゝを得たり。城中内外の形勢此の如し、何ぞ關東の大軍に對して勝算あるを得んや。然も尙城中の將士が直に兩將軍の麾下を衝き、存亡を一舉に決せんとするものは、勝敗利害を打算の外に置き、武門の名譽意氣を全う

家康二條城
に入る
秀忠伏見に
至る

東軍諸侯皆
來會す

關東の要求
三條

せんとするに過ぎざるなり。駿府政事録、大坂御陣山口休庵、松原自休、大坂軍記、櫻井表合戦覺書、細川家記、長澤開書、大坂御陣覺書、四月四日、家康子義直の婚儀に列するを名とし、親衛五百騎を率ゐて駿府を發せしが、其意實は京師に如き、再び大阪を征せんとするにあり、故に軍令を發して將士を警戒し、名古屋より路を伊勢に取り、十八日京師に入りて二條城に館し、秀忠は遅るゝこと三日にして伏見に至れり。是より先き藤堂高虎は上野より淀に出で、兵を分ちて宇治桂川を守り、井伊直孝は彦根より伏見に進み、石川忠總は大垣より京師を経て高槻城を守り、島津鍋島等中國西國の諸侯は兵庫西宮、尼崎に上陸すべきの命を領せしが、將軍の上著と前後して忠直、義直、頼宣を始とし、伊達、黒田、加藤明、嘉前田、上杉、池田及、利隆、京極以下の諸侯相踵いて來會し、其兵京師近畿に充滿せり。駿府政事録、松原自休、大坂軍記、寛永諸家系圖、傳、井家新譜、大坂役、石川家中留書、大坂物語、兩軍相距る十里の地に在り、旗幟一度進めば、攝河泉の平野、喊聲將に雷の如くならんとす。然れども關東は未だ戰端を開くに足るの名義を有せず、一重等の使命に對する回答は今尙與へられたるにあらざるなり。是に於て將軍父子は二條城に鳩首密議し、廿四日常高院二位局を大阪に遣して三箇條を諭し、又大藏卿、局正永尼を大阪に還し、青木一重は留めて之を遣らざりき。駿府政事録に單に三條と

いひて、其事實を明記せず、又山本豊久私記に三條の書付其内意を知る者無しと斷言しあれば、正確なる事實は遂に知るを得ずとするも、元寛日記に傳ふる所は、前後の事情より推して信すべきものあるに似たり。曰く、(一)秀頼の討邑中、去年の兵亂に攝津の百姓離散せるは疑ふべからざる事實なり、但し、攝津と河内とは同じからず、(二)媾和以後浪士は速に解放すべきに、却て多數の浪士を招集せしは何故ぞや、(三)城中戰備を整ふるを以て、人心の動搖甚し、暫く大和郡山に移封あるべしと。以上三條中第一項の意は聊か判明を闕くと雖も、秀頼曩に百姓離散を名として増封を請ひしかば、兵亂に罹れるは攝津に限り、河内は然らざるを辯じ、以て増封拒絶の理由と爲し、ならん。而して是等の詰問と要求とは、固より城中の甘受又は應答し得る所にあらず、家康も亦知りて之を發せるのみ。是に於てか東西の交渉は全く破裂し、兩軍各兵を進むるに至れり。駿府政事録、松原自休、大坂軍記、大坂物語、元寛日記、

戦闘の經過

東軍に於ては水野勝成大和口の先鋒となり、大和諸軍を督して河内國府に出で、河内口の先鋒藤堂高虎、井伊直孝と砂可村北大字河内郡甲に相會するの命を領し、高虎

東西の方略

大阪勢郡山を焼く
水野勝成

は廿四日淀を發し、勝成直孝は廿六日各、京都及伏見を發して豫定の行動に就き、又向井忠勝九鬼守隆、小濱光隆は水師を率ゐ、傳法木津兩川口を巡視し、入港の船を點檢して、水路大阪との交通を絶ち、兩將軍は廿八日を以て牙旗を進むるに決せり。西軍に於ては東は砂を襲ひ、進んで大和を焼き、南は熊野の土寇と相結んで和歌山を挾撃せんとし、又別に吉田重然部正織の家老木村宗喜に囑し、家康の出馬を待つて火を京都に放たしめんとせり。駿府政事録、御撰大坂記、大坂御陣覺書

大野治房の兵二千は大和の郷士布施萬歳諸氏を嚮導とし、敵將藤堂高虎が砂に來るを待つて之を要撃せんとす。然るに廿六日高虎星田北河内郡星田村に次して至らず、因て道を轉じ、暗峠を越えて火を郡山に放ち、城將筒井主殿助定昌又定を走らし、勢に乗じて附近を掠め、將に火を奈良に行らんとせり。是より先き水野勝成京師を發し、鳥羽に屯せる手兵を率ゐ、奈良街道を南下し、此夜長池に宿せんとせしが、奈良奉行中坊秀政來りて急を告ぐるに及び、急行して奈良に入り、五條邑主松倉重政後守豐も亦傍近の將士を催促して之に應ぜしむ。治房の兵乃ち轉じて法隆寺村及龍田村に放火し、國府越より河内に引去りぬ。御撰大坂記、藤堂高虎傳記、大坂御陣覺書、松原自休大坂軍記、大和軍記

大阪兵和泉に入る

龜田高綱
榎井合戦
塙直之戦役

大野治房大野道犬等は、淺野長晟が兵五千を率ゐて和歌山を發せるを知り、之を迎へ撃たんと欲し、塙直之岡部則綱大を先鋒とし、郷士淡輪山口諸氏を嚮導とし、兵凡そ三千、四月廿八日城を出て、往、火を住吉堺に放ち、堺の海濱に於て向井九鬼、小濱等の水師と砲撃を交換す。堺の南四里半餘に岸和田あり、城主小出吉英政の孫、援將金森可重、出守固守して出でず、榎島重利赤座直規等石津に留りて之に備へ、道犬は堺を守り、治房の本隊は兵火を利用し、南下して大鳥泉北郡大鳥村を過ぎしが、其先鋒直之則綱は功を貪りて相和せず、各自に府中同郡府中より貝塚泉南郡貝塚町に進めり。時に淺野氏の本隊は信達同郡北に、其先鋒は佐野同郡にあり、夜半先鋒諸將西軍來り迫るを知り、相議して榎井同郡南に敵を扼止するに決し、代、佐野を退き、龜田高綱同郡大をして安松同郡南に陣し、一射一退して敵を榎井に誘はしむ。二十九日卯刻、西軍の先鋒安松に迫るに及び、高綱且つ戦ひ且つ退きて榎井に入り、直之則綱之を尾撃し、短兵接戦、則綱傷き、直之斃れ、西軍安松に退く。其慘烈なる光景は後年高綱自ら筆記する所の榎井表合戦覺書に顯然たり。初め吉野熊野の土寇大阪に通じ、前後相應じて兵を擧ぐるの約あり、長晟出馬の後、敵の謀者を獲て其謀を知りしも、治房等未だ密使の敵手に落ちし

を知らず、又先鋒隊の突進したるを知らず、貝塚に至りて紀泉の土寇蜂起するを待ちしが、敗兵來り告ぐるに及び、驚きて樫井に急進せり。然れども和歌山兵既に退きて在らず、因て軍を大阪に還し、其殿軍は岸和田兵の追撃を被りしも、損害甚しからず。道犬重利等は之に先ちて城中に退き、又長晟は樫井の捷報を家康父子に上り、山口○紀伊海草に歸りて土寇を平定せり。鞍府政事録、御撰大坂記、松原自休、大坂軍記、大坂御陣山口休庵

廿八日兩御所の出馬を待ち、火を京師に行らんとする陰謀は、其前日を以て發覺し、首謀者木村宗喜及其黨數十名は板倉勝重の捕獲する所となれり。家康本多正純を伏見に遣して明日の進軍を停め、又二條伏見、枚方の警衛を嚴にせしむ。然れども東軍諸將は其進軍を躊躇することなく、松平忠輝、伊達政宗、本多忠政、松平忠明は大和口より、松平忠直、榊原康勝○康政の遠江守、本多忠朝○忠政の出雲守は河内口より、陸續として進み、砂に先著せる藤堂高虎は村の西方、忍岡の丘上に寨を構へ、井樓を起して、將軍の行營に充て、又鳴野の敵營に夜襲を試めり。已にして樫井の戦捷あり、大和口諸將は奈良附近に集中し、城兵また國分地方に進發せるの報あり、戦機既に熟したるを以て、家康は上杉景勝に命じ、八幡に陣して枚方街道及河内路の

往還を検し、且つ京都の警衛を固くせしめ、五月五日二子義直、頼宣を従へ、二條城を發して星田に至り、同日秀忠は伏見を發して砂に軍し、深夜星田の營に到りて明日の戰略を議し、道明寺○南河内郡道明寺村大字に進むべきを令せり。鞍府政事録、國師坂物語、御撰大坂記、慶長見聞書、藤堂高虎傳記、拔書、元和先鋒錄、大坂御陣覺書

是日水野勝成は大和諸將と共に奈良を發し、晡時國分○南河内郡國分村大字に舍營し、勝成自ら前面なる小松山に上りて地勢を偵察しぬ。國分は關屋越、龜瀬越兩路の交又點に當り、大和川の一支流なる石川を隔て、道明寺に通ず。國分及石川の間に南北に走れる丘陵あり、片山村、玉手村、圓明村○三村とも今南河内郡、皆之に位し、その片山村にある丘陵を小松山といふ。已にして本多忠政、松平忠明、伊達政宗の三隊相次いで至り、順次水野隊の左に連り、政宗の先鋒片倉重綱○小進んで小松山の東南麓に迫り陣す、兵合して凡そ二萬二千六百、獨り松平忠輝の本隊一萬二千は奈良に舍營して未だ到らず、又河内口にありては藤堂高虎陣を千塚○中郡北高安村大字に移し、井伊直孝、樂音寺○北高安村大字に陣せり。御撰大坂記、鞍府政事録

城中に於ては東軍の大和路より來るを知り、國分の狹隘を扼して其先頭を破らば、後軍は必ず奈良郡山に退却し、再び進撃し來るには數日を費すべく、其間更に

道明寺役

機宜に適するの策あるべしとし、後藤基次薄田兼相山川賢信北川宣勝榎島重利等前軍と爲り、兵凡そ六千四百人、五月朔日出て、平野に舍營し、真田幸村毛利吉政渡邊糺等の兵凡そ一萬二千人は後軍と爲りて天王寺に陣せり。五日幸村吉政平野に來り、基次と面議し、明日鷄明道明寺に會し、國分の狹路に於て、東軍を迎撃し、兩將軍の首級を獲るか、我等の死を送るか、二者其一に決せんと約し、訣別して去る。是に於て基次夜半平野を發し、炬火を列ねて大和街道を行進し、藤井寺に達して後軍を待ちしも至らず、因て獨り發し、譽田を過ぎて黎明道明寺に達し、斥候を放ちて前路を偵察せしめ、敵兵已に國分に屯するを知れり。是に於て基次先頭古澤四郎兵衛山田外記に小松山の占領を命じ、外記の旗幟山上に翻るを見るや、本隊を招きて之に次ぎ、先頭は更に山を下りて大和諸隊と戦ふ。水野勝成片倉重綱奮戦して小松山を恢復し、敵を山下に驅逐し、忠明忠政の諸隊と並び進んで基次の本隊を圍み、敵味方入り亂れて互に勝よと呼はり、激戦卯刻より巳下刻に及び、基次外記四郎兵衛以下戦死し、餘衆道明寺に向ひ退却せり。時に薄田兼相山川賢信等石川礮に達し、後藤隊の殘兵を收容し、又追撃の敵に當り、奮闘甚だ努むと雖も、遂に支ふる能はず、兼相戦死し、賢信等返戦數回にして道明寺を退き、譽田森

後藤基次戦

薄田兼相戦

政宗追撃を
辭す

眞田隊毛利
隊退却

に據りぬ。毛利吉政は六日拂曉兵三千を率ゐ、天王寺を出て、藤井寺に至れば、後藤薄田の諸隊既に敗れ、殘兵の道明寺口より退却し來る者相踵ぐを以て、軍を整へて幸村の來會を待ちしに、巳刻過眞田隊三千住吉街道巴引野○南河内郡埴生村に羽曳山あり、其附近の平野をいふ。より譽田陵の南に出で、直に伊達隊と衝突し、一進一退兩軍終に交綏せり。幸村伊達氏の兵の騎戦に長ずるを知り、兵に令して折敷かしめ、敵騎の突進し來るを待ち、槍を竝べて之を迎へしめしかば、伊達隊大に之に苦めりといふ。是時に當り東軍は道明寺より譽田に連り、西軍は譽田の西より藤井寺の前に連る。水野勝成毛利隊の藤井寺にあるを見、之を伐たんと欲すれども、幸村の側撃を慮り、使を政宗の隊に遣して進撃を勸むること再三、政宗士卒皆疲勞して復戦ふ能はずと辭し、忠政忠明等亦逡巡して進まず。西軍にては幸村吉政相會し、今曉濃霧の爲に行進の期を誤りたるといひ、基次兼相を救ふ能はざりしといひ、何事も柏子此違ふ事、秀頼公此御運盡る所之と慨歎し、一死以て戦友に泉下に見えんと決せしが、未刻大野治長の急使至り、八尾若江の敗報を傳へて、速に退軍を命ぜしかば、薄暮火を附近の民家に放ち、烟に紛れて退却しき。大和口總督松平忠輝は最も遅れて奈良を發し、午刻過國分を経て片山に達し、其戦期に遅れたるを悔恨し、政

宗に代りて進戦せんことを欲したるも、政宗戦争は今日に限る可からずと諫止せるが爲、已むを得ずして圓明村に屯し、遂に本日の役に加るを得ざりき。御撰大坂記、長

八尾郡中河内若江郡同は長瀬玉串兩川の間に位し、相距る一里弱、道明寺口と

同日に八尾若江の戦あり、城將木村重成長曾我部盛親、東軍河内口の先鋒井伊直

孝藤堂高虎と戦つて敗績せり。初め重成今福口の守備を命ぜられしが、敵の必ず

道明寺口に出づるを知り、五日單騎河内に入り、岩田中河内川村大字若江郡玉萱振八尾

等の諸村を巡視し、戦地を若江に定め、横に兩將軍の麾下を衝かんと謀る。六日丑、

刻過重成山口弘定馬助左内藤長秋十郎新木村主計等と共に兵四千七百を率ゐ、城東

大和橋を出て、進むこと幾ならずして天明に及べば、道明寺方面に銃聲突喊起り、

東方山麓の旌旗續々として南下するを見る。重成傍觀するに堪へず、直に北八尾

街道を南下して東軍と交戦せんと欲し、其先鋒は已に八尾に達せしが、地形の不

可なるを知り、轉廻北行して若江に入り、又後隊なる長曾我部盛親、増田盛次盛の

子、兵の兵五千三百は、重成に遅れて城を發し、久寶寺を経て八尾に進み、其前隊は

穴太八尾町に出でてたり。大坂御陣覺書、駿府政事録

木村重成戦地を巡視す

木村重成若江に進む

長曾我部盛親八尾に進む

八尾役

渡邊勘兵衛

増田盛次戦役

若江役

千塚に陣せる藤堂隊は、六日拂曉道明寺口に南下せんとせしが、久寶寺より八尾萱振西郡中河内若江に互り、敵兵の行動螻蟻の如きを知り、急に西面して三所に戦を開く。即ち右先頭藤堂玄蕃同新七は萱振西郡に突進し、左先頭藤堂仁右衛門桑名彌次兵衛は八尾地藏堂に向ひ、本隊の先頭渡邊勘兵衛は穴太に進めり、盛親麾下三百騎を率ゐて地藏堂に陣し、仁右衛門彌次兵衛を斃し、敵騎六十餘人卒二百餘人を斬獲し、又穴太の西軍を破りて南下し來れる勘兵衛を撃退し、長瀬川堤上に駐止休憩せしが、已にして井伊隊の若江に捷ち、勢に乗じて西南に殺到し來るに及び、渡邊隊の挑戦に應ぜず、且つ戦ひ且つ退きて大阪に向ひ、渡邊隊之を追撃して増田盛次等を殺し、進んで平野に入れり。駿府政事録、御撰大坂記、大坂御陣覺書、大坂御陣山口休憩幸

鳥若狭大坂物語、松原自休大坂軍記

重成若江に達し、東軍の俄に方向を轉ずるを見、兵を三面に分ち、一を西郡村の小堤に、一を岩田村に、又一を十三街道に出し、本隊は其後部若江村の南端に停止せり。戦鬪は先づ右翼に始り、藤堂隊の右先頭藤堂玄蕃同新七之に死し、尋いて井伊隊と木村隊との衝突となれり。樂音寺に陣せる井伊隊は、敵兵の八尾若江方位に來るを知り、藤堂隊と同じく馬首を西面して之に當らんと欲し、右先頭庵原助右

木村重成戦

岡山口天王寺に於ける東軍の配

衛門左先頭川手主水をして先づ玉串川を渡らしめ、本隊之に次ぐ。主水突進して斃れ、山口重信伊豆、木村重成と相搏つて討死す。然れども井伊氏の生兵續々として來り襲ふに及び、衆寡敵せず、後隊先づ潰えて全隊過半敗走し、弘定、長秋等皆戦死を遂げしかば、重成痛憤猛進して、助右衛門と槍を交へ、遂に屍を西郡の堤上に横へ、首級は安藤長三郎之を擧げたり。去年、相煩さうやき長く候へ共、伽羅の匂ひふかく、かねを付たる彼が首級は、やがて前將軍の實檢に備へられしに、家康之を檢して其用意の深きを感じ、無比類待哉と歎賞せりといふ。而して木村隊の左翼は奈良街道を進める榊原康勝等に相對せしが、若江の戦況非なるに及びて退却し、榊原隊も亦敢て急追せざりき。駿府政事録、幸島若狭大坂物語、語慶長見聞書、大坂御陣覺書

八尾若江の役は辰刻に始り、午刻に終り、彼我力戦し、藤堂隊は戦死者三百餘名、獲る所の敵首五百三十餘級、井伊隊は戦死者百餘名、獲る所の敵首三百五十餘級に及ぶ。家康父子枚岡に於て大阪諸將の首級を檢し、藤堂井伊兩隊に明日の先鋒を免じ、前田利常に岡山口、本多忠朝に天王寺口の先鋒を命じ、家康は留りて此地に、又秀忠は千塚に舍營しぬ。七日未刻、兩將軍平野に會し、秀忠は岡山に、家康は茶臼山に向ふに決し、兩口諸隊は味爽より行進を開始し、前田隊一萬五千は岡山に向

同西軍の配

つて配備し、天王寺口には本多忠朝一番手、榊原康勝二番手となり、松平忠直の兵一萬五千は二番手の左に連り、大和口の諸將は水野勝成を除き、第二番本多忠政、第三番松平忠明を先頭とし、伊達政宗、松平忠輝之に次げり。駿府政事録、幸島若狭大坂御陣覺書、日本戰史、大坂役

道明寺八尾若江に向ひたる西軍諸將は多く陣歿し、辛うじて生還せるは幸村、吉政、盛親等に過ぎず。其夜城中軍議あり、幸村曰く、明日天王寺附近を戰場と定め、諸將皆出て、東軍と決戦し、別に一隊を船場に置き、本軍酣戦の機に乗じ、迂回して敵の背後を衝くべしと。是に於て真田幸村は茶臼山に據り、其先頭を前面に配備し、天王寺の西門石鳥居の南には榎島重利等、天王寺の南門には毛利吉政等之に陣し、大野治長は後藤薄田の殘兵を併せて毘沙門池の南に陣し、岡山方面には大野治房、山川賢信、北川宣勝、岡部則綱等小橋村に陣し、其先頭隊は治長の先頭隊の左に連り、真野頼包等七組頭は天王寺と外濠との間に在りて遊軍となり、明石全登は精兵三百を率ゐて船場に屯し、機を見て茶臼山の南に迂回せんとす。卯刻、兩軍の部署已に定るも、對峙して未だ動かず、幸村戰機正に熟せるを察し、子大助を城中に遣して秀頼の出陣を請ひ、秀頼武装して櫻門外に至りしが、治長時尙早し

天王寺役

として、之を止め、全登の茶臼山に出づるを待ちて牙旗を天王寺に進むるに決せり。大坂御陣覺書、幸島若狭大坂物語、松原自休大坂軍記、日本戰史大坂役

已刻、本多隊は毛利隊と、越前隊忠直は真田隊と開戦せり。吉政兵を兩分し、左隊は本多小笠原輔秀政大及真田河内守信吉の諸隊を破りて、忠朝秀政及秀政の息忠愍守信を殲し、右隊は本多の隣隊を破りて、遂に越前兵の右隊に突入せり。茶臼山にては幸村等越前兵を迎へ、戦酣にして呼聲天地を動し、が毛利隊の將に家康の麾下に迫らんとするを見、兵を率ゐて突進し、兩軍混亂、老將軍の麾下競進して之に當り、僅に一人の扈從を留むるのみ。越前兵家康麾下の援を得て返戦、猛撃遂に旗を茶臼山に建つ。西軍支ふる能はず、幸村縱横馳突退きて安居天神達阪上、町りに憩ひ、越前の士西尾某の殺す所となり、御宿正友も亦之に死す。毛利隊は岡山口に向へる秀忠の前衛藤堂隊及井伊隊の側撃を被り、後方の連絡を絶たれんことを慮りて一旦退却せしが、七組頭來り援ふに及び、返戦突入すること二回にして漸く城中に退き、又船場に備へたる明石全登は天王寺の敗報を聞き、市街の南端に駐りて先づ越前兵を撃退し、次に水野隊と戦つて敗死せり。岡山口の東軍は午刻天王寺口の銃聲を聞き、進撃を開始せしが、前衛たる藤堂隊及井伊隊は

真田幸村御宿正友戰役

明石全登戰岡山役

西北毛利隊に向ひしを以て、麾下の書院番組大番組挺進して大野隊に當り、戰將に酣なり。治房道犬等直に秀忠の麾下を衝き、銃聲盛に起るや、前進諸隊驚き走り、麾下も亦騷擾し、秀忠自ら槍を執りて敵中に突入せんとするに至る。土井利勝敗兵を督して返戦し、治房等退きて稻荷祠東區半入町にあり、今前に敵を支へんとして能はず、遂に敗れて玉造口に退けり。凡そ六七の兩日、東軍獲る所の首級合計一萬四千四百四十三級といふ。駿府政事録、御撰大坂記、幸島若狭大坂物語、松原自休大坂軍記、大坂御陣山口休庵、大坂御陣覺書、石文書

落城

大坂城陥る

櫻門に出陣の機を待てる秀頼は、天王寺岡山の敗報を得、一戦して死を快くせんとしてたりしが、速水守之之を諫止し、誘うて本丸千疊敷に入る。適火を大臺所に放つ者あり、東軍二本松算用場○杉山又算用曲輪ともいふ、より城中に亂入し、更に火を各所に放ち、烟燄天を蔽ふ。城中混亂して防禦配備を指揮するの將なく、堀田正高野々村吉安郡良列真野頼包中島氏種渡邊糺其母正榮尼等前後して千疊敷に自殺し、大野治房同道犬仙石宗也等は遁れ去り、秀頼母子は天守閣に上り、將に自

大野治長秀頼母子の助命を請ふ

殺せんとせしをまた守之に止められ、火を避けて山里帶曲輪に入れり。是より先き家康陣を茶臼山に移し、將軍秀忠義直頼宣以下内外諸侯の賀辭を受く。大野治長秀頼夫人千姫を出して茶臼山の本營に送り、申刻使者米村權右衛門を遣し、本多正純後藤光次兩名に就きて秀頼母子の助命を求め、治長以下自殺せんと請へり。家康秀忠の存意を問うて決すべきを告げ、而も使者權右衛門を光次に托して還さず、其夜片桐且元の報を得て城中の内情を知り、井伊直孝をして山里帶曲輪を監視せしむ。翌朝安藤重信茶臼山に來り、秀忠の意秀頼以下をして自殺せしむるにあるを告げ、直孝と相議して銃を帶曲輪に放ち、以て交渉の斷絶を示しければ、帶曲輪内忽ち火を發し、秀頼淀君自殺し、大野治長父子、速見守之父子、毛利吉政、眞田大助、大藏卿、局、饗場、局○内藤新宮内卿局重成母等殉死する者三十餘人、○二は召れて茶臼山にあり、時に元和元年五月八日午刻にして、秀頼生年二十三歳なり。秀頼一男一女あり、男國松丸は落城後幾もなく伏見に捕れて六條河原に斬られ、女は鎌倉松岡の東慶寺に放たれ、豊臣氏の遺孽茲に全く絶えたり。○松原自休大坂軍記、大坂御陣山口休庵咄、北川覺書、長澤開書、慶長見聞書、國師日記、山本日記、大坂御陣覺書、

是日申刻家康密に大阪城址を巡見して京師に向ひ、大雨を冒して其夜二條城に

淀君秀頼等自殺す

殘黨捕縛

論功行賞

著し、翌日秀忠岡山より伏見に凱旋し、安藤重信、青山忠俊○伯阿部正次及西國中國の諸侯は留りて燼餘の事を處理し、大阪殘黨捕縛の嚴命は諸國に傳へられ、長曾我部盛親、大野道犬、山川賢信、北川宣勝、赤座直規等前後皆縛につき、或は誅せられ、或は免さる。而して東軍諸將士の行賞は本月以降前後數回に及び、井伊直孝、藤堂高虎、松平忠明、本多忠政に各五萬石を加へ、水野勝成、松倉重政に各三萬石を加へたるを其主なるものとし、以下皆功に従つて賞あり。戰歿諸侯本多忠朝、小笠原秀政の追賞は元和三年に至りて行れ、忠朝の甥政朝○甲守をして其遺封を襲がしめ、秀政の子忠政弟、大學助は四萬石を加増せられ、○駿府政事録、國師日記、寛永誌、日次記抄、日本戰史、大阪役、

豐臣秀吉
木下藤吉郎、天正元年改稱羽柴筑前守、同十三年七月爲關白、叙從一位、同十四年十二月拜太政大臣、賜姓豐臣、慶長三年八月十八日薨于伏見城、六十三歲、詔贈正一位、敕賜號豐國大明神、

茶々姫
秀吉側室、稱淀殿、元和元年五月八日、自殺於大阪城、號太閤院、

德川秀忠
家康三男、慶長十年四月征夷大將軍宣下、同十九年三月任右大臣、叙從一位、寬永三年八月任太政大臣、同九年正月廿四日薨、五十四歲、號台德院、

江與姫
遠子、初適丹波少將秀勝、秀勝卒後秀吉養之、文祿四年九

鶴一 天正十九年八月五日夭、三歲、
秀二 文祿二年八月三日、生於大阪城、慶長七年正月叙正二位、同十年四月任右大臣、元和元年五月八日自殺、有妾所生一男一女、男國松者是月廿三日斬於六條河原、女者入鎌倉東慶寺、號天秀泰和尚、正保二年二月七日薨、
千一 秀頼薨後、適本多美濃守忠烈、稱竹橋殿、寬文六年二月六日逝、七十三歲、號天樹院、
子々 嫁加賀中納言前田利常、元和八年七月三日逝、廿三歲、號天德院、
勝三 嫁越前參議松平忠直、稱高田殿、寬文十二年二月廿一日逝、七十二歲、號天崇院、
長四 慶長七年九月廿五日夭、二歲、
家六 元和九年七月征夷大將軍宣下、寬永三年八月任左大臣、叙從一位、慶安四年四月廿日薨、四十八歲、號大猷院、

淺井長政
備前守、領江北十八萬石、天正元年九月朔日、自殺於江州小谷城、廿九歲、號天英院宗清、

小谷方
織田信長妹、長政自刃後、爲柴田勝家室、天正十一年四月廿三日、於越前北庄與勝家自殺、號自性院、

萬福丸
長政自殺後、爲信長所害、
京極高次
若狹守、從三位參議、領若狹及越前敦賀郡九萬二千石、居小濱、慶長十四年五月三日卒、四十七歲、號徹宗道閑泰雲寺、
初二 姫
高次卒後、稱高院、寬永十年八月廿七日逝、

忠七 寬永三年八月任權大納言、同八年六月有故蟄居于甲斐、同九年十月配流于上野高崎、翌年十二月六日、於配所自殺、廿八歲、號峰嚴院、
和八 元和六年六月十八日入内、寬永元年十一月中宮宣下、延寶六年六月十五日薨、七十三歲、號東福門院、
正九 生母神尾氏、爲保科肥後守正光養子、寬文十二年十二月十八日卒、六十二歲、號土津靈神、
初五 嫁若狹宰相京極忠高、寬永七年三月四日逝、廿八歲、號興安院、
忠 生母山田氏、若狹守、從四位下左少將、領出雲隱岐兩國廿六萬四千石、寬永十四年六月十二日卒、四十五歲、號天慶道長玄要寺、無嗣家絕、
高 生母小倉氏、主殿頭、從五位下、寬永六年五月九日卒、廿八歲、

戦後の大阪

大坂安倍野
合戦圖
おきく物語

第四編 徳川時代

第壹期 元和元年より慶安四年に至る

松平忠明と市街整理(其一)

大阪及其附近は、夏冬の兩役を通じ、全く兵馬の衢と爲り、天王寺の諸伽藍は冬役に、又城内の殿館は夏役に、一炬して烏有に歸し、市街民家の兵燹に罹りしもの莫大なりしならん。落城の翌日、將軍秀忠松平忠明をして城を守らしめ、城中の武器馬具を賜ひ、又西國中國の諸侯をして、一百日を限り、城墟に屯して燼餘を修治せしむ。當時戦勝の餘威に乗ぜる雜兵等の暴行は、瓦版と稱する、大坂安倍野合戦之圖及淀君の一侍女おきくの談話を記せるおきく物語に明なり。ひとへをひとつ着たるもの、さびあな炭ぬきもちて來り、金よてもゐらは出せよといふより、懷中又竹あゝ一二本もちてあり、炭いざつあてはとあるこそ實況ならめ。さてまた城外にては市民亂を避けて八方に離散したりしが、大和に通れたる本町二丁目枡屋道可なる者、落城後僕與七郎に命じ、家屋の安否を搜らしめしに、與

江戸堀川開鑿

元和三年に成れる新運河にして、開鑿者は伏見京町筋より此地に移住せる町人なり。故に本川を一に伏見堀川と稱し、明和以前は長さ九町五十九間一尺、幅上流十四間餘、下流十九間を有し、今其北岸を京町堀通及京町堀上通と呼び、各五町に分つ。手鑑、初發言上、小幡、面寫、大坂三郷町繪圖、北組惣會所舊藏、新板、大坂之圖、明曆三年刊。

京町堀川の北にありて、殆ど之と並行に流るゝものを江戸堀川と爲す。同じく元和三年の開鑿にかゝり、長さ十一町四十一間、幅上流十三間、下流十八間あり。本川開鑿に際し、銀札の發行ありしは頗る注目し値す。此銀札は表面に之と交換に付すべき銀額を墨書し、上方に刻せる布袋の兩肩に銀札の二字あり、裏面には攝州大坂江戸堀川銀札萬民用之、永代重寶也と刻し、下方にきやうや伍郎右衛門伊原のくまや藤左衛門の署名印章あり。二氏恐らくは開鑿者なるべく、然らずんば其金方ならんか。明治八年、結屋屋郎右衛門の後裔山科清五郎、本札を大坂博覽會に出品したること、大日本貨幣史に見ゆ。江戸堀川銀札は實に本邦に現存する最古の銀札といふべし。手鑑、江戶堀川銀札、濱和助氏藏、大日本貨幣史。

南堀川は開鑿發起者四名中、一名は病死し、一名は戦死せしが、既に大半工事を了りたるを以て、戦後安井九兵衛平野藤次の兩名専ら之に當りしに、元年九月忠明より、奉行四人の連署狀を以て、南堀川に關する諸事を斡旋し、且つ速に沿岸に家

江戸堀川銀札

南堀川開鑿

江戸堀川開鑿銀札

大阪濱和助氏藏

縦五寸九分 横一寸四分



道頓堀川

寺院及墓地の移轉廢合

川崎東照宮
別當九昌院

屋を建設す可き旨を促されしかば、二人益奮勵して事に従ひ、其年十一月木津川へ流入する川口の工事を終り、長さ二十二町十一間半、幅上流二十間下流三十四間の運河は此に全く竣成を告げたり。之を道頓堀川と稱するは、忠明道頓の戦死を憐みて、かく命名せりといふ。安井文書、安井系譜、安井氏由緒書、手鑑、

寺院及墓地の移轉廢合も亦元和初年を以て行れぬ。即ち市中及接近村落の諸寺院を小橋村東西高津村及天満村の三所に集め、唯一向宗の末寺に限り、市中隨所に存在するを許し、市民と同じく公私の諸役を負擔せしめたり。今東區小橋寺町は小橋村に、同區八丁目東寺町八丁目中寺町西高津中寺町南區天王寺生玉寺町は東西高津村に、又北區東寺町西寺町は天満村に當り、寺町の名の示す如く、寺院櫛比す。墓地は阿波座津村渡邊三津寺上難波等にありしを、下難波の千日千日○南區難波河原町一に合し、上町以東を指すにありしを小橋村に、又天満の町家に介在せしものを葭原村橋筋六丁目濱村西成郡梅田村梅田町北區に移しぬ。將來に於ける大阪市街の發展を豫測し、其徑路に當る防害物を邊隅に徙したる忠明は、更に元和二年川崎北區新川崎北區新に東照宮社社地は織田有樂の別邸にを建て、妙心寺派建仁寺の末寺九昌院國寺と改む、三江を招きて別當たらしめ、輪奐の美成りてより、例

人の所有なる時は、豫め代判及家守を大阪町中に定め置き、之をして記名捺印せしめ、他町持なる時は、單に家守を定め置き、本人及家守をして調印せしむ。卷末には町内に於ける家數及役數の合計及無役の分を記載し、年寄月行司元和の水帳に月行司の稱あるや連署して、其誤謬無きを證明し、又町中の繪圖一枚を製し、兩者を併せて町奉行所地方役に上り、別に謄本一部を製して各町に保存す。役とは經費賦課の標準にして、一軒一役を通法とす。然れども家數と役數とは必ずしも同一ならず。家屋敷を分賣し、或は分與する時は、購入者或は讓請者は各新に一役宛を負擔するを以て、家數と共に役數を増加し、之に反し、數軒を合して一軒と爲す時は、其數軒の役數は之を併合したる一軒の負擔する所となり、家數は減ずるも役數は前と相違無きこと、水帳明暦元年五月の奥書に見ゆ。大坂濫賜書一件、大坂三郷町中御取立承傳記、菊屋町水帳

(安永七年、順慶町水帳(安政三年))

地子銀は今の所謂地租なり。忠明地區の盛衰に應じ、每一反歩の斗代斗代とは其土地より收納し得べき米を四石五斗以下八斗七升に至るまで、次第に等級を附し、八、成即ち十分、八を納めしめ、且つ當時の米價一石銀十七八匁なるに拘らず、一石を銀二十匁と定め、租米は悉く之を銀に換算して上納せしめたり。而して地子銀の徵收

は元締衆之に當り、滯納者あれば之を代納せりといふ。家屋敷の賣買に際し、賣買價格四十分一の帳切銀を收めたること、豊臣時代に同じ。安井九兵衛書上、比田氏立承傳記、濱文書

元和五年七月廿二日、幕府松平忠明を大和郡山に封じ、二萬石を加へ、大阪は之を幕府の直轄領と爲しぬ。忠明大阪に居ること滿四年に過ぎず、其間市街を整理し、運河を通じ、水帳を制定し、地子銀を定むる等、治績大に揚り、大阪市後年の繁榮此期に胚胎するもの多し。是より先き伏見は松平氏の大坂在城以來、政略上の價値を失ひ、又町民多數の移住によりて、商業上の價値を減じ、殊に幕府自ら大阪を領するに及びては、最早伏見城存在の必要を認めざるに至れり。八月幕府伏見城を廢し、番衆を大阪に移し、時の伏見城番内藤信正を大阪城代に、また伏見大番頭松平勝政前守、豊松平輝澄見守を大阪大番頭に任じ、尋いで目付久貝正俊忠左衛門、砲頭島田直時清左衛門、越前守を兩町奉行に任ぜり。其後定番加番等の任命ありて、大阪城の職制大に整ひしが、其詳細は後文に譲り、此に先づ大阪城の修築に就きて記述する所あるべし。寛政重脩諸家譜、徳川實紀

大阪城の修築

藤堂高虎大
阪城普請總
指圖役と爲

工事の分擔

諸侯擔任工
事の大要と
普請奉行

元和五年夏將軍秀忠京師にあり、九月上旬藤堂高虎と共に大阪城壘を巡視し、高虎に命じて濠石垣枿形等の繩張を改めしめ、併せて普請總指圖役たらしむ。初め秀忠は二條城修築を北國諸侯に課し、大阪城工役を西國諸侯に課し、同時に兩城を經營せんと欲せしが、高虎其工程を計り、大阪城復舊工役の巨大にして、西國諸侯のみの能く堪ふる所にあらざるをいふに及び、先づ大阪城修築を以て先とし、中國・西國・北國の諸侯に課して濠を鑿ち、石垣を築造するの工役を分擔せしめ、幕府自ら殿館矢倉多門以下、一切の建物造營工事を執行することとせり。是に於て秀忠は翌年正月十八日伊勢越中以西の三十餘國の諸侯に命じて、本城修築の工役を起し、秀忠の子家光寛永元年同五年の兩度を以て之を繼ぎ、前後三回十年の久しきに亙りて、工を竣へたり。即ち第一回には三丸北外及二丸西北東の三面に著手し、元和八年本丸の天守臺に著手し、戸田氏鐵女正花房正成志摩守渡邊勝筑後村田權右衛門日下部宗好五郎八長谷川守知式部之が普請奉行となり、第二回には本丸及山里丸に著手し、戸田氏鐵加々瓜忠澄少輔日下部宗好之が普請奉行となり、第三回には二丸南面に著手し、且つ元和六年を以て築造せる追手

石垣の築造法

巨石

石材の出所と運搬

及玉造口の枿形并に橋臺を築直し、戸田氏鐵加々瓜忠澄堀直之式部之が普請奉行たりき。高山實錄、金城開見錄、大坂再興之事、毛利祥久文書、鍋島勝茂譜考補、徳川實紀、總じて此城の石垣は切合の築造法を用ゐ、石面を磨かず、寛永五年三月十四日幕府板倉重昌を大阪に遣し、本城修築の事に關して下したる訓令中に、石垣さへ堅固ならば、初め令したるより大なる石を用ふるに及ばずとあるを以て見れば、徒に大石を使用せざるやう注意を加へたるが如しといへども、石垣の石の巨大なるは、本邦幾十百の城廓中、大阪第一に居り、池田忠雄の備前より運漕したる縦四間横八間のもの櫻門石を始とし、其他巨石少からず、多く諸侯の家紋又は合印等を刻せり。これ一は當時徳川氏の威力の極めて熾なりしにも因るべけれど、又一には水路輸送の便あるを以て、能く巨大の石材を搬入するを得たりしなり。而して是等の石材は賀茂御影小豆島又は西國・北國・九州の深山より切出せるものにして、伏見廢城の石も亦用ゐらる。石揚場としては、城外玉造鴨野近邊を北國石運送の揚場としたること、安井系譜に見ゆるのみ。當城修築後、大阪市街の川々が運漕中轉覆墜落せる石材の散在せるによりて、舟行を妨げられたるが如きは、如何に水運の盛に行れしかと、石材の運搬に於ける當局者の困難とを推知せしむ

るに餘あり。東武實錄、寛永諸家系圖傳、義演准后日記、金城聞見錄、大坂再興之事、大坂城誌、
 殿館矢倉其他諸建物の造營に關しては、幕府自ら其事に當り、元和六年秀忠先づ
 二丸西北東三面の矢倉多門造營の工事を起し、同八年には北外曲輪の倉庫を建
 築し、寛永元年には家光更に二丸の西丸に倉庫を設け、又本丸殿館普請の準備を
 整へ、同三年より本丸の矢倉多門殿館及天守矢倉等の造營工事に著手し、同五年
 二丸南曲輪の矢倉并に大手玉造諸門の建設工事を舉行せり。かくて諸建物造營
 の工事は石垣修築の工事と相終始し、寛永六七年の頃に至りて大成せるに似た
 り。今前後この造營に與りたる者を擧ぐれば、矢倉多門殿館天守矢倉造營奉行役
 は小堀政一、材木買入方は大阪町奉行島田直時、久貝正俊、倉庫構造奉行は大番富
 永正義○喜左衛門、横地吉次○勘左衛門、作事奉行は五味豊直○金右衛門、喜多見勝忠○五郎左衛門なり。
 又矢倉多門高塀等に於ける狭間の切方は、特に藤堂高虎の家士にして弓術の達
 人なる吉田元直○六左衛門、砲術の名人なる米村一長○勘左衛門に命ぜられたり。元和年錄、徳川紀實、
 元和六年正月廿三日、幕府大阪城修築に關する法度を布き、喧嘩、諍論、押買、狼藉を
 禁じ、猥に竹木を切り、田圃を害ふを停め、又石場を争ふこと、及普請中從者を歸郷

櫻門

殿館
天守矢倉

既曲輪
帶曲輪

山里丸

山里大門

地形

せしむることを停禁せり。これ前後を通じ、常に起工に際して幕府の禁令する處
 なりき。御制法、徳川實紀、
 以下更にこれを細叙せんとす。

一、本丸

本丸は此城の中心にして、南櫻門を追手とし、西北姫門より山里丸に通じ、山里大
 門を以て搦手とす。總多門構にして、多門の隅々に三層の矢倉十一棟あり、中に殿
 館倉庫を營建し、殿館の北に五層の天守矢倉を起し、以て全城の鎮護とす。東南に
 は内多門構ありて、其東を厩曲輪とし、西北外側には總高塀構ありて、帶曲輪を爲
 し、而して櫻門枅形は渡矢倉多門構、姫門は多門續の構にて、姫門外の山里出枅形
 は高塀構なり。山里丸は西南姫門によりて本丸に連ると同時に、北には山里大門
 を開きて二丸に通ず、總多門構にして東西の兩隅に二層の矢倉二棟あり、山里大
 門枅形は渡矢倉多門構なり。この本丸山里丸の總周廻凡六百二十三間餘、總坪數
 一萬四千餘坪と稱す。大坂城誌、大坂城明細全圖、
 本丸は當城第一の高地にして、本丸玄關前より追手口土橋先及玉造口土橋先ま
 ては共に五間四尺餘、京橋口土橋先までは九間四尺餘、青屋口引橋先までは十三

石垣の高さと堀の幅

間の勾配あり。されば金城開見録に、當城を元來石山の名ある故市中より漸々高くして、大手に至りては、爪先上りの地あれ、城中より市中を見下し、一望千里霞る隈もぬく、千門萬家甍を連き輝き、天満の社を長橋の北に並ひ、川口の白帆を旭に映す、遙く繞る山々の播州の果までも鮮く見へ渡り、四時の眺望筆を盡し、かきいといへり、以て其一斑を見るべし。大坂御城中秘見

山里丸は本丸に比すれば土地頗る低く、且つ南面には本丸北手の石垣高く立ちたれば、曲輪内極めて幽邃なり。而してかく高下ある本丸と山里丸とは、巧に石階を設置して之を接続せり。大坂城誌

本丸周囲の石垣の高さは、大約南面櫻門東手空堀にて十間、西手にて八間半、西面にて十二間半、北面山里丸極樂橋西手にて七間半、東面にて十三間半あり。周囲の堀は南面及西面の南部は空堀にして、底には平石を敷詰め、西面の北部并に北東の両面は水入なり。堀幅も亦所によりて廣狹一様ならず、即ち南面櫻門橋臺にて十五間半、西面中央にて三十四間、北面極樂橋にて二十六間半、東面中央にて二十三間あり、狭きも十五間半を下らず、廣きは四十一間に及べり。大坂城明細全圖、大坂御城中秘見、金城開見録

石垣修築工事の下手と

諸侯の工事擔任區域

この本丸周囲の石垣并に堀の修築工事は、藤堂高虎の計畫に基き、加々瓜忠澄、白下部宗好、堀直之を奉行とし、大和伊賀伊勢近江美濃若狹加賀能登越中丹波丹後但馬因幡出雲石見播磨美作備前備中周防長門淡路阿波讃岐伊豫筑前筑後豊前豊後肥前日向壹岐三十二國の諸侯五十七家に課せるものとす。而してその下手は何時の頃なりしや明ならずといへども、安井文書に載する所、元和九年十月廿九日、前田家の長臣横山長知山城守より安井九兵衛に與ふる消息中に、既に明年起工の事をいひ、又鍋島勝茂譜考補に、同年十一月廿三日、家老諫早右近以下大阪普請の爲に出發する旨を載せられたれば、恐らくは十月の頃にありしなるべし。かくて翌寛永元年正月是月五日普請條目を頒じ、より工事に著手し、櫻門枅形は池田忠雄、橋臺は池田輝澄石見守、池田輝興右近太夫郎、池田忠雄、櫻門西詰より本丸西北隅、姫門西詰まで及、姫門西手の帶曲輪までは池田光政太新、藤堂高虎、生駒高俊小法守、毛利高政伊守、戸川達安肥守、山崎家治斐守、稻葉紀通淡守、一柳直盛物監、桑山貞晴加守、桑山一直左衛門佐、池田長幸中備守、松浦隆信肥守、寺澤廣高志守、大村純信千代、中川久藏内平岡頼資門石見守、伊達秀宗江守、伊東祐慶大夫、片桐孝利雲守、京極高廣丹後守、京極高三大修理、毛利秀就、加藤嘉明、松倉重政、徳永昌重馬助、織田

長則河内守○小出吉英又信濃守○小出吉親又對馬守○加藤泰興出羽守○八、京極忠高、姫門門臺并に
 姫門東詰より本丸東北隅に至る北手の全部、姫門前なる山里枳形并に山里丸の
 全部及山里大門枳形はすべて前田利常、本丸東北隅より櫻門東詰までは京極忠
 高、京極高三、堀尾忠晴山守○石川忠總、市橋長政伊守○毛利秀就、蜂須賀忠英波守○阿木下
 延俊門大夫○右衛門來鳥通春市右衛門○細川忠利中守○越鍋島勝茂、本多政武幡守○因分部光信左○
 京片桐孝利、有馬直純門左衛門○遠藤慶隆馬守○但稻葉典通六○彦立花宗茂、立花種次主○
 織田信良大輔○兵部織田信則大輔○刑部黒田忠之門右衛門○古田重恒少輔○兵部島津忠興馬頭○
 秋月種春門守○長京極高廣、森忠政、伊東祐慶、池田輝澄、池田政綱大夫○右京戸川達安、稻葉
 紀通、山崎家治、毛利高政、一柳直盛、西手空堀中仕切は土方雄氏後守○丹杉原長房守○伯
 東手空堀中仕切は森忠政、又天守臺西手中仕切は黒田忠之、京極高廣各之を擔任
 せり大坂城御普請圖、高山實錄、安井文書、銅島勝茂譜
 かくて工事の漸く進むに従ひ、五月幕府總奉行戸田氏鐵の精勤なるを褒賞し、尋
 いて前將軍秀忠は秋元泰朝馬守○但を遣して、修築助役の諸侯を慰勞し、又細川忠利
 の分擔する所衆に先んじて成りしを以て、將軍家光は安藤重長京右進○右を、前將軍秀
 忠は秋元泰朝を遣して、其勞を褒することありしが、翌二年二月、本丸石垣の修築

竣功と助役
諸侯の褒賞

天守臺の石垣

大半成るに及び、家光は安藤重長を、秀忠は青山幸成少輔○大藏を遣して之を檢し、諸
 侯助役の者を勞へり○獨り、徳永壽昌は工事怠慢の罪を以て、寛永五年二月
 廿五日、秀忠二條城より來り、駐ること五日、廿九日二條城に還り、九月十六日家光
 また二條城より來りて、城廓構造の實況を觀覽し、翌日二條城に還れり。されば此
 工事は大約本年を以て竣功を告げしが如きも、尙翌四年にも殘餘の工事ありて
 古田重恒之に當れり東武實錄、國師日記、細川家記、藩譜探要、
 天守臺は大小二箇連接して成れり。小なるを小天守臺と稱して南に在り、大なる
 を單に天守臺と稱して北に聳立す。小天守臺の石垣は高さ五間餘にして、其平面
 は上にて東西九間餘、南北十間餘あり。天守臺の石垣は高さ八間餘、平面は上にて
 東西十六間四尺餘、南北十八間五尺餘あり。金城聞見錄に、天守臺、御本丸中央御殿
 の後、有、五重の天守の先年○寛文五年正月、雷火、依て燒失す、今臺のみ殘まり、御影の
 大石、茲以て疊上ケ、累々として雲を凌ぎ、その象須彌山の圖のとく、鼓の胴、似と
 り、石坂巾二間、北、南、向ひて五十八段登り、又西、南、向ひて二十段登り、中段に至る、
 門を入る、十二間、六間の平地あり、此中、井、あり、黄金水是、當城一の名水、之、
 ま、北、南、向ての、冠木門を越て臺上、至る、天守の燒跡、一段低く、して茫々

築造年月

せる草むらえ。是を圍みて四面より高塀を構へ、南北に小門二ツあり、塀外より出きり、攝河泉の國々、眼下よりあり、近く臺下の人を見れば、蟻の如く、直立數十餘丈の高臺かれり、戦々恐々として足自ら戰栗をといへり。さて此石垣の築造につきては、何時の頃より著手せしものなるか明ならずと雖も、徳川實紀元和八年六月の條に、「是月大坂城外郭石壘多門過半成功して、本丸二丸○二丸は天守の誤ならんか、二丸修築の事、元和六年寛永五年に、あの石垣を築く」といひ、翌九年二月の條に、「昨年○一昨々の誤か、の春より大坂城修築せしめられしに、三年をへて外郭石垣多門并に本丸二丸の天守臺○二丸の二守には天は成功すといへるを合せ考ふる時は、天守臺石垣は本丸石垣の修築に生つて、既に元和八年六月工を起し、翌九年二月成功せしものなるべく、工事は加藤忠廣○清正の肥後守之に當れり。大坂城御普請圖、徳川實紀、金城開見録、公務集、石山要録、殿館は本丸南部の最も廣き所にありて、南面の建築なり。櫻門を入れれば、東の方前面に當り表、大番所あり。左旋して北に向へば、正面は玄關、左は大廣間、右は大臺所なり。屋根は概ね檜皮葺なれど、獨り銅御殿の屋根を銅葺とす。櫻門より玄關までは切石にて敷詰め、玄關の兩脇并に左右の三面は筋壁練塀なり。殿中は天井、長押及鴨居の上、襖、板戸に至るまで、繪畫又は模様あり。模様は概ね金地に施され、繪畫

殿館

銅御殿

假殿の造營

殿館造營の著手と竣功

は概ね金張付にて、而も當代の巨匠狩野山樂、狩野尚信、狩野探幽等の手に成りしものなれば、結構華麗眼を驚すばかりなり。殿館の建坪は三千六百餘坪にして、間數凡そ六十六室、廊下凡そ十六箇所、縁側凡そ十三箇所、文庫二棟、附屬し、總疊數二千六百八十四疊、襖三千八百五十八本、障子二千九百二十本、雨戸二千八百五十本、杉戸二千百十二本、半障子半戸五百三十八本、上葺五箇所ありしといふ。金城開見録、大坂御城、中秘見寫、大坂城誌、殿館の造營は寛永三年に始る。是より先き元和九年二月、幕府小堀政一に命じ、本丸に殿舎を造營せしむ。蓋し是歳夏秋の候、秀忠家光上洛し、序を以て大阪城巡見あるべきに決したればなり。然れども當時造營の殿舎は全く一時の用に供へしものなること、七月秀忠二條城より來り、八月家光伏見より來り、滞在各數日にして還りし後、之を破却せしを以て知るべし。寛永元年十二月、幕府五味豊直を本丸西丸作事奉行に命じ、又堺奉行喜多見勝忠をして本丸西丸作事奉行を兼ねしめたるは、殿館造營に關する諸準備を始めたものと覺しく、同三年正月には更に小堀政一を造營奉行と爲し、殿館天守矢倉の構造に著手し、高塀、矢倉、多門等の狭間の切方に關しては、特に藤堂高虎の家臣吉田元直及米村一長に之を命ぜり。此

天守矢倉の造營

の如くにして工事は夜を日に繼ぎ、著々進捗したるものなるべし。同五年六月、使番大久保忠知源神尾元勝記内を大阪目付とし、旨を授けて任所に遣し、が、其際下奉行六人普請熟練の者として萬事能く捗り、日ならずして成功すべきよし、板倉重昌より言上ありたるにつき、戸田氏鐵、加々瓜忠澄、堀直之等と内議し、然るべくんば勳勞感賞せらるゝ旨を傳達すべしと訓令せしを以て見れば、本丸殿館諸建築物の大成せしは、蓋し此頃にありしなるべし。元和年録、江城年録、徳川實紀、大坂城誌、東武實錄

天守矢倉も殿館と同時に造營に著手せしものにして、公務集に、寛永三年五月十八日吉辰なるにより、天守柱立ありといへるもの、恐らくは當れるなるべし。天守矢倉は五層にて、南北を桁行、東西を梁行とし、南を以て正面と爲し、總塗籠白土壁にして、棟は南北に通る。屋根は何を以て葺きしや明ならずといへども、江戸城天守矢倉の銅葺なること、及名古屋城天守矢倉の屋根は初重は瓦葺なれど、二重以上五重までは銅葺なること等より推し、又當城にも銅を以て葺ける銅御殿の如きあるより見れば、恐らく銅葺なりしならん。大坂城誌に錦城明細秘録を引きて、矢倉の高さは土臺より箱棟まで二十二間二尺九寸、初重桁行十八間二尺、梁行十六間一尺、五重桁行七間三尺五寸、梁行五間二尺五寸とあるは、六尺三寸を以て一

間と爲せるものなり。公務集、大坂再興之事、大坂城誌

二、二、丸

追手京橋口
青屋口
玉造口
雁木阪

石垣の高さと堀の幅

二、丸は本丸山里丸を圍繞せる曲輪にして、周廻千四百三十四間四尺と稱す。外は西南に追手、西北に京橋、東北に青屋、南東に玉造の四虎口あり。内は南手には南と東との兩仕切ありて、本丸櫻門の固となり、北手には西と東との兩仕切ありて、山里大門の固となり、又西手には北の仕切あり、東手には雁木阪門ありて、各其方面の固となり、櫻門によりて本丸と通じ、山里大門によりて山里丸と通ず。東南西の三面は高塀構、北の一面は多門構にて、隅矢倉十三棟あり、此内三重の矢倉一棟、二重のもの十二棟とす。此他に一重の矢倉一棟あり、かの時の太鼓を打ちし太鼓矢倉是なり。又追手京橋、玉造の三枳形は渡矢倉多門構、青屋口及雁木阪は多門續の構、玉造口定番屋敷北東の兩面は多門構なり。大坂城誌、大坂明細全圖

土地は南方高くして北方漸々に低し、石垣の高さは南面四番矢倉の邊にて十二間半、西面坤矢倉の角にて十一間、北面伏見矢倉の角にて六間、東面中小屋加番小屋中央の出角にて六間、巽矢倉の角にて十一間半あり。周圍の堀は總て水入にして、幅は追手橋臺にて四十一間、其北の堀中にて四十六間、西手の中央城代屋敷裏

石垣修築工
事を二回に分つ

第一回工事

諸侯の工事
擔任區域

にて七十六間、京橋橋臺にて三十六間、北手の中央にて三十四間、青屋口算盤橋にて三十六間、其東の堀中にて六十二間、東手中央にて四十九間、玉造橋臺にて三十五間、其西の堀中にて四十六間、南手の中央にて三十九間あり、狭きも廿八間を下らず、廣きは七十六間に及べり。大坂城明細全圖、大坂御城中秘見寫、大坂城誌、

二、丸周圍の石垣并に堀は、前後二回の工役を以て成れり。即ち追手より京橋口、青屋口、玉造口に至る西北東の三方面、凡そ二千九百九十六間餘は、元和六年の起工にかゝり、玉造口より大手に至る南の曲輪、凡そ一千三百四十八間餘は、寛永五年の修築に成り、又追手及玉造口の枅形并に橋臺は、元和六年に築造せられしものなるが、寛永五年更に之を改築補修せり。大坂城御普請圖、高山實錄、

第一回工役は、北外曲輪の修築工事と共に、元和六年正月より著手せらる。普請總指圖役藤堂高虎、天滿に館して自ら工事を監督し、戸田氏鐵、村田權右衛門、日下部宗好、渡邊勝、花房正成、長谷川守知を奉行とし、之を大和伊賀伊勢若狹越前加賀能登越中丹波丹後但馬因幡出雲石見播磨美作備前備中周防長門讃岐伊豫土佐筑前筑後肥前肥後豊前豊後日向壹岐三十一國の諸侯四十八家に課せり。即ち追手南詰は加藤忠廣、池田光政、森忠政、堀尾忠晴、追手枅形は加藤忠廣、橋臺は龜井茲政

竣功と助役
諸侯の褒賞

カ○大 伊達秀宗、毛利秀就、細川忠興、山内忠義、木下延俊、稻葉典通、有馬直純、池田輝興、池田政綱、追手北詰より京橋口南詰までは加藤忠廣、黒田長政、池田長幸、池田光政、有馬直純、加藤嘉明、秋月種春、田中忠政、後守有馬豊氏、寺澤廣高、土方雄氏、松浦隆信、大村純頼、大民部來島通春、木下延俊、細川忠興、森忠政、本多政武、杉原長房、片桐孝利、藤堂高虎、山崎家治、戸川達安、堀尾忠晴、中川久盛、池田政綱、池田輝興、池田忠雄、京橋口枅形并に橋臺は池田忠雄、京橋口北詰より青屋口西詰までは池田忠雄、池田光政、毛利高政、生駒正俊、後守前田利常、一柳直盛、京極忠高、京極高知、後守丹松平忠直、青屋口出枅形西北東三面は前田利常、青屋口東詰より玉造口東詰までは前田利常、一柳直盛、京極高知、京極忠高、右川忠總、松平忠直、堀尾忠晴、山内忠義、毛利秀就、島津忠興、伊東祐慶、中川久盛、鍋島勝茂、玉造口枅形并に橋臺は鍋島勝茂、玉造口西詰は久盛、稻葉典通、桑山貞晴、玉造巽矢倉臺は毛利秀就、京橋口南手中仕切は前田利常、堀尾忠晴、又極樂橋外西手中仕切は前田利常、同東手中仕切は京極忠高、京極高知、一柳直盛、各之を擔任せり。高山實錄、鍋島勝茂譜考補、大坂再興之要、石山要

是歳三月幕府は修築の遅速等に應じて、助役の諸侯に賜ふべき褒賞の内書草案

玉造口帶曲輪の修築

を定めしが、八月に至り、寺澤廣高先づ賞せられ、十一月には細川忠興、池田忠雄各竣功の賞ありき。思ふに此時修築全く成りしにあらずと雖も、助役諸侯各自擔當する所の成るに従ひて、秀忠其勞を犒ひたるものなるべく、工事は八年に至りて漸く成るを告げたり。已にして諸侯の士人將に歸國せんとす。幕府の吏前田利常擔當する所の石壁に脹所あるを見之が改築を命じぬ。時に本多政重○安、横山長知、兩人利常の命を受けて工事を督したりしが、他諸侯の皆役を畢へて歸るに、獨り留るを以て主君の耻辱なりとし、幕吏に答ふるに、二臣先づ死して其不敏を謝すべしといひ、遂に改め築くに及ばずして止めり。利常聞きて深く兩士を嘉せりといふ。東武實錄、國師日記、細川家記、講談餘錄、徳川實紀、前田家譜、

玉造口内定番屋敷の東手にある帶曲輪は、後年の設置にかゝるものなれども、工事者の姓名築造年月共に明ならず。大坂城御普請圖には、丑年○寛永築直シと注したるのみにて、工事に與りし人名を掲げず。大坂城誌には大坂城再造覺書を引きて、丑年は已年○寛永の誤なりと斷定したれども、引證薄弱にして従ひ難し。今暫く御普請圖の記す所を存して、寛永二年とす。細川家記に、寛永二年細川氏が玉造口内の改築に従へる事を載す。位置相當らざるが如しと雖も、亦以て本年玉造

第二回工事

諸侯の工事擔任區域

口内に工事の行れたるを見るべし。大坂城御普請圖、大坂城誌、細川家記、かくて西北東三面の修築成りしも、未だ南面には及ばざりしが、寛永五年二月二日、家光重ねて普請條目○元和六年のを發し、南曲輪の修築工事を起し、戸田氏鐵加々爪忠澄、堀直之を奉行とし、之を大和伊賀伊勢近江美濃若狹加賀能登越中丹波丹後但馬因幡出雲石見播磨美作備前備中周防長門淡路阿波讃岐伊豫筑前筑後豊前豊後肥前日向壹岐三十二國の諸侯五十四家に課せり。即ち玉造口西詰より追手南詰までは前田利常、織田長則、有馬豊氏、京極忠高、織田信則、鍋島勝茂、秋月種春、來島通春、古田重恒、稻葉一通○民部、木下延俊、細川忠利、本多政武、分部光信、遠藤隆隆、生駒高俊、藤堂高虎、島津忠興、戸川正安○土守、山崎家治、一柳直盛、伊達秀宗、蜂須賀忠英、桑山一直、桑山貞晴、池田長幸、森忠廣○右近、有馬康純○藏人、池田輝澄、池田政綱、池田輝興、池田忠雄、京極高廣、京極高三、中川久盛、平岡頼資、池田光政、立花宗茂、立花種次、稻葉紀廣、伊東祐慶、堀尾忠晴、石川忠總、松倉重政、毛利高政、黒田忠之、松浦隆信、大村純信、寺澤廣高、加藤泰興、小出吉親、片桐孝利、土方雄氏、杉原長房、毛利秀就、追手内東手中仕切は池田忠雄、玉造内西手中仕切は前田利常、又玉造北手雁木阪東通は古田重恒、遠藤隆隆、分部光信、本多政武、池田光政、織田信則、藤堂高虎各之を

板倉重昌の
工事検閲

竣功と助役
諸侯の褒賞

擔任せり、同時に元和六年一旦修築の工を竣へたりし追手及玉造口の枡形并に橋臺改築のことあり、玉造口枡形は鍋島勝茂、橋臺は前田利常、又追手枡形は有馬豊氏、橋臺は堀尾忠晴、石川忠總、松倉重政、加藤泰興、小出吉親、片桐孝利、伊藤祐慶、土方雄氏之を擔任せり。大坂城御普請圖、高山實録、大坂城誌、徳川實紀、

二丸南曲輪は慶長十九年冬、役の構和に際し、追手京橋、玉造三門外の馬出曲輪と共に毀壞したる所なれば、今再び之を築くに當りては、更に堀を鑿り、礎石を据ゑて、根底より石垣を築造するを要す。されば三月十四日、家光仙洞御所造營及大阪城修繕工事檢分として、板倉重昌を京師及大阪に遣すや、大阪城營築工事は礎石の据込終りし時、檢閱すべきを令せり。重昌五月大阪に至り、助役の諸侯に褒詞を傳へ、併せて工事を檢閲しぬ。東武實録、

六月幕府使番大久保忠知、神尾元勝を大阪目付となし、任所に遣し、兼ねて中仕切設置、矢倉臺の高さ及見隠塀の高さ等につき訓令を與へ、又普請奉行戸田氏鐵の精勵により、工期の進捗速なるを賞せしめ、次いで家光は安藤重長を、秀忠は青山幸成を大阪に遣し、戸田氏鐵、加々爪忠澄及堀直之と計り、褒賞を行はしめたり。重長幸成大阪に至り、七月十一日兩將軍よりの訓令に照準して、褒美を行ひ、細川忠

二丸諸建物の
造營工事

利を始とし、助役の諸侯并に其重臣等に時服羽織を下賜し、又下奉行等へは寛永元年の例に準じ、町奉行島田直時の官宅に於て、帷子羽織を下賜したり。江城年録、東武實録、

二丸諸建物の造營に關しては、元和六年七月十七日、西北東三方面の矢倉多門造營の工事を起したるを以て發端とす。即ち小堀政一山岡景以を擧げて造營奉行とし、工事を督せしめしが、翌七年の冬に至りて諸矢倉成り、八年六月に至り、多門も亦過半成功を告げたり。元和年録、寛永諸家系圖、傳、國師日記、徳川實紀、

寛永元年幕府西丸の造營に著手し、十二月五味豊直を以て本丸西丸作事奉行兼勤となせり。西丸には乾坤兩矢倉を除くの外は、米鹽糶硝等を納るべき多數の倉庫あるのみにして、其矢倉は已に小堀政一に命じて造營せしめたるものなるべきを以て、今回は主として倉庫の構造に従ひしと疑ふべくもあらず。而して二丸南面の造營工事も亦寛永五年七月以降に於て著手せられしもの、如く、六月下旬安藤重長、青山幸成の上洛に當り、大阪町奉行島田直時、久貝正俊に訓令して、矢倉及諸門の造營に供すべき材木を豫め買入れ置かしめたるを以て見れば、南曲輪の諸矢倉并に追手玉造等の諸門の如きも、右の命令によりて買入れたる材木を以て築造せられしものなるべし。蓋し是より先き本丸二丸の殿館其他の建

物は殆と大成に至らんとせしが、二丸南曲輪の矢倉及諸門の造營も越えて七年の頃に成就し、是に至りて大阪城造營工事は全く大成したるものなるべく、以上記載せし外、建物造營に關する詳細は、終に記録の徴すべきものなし。徳川實紀

三三三 丸

仕切曲輪
藏曲輪
北外曲輪
石垣の高さと堀の幅
石垣修築工
事と擔任諸
侯

三丸は二丸の北手を圍へる帶曲輪にして、西を仕切曲輪といひ、地坪六千三百八十坪あり、東を藏曲輪といひ、地坪一萬九千坪あり、總稱して北外曲輪ともいふ。其周廻は西面京橋口北手の堀外に起り、北面平野川通、東面猫間川通を繞り、南面堀割の溝に沿ひて藏曲輪南仕切門に至る。仕切曲輪は外は西に筋鐵門口あり、北に鳴野橋口あり、藏曲輪は内は西南の兩仕切あり、二丸青屋口の固となり、青屋口より二丸に通ず。總高塀構なり。土地は當城中最も低く、二丸に面する所、伏見矢倉の堀際にて、石垣の高さ三尺に過ぎず、北面川通の石垣の高さも鳴野橋の邊にて三間半なり、又北手の川幅は京橋にて五十間、鳴野橋にて二十九間あり。大坂御城中秘見寫、大坂城誌、大坂城明細全圖

倉庫の造營

造は、前田利常、京極忠高、藤堂高虎、松平忠直、京極高知、一柳直盛の諸家工事を分擔し、同九年の初には全く竣功せり。大坂城御普請圖、大坂城誌、徳川實紀 三丸藏曲輪には米藏二十九棟、其他多數の倉庫あり。是等の造營は何時頃なりしか、明なる記載を闕けども、元和八年六月、幕府大番頭高木正次○主、松平重則○大に命ずるに、府庫を設置すべきことを以てし、大番富永正義、横池吉次、兩奉行指揮の下に、府庫十二棟を構造せしめしことあり。西丸の倉庫は寛永元年西丸作事奉行を命じて、其建造に與らしめしを以て見る時は、此十二棟の府庫構造は即ち北外曲輪にあるものたるを察すべきなり。此の如くにして大阪城修築工事は、幕府自身の外に三十五國六十四家の大小諸侯を役し、前後十年を費して漸く成れり。徳川實紀、大坂城御普請圖

大阪在勤の諸職員

大阪城代内
藤信正

大阪城代は内藤信正に始る、定番加番、大番等を率ゐて城中を警衛し、特に二丸追手内外及南北兩仕切を守り、又遠く西國諸侯を統帥するの重任たれば、概ね五六萬石の譜代諸侯中より選拔任用せらるゝを例とす。寛永三年四月、信正卒して阿

任期
交代の制

京橋口定番
高木正次
玉造口定番
稻垣重綱

城代屋敷

部正次之に代り、正保四年十一月、正次卒して永井直清○日假に城代の事を攝せり。但し、幾もなくして玉造口定番稻垣重綱○攝城代に榮轉したるも、僅に一年餘にして辭し、内藤信照○信正の子、豐前守之に代りぬ。かく城代在職の任期はもと定制なかりしが、承應元年五月、信照病を告げて職を辭するに及び、改めて二年交代とし、萬治元年再び改めて一年交代とし、水野忠職○田内藤忠興の弟、丹波守三人交代、城代に任じ、九月十五日を以て交代せり。然るに寛文二年三月、青山宗俊○因城代と爲るに及び、輪番の制を廢して舊制に復し、宗俊城代たること十七年の久しきに及び、役知一萬石、百五十人扶持を添へられたる時、七、四位に叙し、赴任の時刀劔○代金拾枚馬一疋、時服二十を賜ひ、引越拜借金壹萬兩を許され、妻子は之を任所に携ふるを得。城代屋敷は城内にては追手門内千貫矢倉の北にあり、地坪二千六百十坪、城外にては今の城南練兵場より清水谷東町及西町に互りしが、寛文六年京橋口定番下屋敷○野戰砲兵の一部を鴨野に移すに及び、其地を併せたり。城代下屋敷四千六百十八坪、家中屋敷七萬四千八百十四坪あり○史載、寛政重脩諸家譜、大坂御城中秘見寫、地方役手鑑。定番は二員あり、元和九年高木正次京橋口定番と爲り、稻垣重綱玉造口定番と爲れるを嚆矢とす。京橋口定番は京橋口内外及北、外曲輪筋鐵門の警衛を掌り、玉造

定番組與力
同心

内藤信廣
保科正貞
與力同心の
増員

京橋口定番
屋敷

玉造口定番
屋敷

口定番は玉造口内外及東仕切○築違仕切と稱すの警衛に當り、概ね一二萬石の小諸侯より選拔せらるゝを例とし、各與力十騎同心二十人を附屬す。在職の期定制なく、寛永七年十一月、正次卒後、後任者を置かざること十八年、慶安元年、重綱城代に榮轉するに及び、内藤信廣○石守京橋口定番となり、保科正貞○正忠玉造口定番となり、二員の制を復し、新に各與力二十騎、同心八十人を増せり。定番は諸大夫に叙し、延享以來、役料三千俵を給し、赴任の時黄金十枚、時服五を賜ひ、引越拜借金三千兩を許さる。與力は現米八十石、同心は十石三人扶持にして、城内貯藏の麩米を給與せられ、與力は四百八十坪、同心は二百坪の宅地を給せらる。京橋口定番屋敷は城内にては京橋門内にあり、地坪二千四百坪、城外にては城代屋敷の西より追手門前に至りしが、寛文六年、新に下屋敷を鴨野橋南詰に移せり。下屋敷壹萬八千二百十五坪、家中屋敷壹萬三千五百九十三坪、與力三十騎、屋敷壹萬八千六百六十五坪、同心百人、屋敷壹萬八千二百八十六坪あり。玉造口定番屋敷は城内にては萬治三年、東大番頭屋敷と交代し、大番頭は築違仕切以南の舊定番屋敷に移り、定番は玉造枳形の北なる舊大番頭屋敷に移り、地坪千五百七十五坪あり。城外にては城代屋敷の東より算用曲輪を圍みて玉造門外一帯の地を占め、下屋敷二千四百六十六坪、家中

新玉造

大番衆番頭
及組頭

大番組與力
同心

屋敷壹萬六千九百五十二坪、與力三十騎、屋敷壹萬四千四百坪、同心百人、屋敷二萬坪あり。初め玉造口與力同心の増員あるや、其宅地に充てんが爲、所有の家屋敷を公收せられたる市民は、代地を下博勞に給り、東伊勢町、伏見長屋町、伏見伊勢町、伏見清水町、二本松町、越中町、北新町、大津町江〇以上八町は西區南北側、を爲し、總稱して新玉造といへり。大坂御城中秘見、諸家譜、石山要錄、

大番衆の設置は天正年間にあり。元和二年十組、寛永九年十二組となり、毎組大番頭一人、大番衆五十人、其中組頭四人あり、與力十騎、同心二十人之に屬し、代、大阪二條及駿府に在番す。大阪は元和五年八月、伏見在番の大番頭松平勝政、松平輝澄此地に移りてより、毎年二組づゝ交代して衛戍の任に當り、本丸及追手より玉造に至る二丸南面の警衛を東西に分ち掌る。番頭、組頭、大番衆は皆幕府旗下の士又は其子弟〇子弟は無足にて勤仕す、寛文元年五月、大番衆無足勤仕三年に及ぶ者にあり、切米二百俵を給すべきを令し、此恩典に與れる者、大阪在番者に十四名ありを、選任して之に充て、與力は藏米二百俵、同心は三十俵二人扶持を給ふ。大番頭は寛文五年三月、役料二千俵、大番組頭は同六年七月、役料二百俵を給せらるゝこととなりしが、十八年間繼續せる後、天和二年に至りて之を停められたり。大番衆及與力に關しては、役料加賜のこと所見なしと雖も、吏徵大番同心の條に、初め

番頭以下の
役料

番頭以下の
屋敷

大番衆の交
代

在番中は扶持米の半額を増給せられ、寛文五年増して扶持米と同額を加給せられたりとあるによれば、大番衆及與力も亦此際役料若くは役扶持の恩典に浴したるなるべし。元祿元年番頭、組頭、番衆は孰も知行四、物成一倍、與力は三、半物成一倍の合力米を給ひ、同心は現米三石二人扶持の加恩あり。初め金米併せ給ひしを、後には全部米又は金を以て支給することゝなれり。大番頭は老中支配にして諸大夫に叙し、組頭及番衆は頭支配なり。赴任の時大番頭は金五枚時服五、羽織、組頭は銀十枚時服二、番衆は銀十枚を賜ふ。在番中は常に城中に起臥し、東大番頭は築違小屋〇九百九に、西大番頭は太鼓矢倉下の屋敷〇六百廿に住し、東西大番衆は以上の中間なる百軒長屋〇三千五百に住す。年々の交代は東大番頭は七月廿三日、〇大の月は廿四日、以下之に準ず。西大番頭は同廿八日を以て江戸を發し、十二日にして大阪に著し、東大番頭は八月七日玉造口より、同番衆は八九の兩日廿五人宛追手より、又西大番頭は十二日、同番衆は十一の兩日、共に追手より交代するを例とし、其上下の途上に於て親子兄弟ある者は、路程半日以内の地に限り、訪問するを許し、京都及大阪に親子兄弟ある者は、在番中兩度を限り、往復一日を以て之を訪問するを許せり。吏徵、官中秘策、殿中日記、人見私記、續篤、石山要錄、大坂御城中秘見記、

大番衆の關員補充

大番衆往來の作法

大番衆の關員補充に關する規定を見るに、新任大番衆交代期に先ち病歿するに
 とあれば、江戸に代番人を稟請し、交代後なれば稟請に及ばず、但し、組頭は交代の
 前後に論なく、死歿するとも代人を置かざるものとし、又路銀は江戸出發前なれ
 ば悉く代番人に交付し、出發以後なれば交付に及ばず、代番人には江戸歸還後五
 十日の休暇を與ふべしとせり。明曆三年二月、幕府大番衆往來の作法及交代の順
 序を定め、往來の作法として、番衆途中に於て集會酒宴を催す可からず、旅宿は道
 路の一方にとりて往來を妨ぐ可からず、馬次問屋及旅宿よりは出役夫馬の員數
 及宿賃皆濟の手形を取る可し、船頭旅人に暴言暴行を加ふ可からず、又宜しく從
 僕下人を戒めて、惡錢を使用し、押買押賣を爲し、好色に耽り、馬差を虐待すること
 なからしむ可し等、十數條を擧げたるを以て見れば、彼等及彼等の下人が到る所
 に専横を極めしを知るべく、沿道人民大番事なくして通過する時は、盛宴を張り
 て之を祝せりといふも、誣言にあらざるべし。萬天實錄、徳川紀、令考、徳川實紀
 加番は四人を以て定員とす。寛永三年水谷勝隆伊勢守之に任ぜられしこと、家譜に
 見ゆれども、當時の同僚の氏名を明にせず。加番は大番の加勢にして年々交代し、
 一加番山里丸は山里丸及極樂橋外二丸、南曲輪南東兩仕切の内を守り、二加番山里丸

加番の定員

山里加番

中小屋加番
青屋口加番
雁木阪加番

加番屋敷

加番の交代

大寄合

大番加番交代
と復舊

小屋は二丸、青屋口を守り、三加番青屋及四加番雁木は半月交代にて二丸、雁
 木阪を守る。山里加番は三四萬石の諸侯中より、其他は一二萬石の諸侯中より任
 命するを例とし、在番中知行四物成の一倍を賜ひ、又城中に起臥すること大番衆
 に同じ。山里加番屋敷は千三十一坪、中小屋加番屋敷は千百三十一坪、青屋口加番
 屋敷は六百四十三坪八合四勺、雁木阪加番屋敷は七百六十九坪あり、年々の交代
 は七月朔日御暇を給り、拜領物は家格によりて同じからず、七月十五日大の月
以下之に準ず、より十八日に互り、順次江戸を發して赴任の途につき、八月二日新舊の加
 番定番、大番頭、目付、町奉行等悉く城中城代屋敷に會し、新加番より新任の挨拶を
 述べ、將軍の起居、老中より城代定番への傳言を演説し、終りて交代の手順を定め、
 一同退散す。之を大寄合又は假城入と號し、翌三日山里加番は京橋口より、四日青
 屋口加番は追手口より、五日中小屋加番は玉造口より、又六日雁木阪加番は玉造
 口より交代を了り、九月朔日歸府拜謁す。然るに大番加番の交代期、前記の如く八
 月にては、往還の途次、沿道諸川の漲溢に會し、困難少からずとし、寛文十一年三月、
 加番の交代を七月十二日より同十五日まで、大番衆の交代を同十六日より廿一
 日までに改めしが、天和元年に至り、再び八月交代の舊制に復せり。史、大坂御加
番手控、大坂御

關根一郷氏談話

大阪船手

與力水主

船手屋敷

船番所
御船藏

六役

大阪鐵砲奉行

大阪船手は元和六年小濱光隆に始り、光隆歿後二子嘉隆○民部少輔、利隆○佐右衛門に任ぜり。寛文五年正月二員となり、大番組頭高林直重○兵衛、大橋親重○與惣右衛門之に任ぜしが、天和三年七月再び改めて一員となれり。老中支配にして、與力六騎○現米六増にして十騎となるに及び、水主五十人○現米七石壹を統べ、船手二員の時は與力、官船管理軍防警備の任に當り、兼ねて兩川口出入の商船を監視し、又兩町奉行と共に小豆島鹽飽島を支配す。赴任の時金三枚時服三羽織を賜ひ、引越拜借金三百兩を許され、役知千俵を給ふ。屋敷は與力水主の屋敷と相比びて九條島の北端○西本に當り、壺万七十三坪、田一番町二番町及古川町にあり。二員となりし時、直重は勘助島に、親重は四貫島六軒屋に居る。船番所は九條島の最北端、四貫島南傳法及勘助島に各一ヶ所あり、又御船藏は船手屋敷の南と其對岸なる百石島○百石島は安治川開鑿の時河に當りて概ね其地を失へりに各一ヶ所ありき。吏役、寛政重脩諸家譜、地方役手鑑、川口船藏會所舊藏、大阪鐵砲奉行同弓奉行同具足奉行同金奉行同藏奉行及同破損奉行を六役といふ。鐵砲奉行は寛永二年大番組頭今村正信○傳右衛門始めて之に任ぜられ、役御役系には、鐵砲奉行として第一に大岡傳左衛門を擧げ、元和年中、同八年より二員となり、中、右、相勤、右、年、月、不、相、知、と、い、ひ、次、に、今、村、傳、右、衛、門、を、載、す、同、八、年、よ、り、二、員、と、な、り、

組同心

奉行屋敷

同心屋敷

城内貯藏の
石火矢及小
銃の員數

大阪弓奉行

組同心

奉行屋敷

其後時として三名となれる事あり。定番支配にして、奉行二人の時は兩組共同心二十人宛○現米十石、奉行三人の時は一組は同心三十人、二組は同二十人宛を統べ、城中の鐵砲火藥及其倉庫を管理し、併せて銃器の修繕硝藥の製造を掌る。赴任の時は金壹枚時服二を賜ひ、引越拜借金七十兩を許され、合力米は現米八十石を給ふ。奉行屋敷は京橋口定番屋敷の北、弓町○幅重隊の一部及、五百九坪及千五百四坪半あり、三名の時は弓町西側の北端に一ヶ所○七百を加ふ。同心屋敷は現時の北桃谷町に當る。武器庫は本丸に石火矢藏二ヶ所○山里帶曲輪に古く、二丸は西丸に石火矢藏及火藥藏各二ヶ所、西丸以外に火藥藏二ヶ所、玉藏一ヶ所、又青屋口外玉造藏場に石火矢藏一ヶ所あり、凡そ城中所藏の石火矢二百八十六門、小銃壹萬九千五百餘挺といふ。吏役、寛政重脩諸家譜、大阪地役御役系、公大阪弓奉行は寛永二年大久保忠良○勘三郎に弓手を預けられしを以て嚆矢とすべし。○大阪地役御役系には、弓奉行として第一に内藤半彌を擧げ、元和五年伏見方被_二仰_一付、以、年、月、不、相、知、と、い、ひ、第、二、に、中、山、伊、左、衛、門、を、擧、げ、元、和、五、年、伏、見、方、第、三、に、大、久、保、勘、三、郎、を、載、す、定、員、二、人、あ、り、定、番、支、配、に、し、て、一、組、に、同、心、十、人、米、十、石、三、人、を、統、べ、城、中、の、弓、弦、鎌、の、修、繕、保、管、を、掌、る。赴、任、の、時、は、金、壹、枚、時、服、二、を、賜、ひ、引、越、拜、借、金、七、十、兩、を、許、さ、れ、合、力、米、は、現、米、八、拾、石、を、給、ふ。奉、行、屋、敷、は、弓、町、の、東、西

同心屋敷
城内貯蔵の
弓矢及弦の
員數

大阪具足奉
行

組同心

奉行屋敷

同心屋敷

城内貯蔵の
具足の員數

大阪金奉行

手代

に各一ヶ所○七百七十七坪同心屋敷は今の北區松枝町にあり凡そ城中所蔵の弓千五百餘張、弦六千六百餘懸、矢十二萬三千餘筋にして、小銃と等しく本丸二丸の矢倉に配置し、弦は天満空心町糟屋遠江をして毎年之を調製せしめ、祿五拾俵を給せりといふ。史徵、德川實紀、大坂地役御役系、公私要覽、地方、大阪具足奉行は寛永十六年大番糟谷吉成○兵衛を之に任せしを發端とす。○大阪役系には、糟谷與兵衛の前、日下藤九郎、太田七右衛門、兩名を擧ぐ、但し、兩人共御役被仰付、い年月不相知とあり、定員二名あり、定番支配にして一組同心六人後に十人○現米十石を統べ、城中の具足馬、騾、籠竿等の修繕保管を掌る。赴任の時は金壹枚時服二を賜ひ、合力米は現米八十石を給ふ。奉行屋敷はもと城代下屋敷の東横町にありて、東○八百七十七坪西○千三百坪相對せしが、其後西にあるものは八丁目札辻西町○北桃谷の一部に移り、同心屋敷其東にあり、凡そ城中所蔵の具足四千六百餘領、悉く本丸櫻門南北に續ける矢倉多門及西丸内の藏一棟に貯蔵せられしといふ。史徵、大坂地役御役系、公私要覽、大阪金奉行は寛永二年大番組頭深津正吉○彌左衛門を金奉行に任じ、鐵砲奉行今村正信○大坂地役御役系には、以上兩名の外に、米倉丹後新見彦右衛門、兩名を連記し、寛永三寅年相勤、其後如何に相成、哉不知と注せり、をして之を兼ねしめたるに始る。四人を定員とし、各手代二人を附す。定番支配にして城内

奉行屋敷

手代屋敷
金藏

御金日

大阪藏奉行

手代

奉行屋敷

手代屋敷

金藏を管理し、一切金銀の出納を掌る。赴任の時は金壹枚時服二を賜ひ、引越拜借金七十兩を許され、合力米は現米八十石を給ふ。奉行屋敷一ヶ所○五百七十七坪は城代下屋敷の東横町、具足奉行の北隣に、三ヶ所○各千二百坪のも二ヶ所○西にあり、は内久寶寺町二丁目に、又手代屋敷は更に其西部にあり。金藏は本丸天守臺の東南に二棟あり、其北手の泊番所には金奉行晝夜部下を率ゐて勤番し、毎月五日十六日廿三日の三日を金銀出納の日と定め、之を御金日と稱す。御金日には金奉行の外、城代兩定番よりは家士、兩町奉行所よりは金役の與力を派して臨檢せしめ、臨時の出納も亦此手續によれり。史徵、寛政重脩諸家譜、大坂地役御役系、公私要覽、大阪藏奉行は元和七年二人を置き、後増して四人○大坂地役御役系に、本間十左衛門、小林十右衛門、四名を連記し、と爲り、手代十二名、藏番、小揚杖突等若干名之に屬す。大阪町奉行支配○寛保三年勘定にして、城内の米穀、粗大豆等の購入拂下を掌り、又是等を容る、倉庫を管理す。赴任の時は金壹枚時服二を賜ひ、引越拜借金七十兩を許され、合力米は現米八十石を給ふ。屋敷四ヶ所は城代下屋敷の東横町に於て東西に相對し、東○六百二十五坪のものと一ヶ所○坪數不明のものと一ヶ所○西にあり、手代屋敷は金奉行手代屋敷の西にあり、所管の建物は玉造御藏場に米藏三十

米蔵精蔵

五ヶ所蔵目

一棟米改所三ヶ所、西丸に米蔵十二棟、精蔵四棟、米改所一ヶ所、又本町濱に鹽噌場あり。出納には蔵奉行衆、大番組蔵目付、城代の家士兩定番の與力、兩町奉行配下の蔵目付臨檢するを常とし、之を五ヶ所蔵目付といふ。史徴、大坂地役御役系、公私要覽、大坂御城中、秘見寫、大坂城誌、

大阪破損奉行

手代

大阪破損奉行はもと材木奉行と稱す、設置の年月明ならず、○大坂地役御役系には、破損奉行として第一に南條十兵衛、兩宮權左衛門、兩名を擧ぐれども、右兩人御役被仰付年号不相知と注し、次に伊藤傳七、耶筒井與右衛門、兩名を擧げ、寛永十三年御材木奉行被仰付、○と定員兩名なりしが、元祿十一年増して三人となり、手代各五人を統ぶ。定番支配にして、阪城内、外諸建物の造營修理を掌り、兼ねて川崎材木藏局の○川崎造幣を管理し、青屋口引橋、鳴野橋、及京橋口外側仕切曲輪の塀、石垣、門并に同所柵門の修繕には、城代兩定番より家士、兩町奉行所より普請役を派して立會はしむ。赴任の時は、金一枚時服二を賜り、引越拜借金七十兩を許され、合力米は現米八十石を給ふ。屋敷は天満材木藏の南に二ヶ所、○七百七十九坪あり。三人となるに及び、城代下屋敷の東横町、もとの具足奉行屋敷を之に充つ。手代屋敷は弓同心屋敷の西北○區、紅梅町、及鐵砲同心屋敷の南、○六丁目、の一部にあり、川崎材木藏は材木貯蓄場にして、惣坪數三千五百六十坪、内に細工小屋、檜木小屋、丸太小屋、材木藏十餘棟あり。史徴、大坂

川崎材木藏

手代屋敷

奉行屋敷

城中條目

地役御役系、御普請役勤書、大坂御城中秘見寫、公私要覽、地方役手鑑、

寛永三年七月廿七日、將軍家光城中條目を出し、

(一)非常の際、二丸外へ出づ可からず。

(二)在番將士の外、墨付を有せざる者を二丸内へ入らしむ可からず。

(三)僕從に至るまで身元確實なる者を選び用ふ可し。

といひ、同七年六月廿一日、町奉行久貝正俊、江戸より歸阪せんとするに臨み、更に下知狀を付して左の如くいへり。

(一)大阪定番の面々一層僕從の選定に留意し、婚姻の事殊に査檢を嚴にす可し。

(二)城内の儀萬事に付き、惡策を企つる者を出訴せば、金銀知行によらず、其者約束の倍額を與ふ可し。

(三)町中の非違を檢し、不逞の徒無からしむ可し。

(四)攝河兩國は久貝正俊、和泉國は水野守信奉行す可し。

(五)寛永五年、阪城修築の際、家屋を破毀せられたる者には、三年間の地子を赦免す可し。

(六)寛永六年、阪城修築の際、不用の石材置場として地所を使用せられたる者に

は、其石材放置の間、地子を赦免す可し。

(七) 定番加番の面々へ鐵砲弓を配賦して練習を積ましめ、破損ある武器は修復せしむ可し。

(八) 城米の出納補填○二十萬俵を定數とす、を怠る可からず。

(九) 毎年意を用ゐて硝薬を製造す可し。

(一〇) 何事によらず、急に檢使を遣す要あらば、定番衆商議して之を決す可し。

以上兩通は將軍の黒印を鈐し、前者は城代及兩定番に宛て、後者は宛名を闕くも城代兩定番兩町奉行に與へられたるものなること、後の下知狀にて明なり。凡そ條目及下知狀は城代新任の年或は其翌年を以て必ず發布せられ、其條項は時に應じて變更あり、承應三年八月の條目は、第一項を改めて、非常の際は城代兩定番相議して之を決す可く、且つ城代兩定番は勿論、大番頭加番に至るまで、城外に出づ可からずとし、下知狀は(五)(六)二項を削り、新に(一)西國に於て事變出來せば、急を要せざるものは上申して後に處理すべく、急を要するものは所司代板倉重宗○重長子、淀城主永井尙政兄、信濃守と合議して連署執行す可し、(三)西國筋船舶の必要ある時、事急ならば重宗尙政と計りて遲忘なく之を沙汰し、急を要せざるもの

條目及下知狀の改正

大番條目

は上意を仰ぐ可し、(三)鐵砲彈藥具足以下の發送も亦之に準ずとの三項を補へり。
○其他條項の順序を變動し、又多少の訂正を加へ、初め幕府の武家法度を定むるたるものあれども、前令と大差なきを以て略す、や、其第四條に於て、縱令江戸及諸國に如何なる事變出來すとも、必ず先づ幕府に上申し、然る後之を處理すべしと規定したるが爲、島原亂に當り、西國の諸侯該令を固守し、徒に時機を失して賊徒の跳梁を招けり。幕府が前記三條を下知狀に追加したる所以は、主として此に存す。徳川禁令考

條目は

(一) 萬事法度を嚴守し、番頭組頭の命に違背す可からず。

(二) 喧嘩口論堅く禁制たり。同席の輩傍觀して事端を大ならしめ、或は一方に荷擔せば、其罪本人より重かる可し。

(三) 如何なる事ありとも城外に出づ可からず。

との三條にして、將軍黒印を鈐し、同下知狀は

(一) 番衆以外に交際す可からず。

(二) 番所には武器并に己が得物を置く可し。

同下知狀

大番衆の奢侈を戒む

〔三番衆間に於て振舞一切禁止たり。但し、番頭の所にて饗應ある時は、一汁三菜、酒三盃を許すと雖も、肴吸物、大盃を用ふ可からず。〕

との三項にして、老中の連署あり。同十九年六月、幕府が上意の趣として、二條大阪成衛の大番頭に與へたる令文を見るに、大番衆中或は奢侈に流れて生計に苦める者多かりしが如し。該令に曰く、在番中は物成一倍を加給あるに、猶窮迫に及ぶ者あらば、其次第を上申す可し。畢竟屋舎の美麗、妻子の衣裳、其外諸事分限に超過して奢侈なる故、窮乏を招けるならん。大番は變事ある時先鋒を命ぜらるゝ者なれば、平素勤儉を旨として不虞の用に備ふ可し。然りと雖も徒に貨殖を事とせよといふにあらず。若し本令に違ひ、家産を蕩盡する者あらば、番頭の上申を待ちて改易に處すべく、組下にかゝる輩あるを知りながら、之を上申せざるに於ては、番頭組頭其責を免れずと。凡そ大番衆は役料を得るに従ひ、之を本市にて賣却しければ、米商はいふに及ばず、米商にあらざる者まで、此間に處して利を占めんと欲し、或は延銀にて購入したる番衆の米を、不確實なる商人に轉賣して代銀を得る能はざるあり、紛紜屢起れり。因て承應元年八月、番衆の米の賣買を現銀とし、遲延せば其町中より代償すべく、米商にあらざる者一旦購入したる米を轉賣し、其代

大番衆合力米の賣買

解雇せられたる大番衆の町中宿泊せしむ可からず。大番衆加番衆の下々へ賣懸を爲す可からず。

銀を得る能はずして訴訟を起すも、受理の限にあらざると定めたり。解雇せられたる大番衆の下々に、町中宿泊を許さざるの令は、毎年正月十一日に、又大番衆加番衆の下々に賣懸を爲すの禁令は、毎年八月十五日に發布せらるゝを例とせり。川

禁令考、柳營禁令抄、石山要録、御觸及口達、承應元年同二年。

三町人

三町人

尼崎氏

大阪役に鐵楯二十枚を獻ず。尼崎又右衛門

尼崎又右衛門、寺島藤右衛門、山村與助を三町人と稱す。三町人は代々同姓同名にして、皆徳川氏に深き縁故有り、常に城中に出入し、江戸より到來の奉書を開封言上し、又諸役人會合の席には必ず列座し、城代定番の指揮を受けて諸用を辨ぜり。尼崎氏は其先又次郎次吉、尼崎に生れしを以て、尼崎を氏とす。又次郎家康の伊賀越退去に供奉し、天正十四年家康來阪の時、天滿の私宅を旅館に供し、又江戸城修築には石船百艘を獻じ、關原役に供奉し、慶長十一年東京トウキョウに渡航せり。同十六年又次郎歿して甥又左衛門孝清嗣ぎ、大阪冬役に横二間縦一間半の鐵楯二十枚を上り、其後五畿内代官に任ずるの恩命ありしかど、辭して受けず、町奉行曾我古祐の通稱を又左衛門といへるより、晩年避けて又右衛門と改め、長子又右衛門孝三に

江戸室町駿府及天満長柄町筋○天満橋の三屋敷を譲り、城中に勤仕せしめぬ。尼家譜

寺島氏

寺島氏は其先三郎左衛門治○直紀州粉河寺島に生れしを以て寺島を氏とす。三郎

左衛門根來より天王寺に移り、瓦職を業とし、豊臣氏より瓦の用命を被り、又養子

宗左衛門○一に惣左衛門と共に作る、休清と共○一に惣左衛門と共に家康に謁し、徳川氏の御用瓦を製作せり。慶元の役

宗左衛門大阪に在りて城中の状況を徳川氏に報じたるが爲、其居宅は大阪兵の

南瓦屋町

焼く所となりしが、亂後徳川氏より四萬六千坪の地を賜ひぬ。後の南瓦屋町○南

屋町一、二、三、四、五番町。即ち是なり。元和九年宗左衛門歿し、六子中長男惣左衛門清○直は京師

寺島藤右衛門

に移り、次男三郎兵衛は江戸に移り、又三男五郎兵衛は早世したるにより、四男藤

右衛門○紹家名を繼ぐ。因て寛永七年瓦土取場として拜借したる南瓦屋町東北

瓦屋藤右衛門請地

百三十一石餘の空地を瓦屋藤右衛門請地○東西新瓦屋町田島といふ、然るに將

軍家光上洛の際、大阪町中と同じく、瓦土取場も地子赦免となりしに、藤右衛門は

冥加として定免三の年貢を上らんことを請ひ、爾後年々代官所に上納せり。禁裏

院中、大阪城、二條城、水口城、其外諸所の官廩神社佛閣等、上方筋の瓦御用一切は惣

左衛門藤右衛門兩人之を配分擔任し、其法大阪御用にして新作事にかゝるもの

上方筋瓦御用を京都寺島家と分擔す

山村與助

は、惣左衛門四分、藤右衛門六分、修繕にかゝるものは藤右衛門全部を勤め、京都其
他の御用にして新作事にかゝるものは、惣左衛門六分、藤右衛門四分、修繕にかゝ
るものは惣左衛門全部を勤め、又江戸御用として大阪瓦を廻送することは、惣左
衛門三郎兵衛、藤右衛門三人にて勤め、○寺島藤右衛門由緒書、三町人由緒書、

山村氏は其先與三郎○則大和添上郡山村に出でしを以て山村を氏とす。子與助

寛○正家康伏見の在城の時、召されて御大工となり、大番頭の支配を受けて諸職人

を掌り、廿石四人扶持を給り、屋敷○山村町及田地を拜領せしが、元和二年配下の

諸職人を率ゐて大阪に移り、京橋一丁目○後、釣鐘に移り、に住し、阪城内外の新築修繕

工事はいふに及ばず、橋普請、檢地御用をも勤め、城中出火あれば部下を率ゐて消

防に盡力せり。凡そ新築又は修繕工事ある時は、山村氏は普請奉行と立會の上、實

地を見分し、配下の棟梁并に職人頭に命じ、諸入費を算用せしめて適否を檢閲し、

而して其銀米は一旦自己の手に領收したる上、配下に分配するを例とす。配下に

は大工、木挽、屋根葺、左官、桶師あり、是等の棟梁は伏見より移住せるものにして、伏

見組と稱し、此外井戸堀、石切、疊刺、鍛冶、塗師、張付師の棟梁あり、各棟梁をして正確

なる職人名簿を備へしめ、公用あるに望み、徴發に便にす。寛永十七年與助歿して

山村與助配下の諸職人

子與助宗○則 繼ぎ、大番頭支配を免じ、城代・定番・町奉行支配となれり。山村家系圖、三町人由緒書、

市街整理(其二)

前城主松平忠明が著手したる市街整理は、内藤信正阿部正次城代たるの間益進
抄し、四貫島九條島の開發といひ、海部堀川・長堀川・立賣堀川・薩摩堀川の落成とい
ひ、重要工事の成就せるもの多し。元和八年、靱天満兩町の鹽魚商人、淀屋・个庵・鳥羽
屋彦七兩名を代表者とし、津村の田畑・葭島を開發するを以て、之を下付あらんこ
とを請ひ、町奉行所の認可を經しかば、彼等は悉く新開地に移住し、新靱町靱○西區
中通
一丁目・新天満町靱○靱上通一
海部堀町○靱南通三丁目及靱
中通三丁目の三町を成し、舊地の
町名を改めて本靱町・本天満町とせり。然るに三町は荷物直著の便に闕けたるを
以て、寛永元年再び町奉行所に訴願し、三町の間は運河開鑿の許可を得て、同年竣
功に及べり。新河は阿波座堀川より起り、海部堀町の東端に於て直角に屈折し、百
間堀川に入る。長さ五町二間、幅上流十間、下流九間あり。之を海部堀川と稱し、其屈
折點を永代濱と呼び、鹽魚荷物の陸揚場たり。三町御開發、鹽魚干、靱問屋、由緒書、井
維、喉場之由來、地方役手鑑、手鑑、
長堀川は寛永二年開鑿の新運河にして、東横堀川より分流し、道頓堀川と並行し

新靱町新天
満町海部堀
川の開發

海部堀川開
鑿

永代濱

長堀川開鑿

て木津川に注ぐ。長さ二十二町二十二間半、幅上流二十五間、下流二十四間半あり。
地方役手
鑑、手鑑、

立賣堀川開
鑿

穴喰屋次郎
右衛門

イタチ堀の
名稱の起因

立賣堀川は一に、イタチ堀また伊達堀と稱す。西横堀川より分流し、江子島の南端に於
て百間堀川に入る。長さ十一町三十六間半、幅十間あり。元和六年開鑿に著手し、一
旦工事を中止したりしが、寛永三年惣年寄穴喰屋次郎右衛門再び工事を繼續し
て遂に功を成せり。穴喰屋橋は即ち開鑿者の屋號を記念せるものとす。阿波座西
村太郎助氏の家傳によれば、此附近一帶の地はもと西村家の所領なりしが、新町
「遊廓成るに及び、妓樓の懇請に任せ、其所有地を割賣せしを以て、イタチ堀又は居斷
堀と稱せしを、後に文字を誤りて立賣堀と書するに至りしと。然れども其説容易
に信じ難し。今日本川の沿岸に多數の材木商を見るが如く、往時も此に材木の立
賣行れ、從て立賣堀川の名稱を得しならん。之をイタチ堀と訓むは、立賣にイタチ
の訓あるにあらず。本川の一名伊達堀の音を傳へたるにて、今の阿波座上通一丁
目及二丁目の一部を伊達町と稱せしも、伊達堀と關係あるが如し。攝津名所圖會
大成に、慶元戦争の時、伊達家の陣所の地より、要害の堀切あり。跡を穿足く
川とせし故、始り伊達堀とよべり」とあるもの、一説として存す可し。地方役手鑑、
手鑑、米商舊

薩摩堀川開鑿

阿波座新堀

願慶寺堀

薩摩屋仁兵衛

鍋屋宗圓

四貫島九條島の開鑿
香西哲雲

池山一吉

記、阿波座之縁起、攝津名所圖會大成、攝

薩摩堀川は阿波座堀川より分流し、江子島の中央に於て百間堀川に入る。寛永五年開鑿に著手し、同七年を以て成功し、長さ七町四十一間半、幅十四間あり。當初之を阿波座新堀と稱せしが、薩摩屋仁兵衛主として開鑿工事を掌りしを以て薩摩堀と呼び、願慶寺寺と改むの傍を流るゝにより、願慶寺堀ともいへり。之より薩摩の商船悉く本川に入り、薩摩屋仁兵衛鍋屋宗圓兩人取締の任に當りしが、鍋屋は正保頃家斷絶し、薩摩屋は正徳三年以來徳川氏を終るまで世惣年寄の一員たりき。薩摩堀名稱の原由、地方役手鑑、手鑑三郷惣年寄家筋書

淀川下流は蘆葦叢生し、風波一たび至れば、沿岸怒濤の浸食する所となり、被害少からず。幕府の吏香西哲雲高西夕雲とあり、羅山先生詩集に、川口の砂洲を修築して水患を防がんとし、官に請うて其許可を得、土豪池山一吉新と謀り、寛永元年大に土工を起し、役夫を督して四貫島貫島町に當る、九條島條町、西九條上町、同下町に當る、を開發し、茨住吉社九條町を勸請して産土神とし、且つ往來船舶の安全を祈り、又竹林寺西區を建て、菩提寺とせり。竹林寺を哲雲山香西院また如心山寶樹院と稱するは、哲雲及一吉法號寶樹院一年歿す、歳七十七、の氏名又は法號に因りしもの

勸助島の開發
中村勘助

道頓堀川沿岸の開發
安井九兵衛

材木置場

川八町

て、池山氏は其後世、九條村庄屋と爲り、哲雲は寛永六年江戸に歿し、羅山其長逝を悼みて、嬰鏢此翁尤拔群、治民督役每辛勤、愁心深積士嚴雪、變作關東日暮雲といへり。攝津志、羅山先生詩集、蘆分船、攝陽群談、攝津名所圖會大成

四貫島は南傳法川に沿ひ、東南六軒屋川を隔て、九條島に對し、九條島はまた東南尻無川を隔て、寺島松島に當る、今西區、及勘助島上町、同下町に當る、に對す。勘助島は木津村民中村勘助率先して堤防を築き、田圃を開墾せるにより、此稱あり。今西區三軒家上町に鎮座せる八阪神社は、正保四年勘助の勸請せる所なりといへば、島の開發も同年を距る遠からざるべく、八阪神社境内の勘助碑銘に之を慶長年間に系くるは、誤なるべし。尙右銘文中に、後勘助獲罪、幕吏處斬收家とあれども、今其事蹟を詳にするを得ず、甚だ憾む可し。大坂三郷町繪圖、北組惣會所舊藏、市内神社、明細帳

道頓堀川沿岸の家屋建築は、忠明移封當時に於て、既に大に進捗せしが、元和七年兩町奉行より安井九兵衛を惣年寄に任じ、再び家屋増築を獎勵し、且つ島内長川より道頓堀川間の地、一帯の空地にも家屋建築を命ぜしかば、九兵衛は道頓堀川南岸の土砂置場南區幸町一丁目、の下付を請ひ、之を材木置場と稱へて、建築用材の貯藏所に充て、盛に工事に著手したり。安井氏が所謂川八町即ち道頓堀川沿

大阪の範圍

船場
下船場
北組
南組
伏見組

岸の宗右衛門町御前町布袋町久右衛門町立慶町吉左衛門町九郎右衛門町湊町の年寄を推薦し、八町の水帳繪圖に奥印を捺し、日本橋制札場及日本橋長堀橋の普請監督に與り、且つ兩橋の諸經費を本町一丁目より長町九丁目橋筋五丁目日本に至る堺筋の諸町及川八町に賦課するに至りしは、全く道頓堀川の開發と其沿岸の開發とに功ありしに由るものとす。安井系譜、安井氏由緒書、大坂三郷町中御取立承傳記、攝陽落穂集

運如上人の消息によれば、大阪は生玉庄の一部に過ぎず、石山時代には、石山大阪の二字同一義に用ゐられ、豊臣氏に至りては、大阪城の擴張に伴ひ、東横堀川以東を指して大阪と呼び、生玉造渡邊を大阪中に包含せり、但し、東横堀川以西は船場及下船場の稱ありて、未だ大阪の中に入らざりしが、元和年間に至り、船場下船場を合して之を南北に區分し、大畧今の本町筋を境界とし、北部を北組、南部を南組と稱し、伏見八十餘町は別に伏見組を成せしものゝ如し。寛永十一年十二月廿九日付にて、淀屋个庵内律子より南組惣代九右衛門に宛てたる紗綾代銀請取證に、合壹貫貳匁四分三厘之、右者北組与、天滿与、南与、伏見与、四江組へさや六拾八端賣才代銀の内、南与伏見与ノ分ニ、慥ニ請取才云々と見え、又延寶七年刊行の難波鶴には、北組惣代の次に、同伏見組惣代として竹林仁右衛門同子宇兵衛の名を擧

伏見組の廢止

げたり。案ずるに伏見組が正保二年九月以前に廢せられたること、是月、大坂天滿殺生人中間中より奉行所に差出したる手形に、大坂町中殺生仕、者被成御改、所町惣年寄、改被才云々、北、南、天滿三郷々人數五十一人被書上、云々とあるにて明なれば、正保より三十餘年の後に出でたる難波鶴に、伏見組の名を存するは、單に因習によりて俗間に之を稱したるなるべし。而して上に引ける紗綾代銀請取證が伏見組南組分の請取證なるに拘らず、南組惣代に宛てたると、難波鶴に北組惣代に次ぎて、同伏見組惣代とあるより推せば、伏見組八十餘町は南北兩組に配分せられたるにあらずやと想像せらるゝなり。かく大阪は南北兩組を併せ含み、豊臣時代に比して著しく其範圍を擴張したるも、未だ淀川以北を加へず、大阪と天滿と相對立したること、大坂天滿殺生人中間中といへる一句にて知らる。大坂の餅と天滿の餅とくらべて見れば、云々といへる俗謠も亦旁證とすべし。然れども右手形の本文を熟讀するに、上に、大坂町中とありて下に、北、南、天滿三郷とあれば、大阪は當時既に北組、南組及天滿組を含み、總稱して大阪三郷と呼びしが、因習によりて尙大阪と天滿と相對して用ゐしこと、伏見組の廢止後に、伏見組の名を用ゐしことあるに同じかるべし。濱文書、大坂濫賜書一件、浪速濫賜記、大坂三郷町中御取立承傳記、攝陽落穂集、御觸及口達(正

大阪と天滿

大阪三郷

安元年、
保二年、

地子銀免除

寛永上洛

寛永十一年六月、將軍家光江戸を發し、上洛の途に上り、翌月十一日二條城に入る。三郷惣年寄惣代等之を日岡に迎へ、尋いて二條城に至り、三郷惣中より晒布百疋、惣年寄より青銅各百疋を上りて、入洛を祝せしが、已にして將軍下阪の報あり、乃ち大に歓迎の準備を整へ、伏見大阪間淀川堤上の小屋を破毀して沿岸を清掃し、京橋橋詰の人家及市内諸川沿岸の納屋を取拂ひ、扈從諸侯以下の宿泊所を町家に割當て、自身番を置きて非常を警戒せり。閏七月廿五日將軍二條城を出て、淀に至り、城主永井尙政の饗膳を受け、それより輕舸を淀川に浮べて大阪城に入り、城代阿部正次、定番稻垣重綱、兩町奉行久貝正俊、曾我古祐以下に金品を賜ふこと各差あり。是日三郷惣年寄惣代等相率ゐて將軍を今市村○東成郡古市大字今市に迎へ、又樽三荷二斗入の鯉節二百を獻じて祝賀の意を表したるに、やがて悉く城中に召され、各紋服三領を賜り、且つ明朝を以て大阪町中地子銀赦免あるべきに就き、毎町年寄及町人數輩を率ゐ、追手の芝生に出頭す可く、高麗橋筋の矢倉に金麿の出づる

地子銀免除

將軍家光下
阪す

市民歡呼

は、即ち赦免の證なる旨を達せられたり、是に於て翌朝未明惣年寄以下麻上下にて追手門外に群集する者二三千人に及び、金麿の櫓上に見るゝや、群集期せずして歡呼し、喧囂を制すべき惣年寄惣代等も亦我を忘れて之に同じたりといふ。抑元和寛永間に於ける三郷の膨脹は、之を町數又は人口○米商舊記に寛永二年とあれども、實は寛文九年の人口なること、松平石見守殿御初入に付差出御覺書によりて明なりに於て示すを得ざれども、地子石高に於ては、豊臣時代の五千石に比し、北組は二千四百一石六斗二升九合一勺五才、南組は三千四百五十九石四斗七升七合、天滿組は三百二十二石二斗九升二合、合計六千八百八十三石三斗九升八合一勺五才を増し、其八、成四千九百四十六石七斗一升八合五勺二才にして、之に古町五千石の八、成四千石を加へ、一石銀二十匁に換算すれば、百七十八貫九百三十四匁三分七厘四朱と爲る。之を三郷市民一年の地子銀とす。市民は此の如き巨額の地子銀を永遠に免除せられたるなれば、歡喜踊躍禁ずる能はざりしも亦宜なりといふべし。是日幕府奈良堺の地子銀を免じ、尋いて大阪町中の帳切銀○兩町奉行任命後四十分を増して二十分一とすを其町中に下付する事とせり。徳川實紀、比田氏諸留、安井九兵衛書上、安井氏由緒書、大坂三郷町中御取立承傳記、浪速濠洲記

三郷石高

三郷地子銀

帳切銀下付

地子銀免除は著しく市民をして感謝の念を徳川氏に致さしめぬ。惣年寄等後世

釣鐘鑄造

子孫をして永く當日の恩澤を忘れしめざらんと欲し、相集りて其方法を議せしに、衆議の決する所、釣鐘を鑄て時刻を報せしむるに如かずといふにありしかば、安井九兵衛紀伊國屋左近右衛門○中村氏、元和八年惣年寄となる、兩名惣代となり、廿八日將軍歸洛の跡を追うて伏見に及び、老中に謁して其旨を言上せしに、幕府之を允許し、特に銀八十貫を鑄造費中に下付せられき。是に於て二井戸○南區三井戸町、附近の地を相して鑄工場と爲し、天滿裏門大工町○北區大工町鑄師惣左衛門○家に命じて鑄造を掌らしめ、幕府賜ふ所の銀は悉く之を地金中に加へ、又將軍臨御の矢倉筋に於て、間口七間奥行十三間半の地をば、代銀四十三匁に干魚五十枚酒一升を添へて購ひ、釣鐘屋敷○釣鐘町二丁目御藏筋西入南側にあり、東區を建てたり。九月鑄造の功成り、一心寺天譽を請じて導師と爲し、開眼供養を行ひしが、爾來明治三年に至るまで、約二百四十年の久しき、日々三郷市中に殷々たる鐘聲を傳へたり。大仙寺○東區九丁目に龍巖の撰べる鐘銘冒頭に、是歲甲戌之秋、以源左大臣鈞命、被獨當地市郎永代歛租、是天下寛裕之基也といひ、結尾に、願主町中一結衆等とあるもの、以て市民戴恩の厚きを證す可し。而して此鐘今や府立博物場の庭上にありて、空しく雨露の沾す所となれり。大坂三郷町中御取立承傳記、浪速、濫觴記、安井系譜、攝津名所圖會

釣鐘屋敷

市制

一、惣年寄惣代及惣會所

惣年寄

人員の異動

兩町奉行就職後、元締衆を召喚し、新に惣年寄と名け、舊の如く町方支配を爲さしむ。北組十人、南組六人、天滿組五人にして、合計二十一人なりしといふ。然れども是等の中にて氏名の明白なるは、僅に北組伊勢村屋新右衛門○伊勢村氏、川崎屋治左衛門○川崎氏、南組住吉屋藤左衛門、久寶寺屋九兵衛○安井氏、天滿組新屋仁左衛門○江和氏、屋與三右衛門○今井氏、紀伊國屋左近右衛門○中村氏、七名に限り、其後野里屋正圓○野里氏、寛永三年、木屋七郎右衛門○永瀬氏、北鑰屋又左衛門○渡邊氏、南綿屋道甫○井岡氏、南寛永三年、金屋與三左衛門○金谷氏、天滿五名を加へたることは確證あれども、其他は明ならず。承應元年八月惣年寄連署の浪人仕置手形に、北組惣年寄として前記伊勢村屋、川崎屋、木屋三名の外に、伊丹屋道壽、大塚屋節齋、津村道傳、大豆葉屋四郎左衛門、天野屋利兵衛、高屋平右衛門、小西與三右衛門、米屋彌一右衛門、八人○南組天滿惣年寄の氏名をを擧げ、延寶七年刊行の難波雀及難波鶴は、北組に津村高屋兩名を削りて、伏見屋間右衛門を入れ、又南組に吉文字屋三郎兵衛○井岡氏、寛文三年、安喰屋次郎右衛門、

惣年寄職の世襲

惣年寄の職責

天満組に天王寺屋三郎右衛門を加へ、合計北組十人南組七人天満組五人となれり。されば惣年寄の人員は時々變動ありたる事疑ふべくもあらず。承應二年六月の觸書によれば、惣年寄職は寛永十一年將軍來阪の際下賜品ありたる惣年寄の子孫をして世襲せしめ、幼年なりとも其數に加へ、長じて後不材無能なれば、町奉行の許可を得て之を除くこととし、毎郷規定の惣年寄の外、別に材幹あるもの二名を選び、平素惣會所に出頭して事務を知らしめ、惣年寄に若年者多き時は之を補助し、又若し闕員を生ずる時は之を後任者たらしむ可しとせり。大坂三郷町中御取立承傳記

初發言上ハ帳面寫、三郷惣年寄家筋書、大坂御法度書卷、難波雀、難波鶴、御觸及口達(承應二年)

惣年寄の職務は大約左の如し。

- (一)三郷町中に發布せらる可き觸書口達類を町奉行より承け、町年寄を惣會所に召集して之を傳ふ。
- (二)公事訴訟御用日○訴訟日二日、八日、十二日、十八日、廿六日、に際し、町奉行所に出頭す。或は町奉行の委托により、惣會所にて調査を遂げ、上申する事あり。
- (三)浪人武士を罷め、町人と爲らんことを請ふ者ある時は、惣年寄より町奉行へ證文を差出し、始めて町中住宅を許さる。

- (四)關所手形を請ふ婦人の身元を吟味し、人主及年寄五人組より證文を取り、之を町奉行に差出し、手形を得て本人に交付す。
- (五)卷納には其郷限に右場所へ出張臨檢す。
- (六)新地の開發ありたる時、その町割を爲す。
- (七)堂島新地の地子銀、堀江の地代金、其他所々の運上銀を集めて上納す。○堂島新地及堀江の開發は第三期に屬す、
- (八)御普請御爲替其他公用の請負人が、身元保證として家質を出す時は、本人并に五人組年寄の證文を檢査し、之を奉行所へ上る。
- (九)三郷酒造米改を行ふ。
- (一〇)町々年寄諸川船筆頭組頭三郷町惣代并に船惣代の任命に預る。
- (一一)兩替屋船宿船間屋藥種屋油屋線綿屋其他諸仲間の人別を調査す。
- (一二)大阪川内諸船所有者及堀江上荷船極印借請人の元帳を保管し、賣買ある毎に調査し、又堀江上荷船の船床銀を集めて上納す。
- (一三)三郷町中へ金銀又は米穀の貸與ある時は、惣年寄より借用證文を出し、惣年寄は又町々より證文を徴す。

惣年寄人名表

延寶七年 <small>難波</small>	大塚屋新左衛門	米屋彌市右衛門	伊勢村屋新右衛門	大豆葉屋四郎左衛門	川崎屋治左衛門	小西與三右衛門	木屋七三郎	伏見屋間右衛門	天野屋理兵衛	伊丹屋性有
元祿十六年 <small>公私要覽</small>	米屋彌一右衛門	伊勢村新右衛門	川崎屋次左衛門	小西與三右衛門	木屋七郎右衛門	多米由悦				
元文五年 <small>大坂袖鑑</small>	伊勢村新右衛門	川崎屋治左衛門	永瀬七郎右衛門	(新屋) 江川庄左衛門 住吉屋藤左衛門						
文政三年 <small>役人鑑</small>	伊勢村小左衛門	川崎次左衛門	永瀬七郎右衛門	(吉文字屋) 井吉次郎兵衛						
慶應四年 <small>役人鑑</small>	伊勢村新之丞	川崎次左衛門	永瀬七郎右衛門	江川庄左衛門 (南組に歸る) 比田小傳次						

天	紀伊國屋與次右衛門	大和屋喜左衛門	天王寺屋三郎右衛門	かなや助右衛門	新屋左五右衛門
滿	中村左近右衛門	今井利左衛門	金屋與三左衛門	新屋庄左衛門	
組	中村左近右衛門	今井喜左衛門	金屋清右衛門	(北組に入る) 薩摩屋仁兵衛	
	中村松太郎	今井利左衛門	(南組に入る)		
	中村左近右衛門	今井與三右衛門	比田仁兵衛		
南	吉文字屋三郎兵衛	綿屋甚兵衛	かきや又兵衛	野里屋四郎左衛門	安井九兵衛
	吉文字屋三郎兵衛	綿屋甚兵衛	鑰屋又兵衛	野里屋四郎左衛門	安井九兵衛
	吉文字屋三郎兵衛	綿屋甚兵衛	鑰屋又兵衛	野里屋四郎左衛門	安井九兵衛
	(北組に入る)		井岡佐五郎	渡邊義次郎	野里四郎左衛門
	井吉三郎兵衛		金谷實太郎	永瀬幾代介	

(四)諸仲間にて年寄選定の際は、惣年寄調査上申の上許可せらる。

但し、廻船年寄は元文五年より、十人兩替屋は安永八年より、米方年行司は安永三年より、町奉行所にて直接之を任命し、其新任又は御目見の節に、惣年寄は彼等と呼出して同道することゝなれり。

(五)新作物出版の際は、先づその稿本を出さしめ、惣年寄調査上申の上許可せらる。

(六)女名前出願の際は、惣年寄調査上申の上許可せらる。

(七)出火の節火消人足を指揮す。

(八)宿繼御用の米錢・水油相場書并に十一品月頭相場代官所藏方諸相場・京都二條御藏米見合相場書、其他諸相場書を検査し、之を奉行所へ上書す。

(九)三ヶ月毎に、江戸積十一品の員數書を検査し、之を奉行所へ上る。

(一〇)寛政元年川崎圍籾藏の建設ありてより、詰替毎に臨檢し、藏の戸前に封印を施す。三郷惣年寄由緒書并勤書

惣年寄中より毎年二名、即ち北組より一名、南組天満組より隔年に一名、江戸に參勤して賀正の祝詞を述べ、將軍には緋縮緬白紗綾各十五卷を上り、別に參賀年寄

惣年寄の江戸參勤

献上物進上物代銀の負擔

糸割符年寄を兼任す

質屋年寄を兼任す

惣年寄の所得

惣代

より白紗綾二卷を獻じ、將軍夫人世子世子夫人之に同じく、老中若年寄寺社奉行には各、白紗綾三卷、大目付勘定奉行町奉行には各、白紗綾二卷を進上す。而して献上物進上物代銀片木卷紙熨斗水引代銀人足賃等、一切の費用は三郷の負擔にして、總額を七分し、北組四分南組二分天満組一分を負擔せしが、この等差は每郷の地子石高に應じたるものゝ如し。また大阪糸割符年寄四名は惣年寄中より兼任し、年々一名交代を以て長崎に下り、事務を處理し、并に年頭拜禮として江戸に赴く。天満組惣年寄大和屋紀伊國屋が質屋年寄を兼任せるは異例といふ可し。かく惣年寄は市政百般につき、公私の間に立ちて周旋する所あるも、固より純然たる名譽職なれば、官よりは手當として一軒役を免除せられ、○安永二年八月五日私には年頭八朔禮銀・暑寒見舞・歳暮祝儀として諸仲間及郷中より若干の祝儀銀を受納するに過ぎざりき。三郷惣年寄由緒書并勤書、大坂三郷町中御取立承傳記、初發言上の帳面寫、舊市制記惣年寄を補助する惣代はもと町代より出てたり。初め町代は順次町奉行所に出頭して郷内の用務を承り、町奉行所にては之を惣代と呼びしが、町代の職務繁多となるに及び、郷々より別に雇人を加へて公用を處理せしめしに、次第に事務に熟達しければ、單に雇人のみをして執務せしめ、之を惣代と稱するに至りしなり。

人員の異動

扶持銀 若者 物書 小使

かゝれば惣代は惣會所内に起臥し、郷中より扶持銀を給せらるゝ一箇の雇人に過ぎざりしが、子孫其職を世襲するに至り、漸く官選の姿を爲して勢を振へり。惣代の人員は當初北組三人、南組天滿組各二人なりしが、北組は寛永四年、延寶八年、元祿十七年、寶永六年、四回に各一人を増して七人となり、南組は元和五年、承應三年に各一人、元祿十七年に二人、正徳元年に一人を増して七人となり、而して天滿組は元和九年に一人を加へ、其後一人退役を命ぜられ、寶永六年、正徳二年に各一人を加へて四人となれり。即ち三郷惣代合計十八人にして、此人員は天明以後南組惣代に一名を減じたるのみにて、幕末に至れり。扶持銀は毎年四月十月兩度に之を受く。○當初は自ら町々に集銀に赴きし、北組惣代は一人一年分家役壹軒につき銀三分六厘四毛、此銀二貫七百目餘、南組惣代は同銀四分、此銀三貫二百目餘、天滿組惣代は同銀六分六厘六毛、此銀二貫四百目餘にして、父子同時に相勤むる時は若干の合力銀を受く。其他年頭八朔等の諸祝儀銀約壹貫目ありといへり。此外惣會所勤務の者に若者、物書、小使あり、創置の年月明ならず。若者は每郷惣代の員數に等しく、物書は每郷一人、會所員々數表を見よ、惣ありて、給料二ヶ月銀二百目を超えず、小使は幕末北組南組各二十一人、天滿組十七人あり、當日使役の多寡

三郷惣會所の位置

惣會所員々數表

惣年寄	物書	物	代	若者	寄年	惣年寄	物書	物	代	若者	寄年
(北組)	(南組)	(天滿組)	(北組)	(南組)	(天滿組)	(北組)	(南組)	(天滿組)	(北組)	(南組)	(天滿組)
一〇	七	五	三	四	五	一〇	七	五	三	四	五
六	六	六	三	四	五	六	六	六	三	四	五
五	五	五	四	六	七	五	五	五	四	六	七
五	五	五	四	六	七	五	五	五	四	六	七
五	五	五	四	六	七	五	五	五	四	六	七

に應じて現銀を支給せり。勤筆免思、初發言上、帳面寫、元文元年惣會所出銀、減少願控、轉、舊市制記、蘇波、後、蘇波、鶴、蘇波、丸、綱、目、

惣年寄の出勤執務する所を惣會所といふ。北組惣會所は元和二年平野町八丁目東〇區、平野町に於て四丁目、表口八間及三間半の二所を給り、同年普請成就し、南組惣會所は元和二年本町十丁目、東區日本に於て表口十一間の地を給り、同八年落成せしが、享保九年の大火に類焼して南農人

坪數

町一丁目に移り、又天滿組惣會所は寛永六年天滿七丁目○北區河内町に成れり、其坪數北組惣會所は四百七十坪○八十坪は惣會所、建家、二十三坪宛惣代、南組惣會所は移轉後の坪數五百坪、二十五坪半惣會所、建家、九坪は門内、六坪は路次、天滿組惣會所は四百九十八坪餘、四軒惣會所、宛惣代にして孰も無役なり、初發官上り帳難波、新坂、大坂之圖(明曆三年)

二、町年寄町代及町會所

町年寄

每郷に惣會所惣年寄惣代ある如く、毎町に町會所町年寄町代あり、町年寄の任命につきては、安井氏由緒書に、元和五年島田久貝兩町奉行より、以來道頓堀川儀者都あ支配仕、明地等も有之候間、隨分家を建、所繁昌仕候様心掛世話可致旨被仰渡、右町々々年寄等も相極、諸事差圖仕とありて、一に惣年寄の任定にかゝるが如しと雖も、任定の次第に至りては明ならず、文政九年南米屋町にて新年寄選定の次第を見るに、先づ町中の町人家守一人二票づゝ町年寄の候補者を投票し、高點者より順次其氏名と投票數とを記載したる一紙に、此中何人に町年寄を任せらるゝも異議なき旨を連署して月行司に呈し、月行司は右同意の文面にして惣年寄に宛てたる町人家守の連署狀と、是等候補者の投票得點數、年齢、職業、財産、役數

南米屋町年寄選舉法

町人家守借家人の區別

町年寄の職責

履歷町内住居の年數等を調査したる書類とを併せて、之を惣年寄に送り、惣年寄は小使を其町會所に派して事情を問はしめ、又人柄見と稱して候補者を惣會所に召集し、尋いで町中一統を召集して新年寄を命じ、請書を徴し、又新年寄をして誓書を出さしめたり、以上は南米屋町の一例に過ぎずと雖も、毎町恐らくは之と大差なかる可し、獨り町年寄の選舉のみならず、町内一切の公事に預るは町人家守にして、借家人は毫も權利なく、従つて公役町役等町中一切の義務も亦町人家守の負擔する所たり、町人とは必ず其町内に家屋及土地を所有する者をいひ、其町以外に住して其町内に家屋土地を所有せる者の代理者を家守といひ、準町人の資格あり、安井氏由緒書、南米屋町新年寄一件書類、文政九年町年寄の職務は大約左の如し。

- (一)惣年寄より傳へられたる觸書口達類を町中に通達す。
- (二)訴訟事件は及ぶ限り和解せしむべし。諸願書は家主より會所に出し、町年寄披見の上奥印す。
- (三)火災を豫防し、出火あれば消防に盡力す。
- (四)水帳繪圖、宗旨卷、人別帳、寺々印鑑帳、證書類、御印附訴狀、家質割印帳、圍米切手

○寛政元年、諸用留帳自安帳、入札帳、廻状留帳、町中申合連印帳等を保管し、時々之を檢閲す。

(五)橋上并に濱先を掃除し、水道落口に塵芥の停滯せざるやう注意す。

(六)家屋敷の賣買、讓與、代判家守等に關する證文案紙を檢閲す。

(七)博奕諸勝負事を禁ず。

(八)萬事を町代に委任せず、町代下役番人等の監視に任ず。年寄役心得有増

町年寄は一町一人を通則とすれども、時として二町若くは二町以上を兼帶することあり、故に町年寄の總數は必ずしも三郷の町數と一致せず、町年寄は給料と稱するもの無し、たゞ官よりは手當として一軒役を免ぜられ、私には袴摺料と稱し、町中より銀二三百目を受く、年始暑寒の祝儀を受納することは惣年寄に同じ、月行司は毎町二人あり、其町の町人中より毎月交代して町年寄を輔け、町年寄關員の時には之が代理をも勤む、給料無し、又豊臣氏時代の十人組は此期に至りて五人組となりしが、必ずしも五戸に限れるにあらず、或は四戸或は六戸を以て一組とせるものあること、猶十人組の必ずしも十戸に限らざりしがごとし、土地家屋の賣買家督相續には必ず五人組の連印を要し、連印なきものは法廷にて曲直

町年寄の所得

月行司

五人組

町代

下役

夜番
木戸番
垣外番

を争ふの效力なく、博奕又は浪人及耶蘇教徒の隱匿等に關しては、五人組連座して罰せらるゝの制なりき。町中式目帳(南米屋町、町中式目、同、御觸及口達(慶安元年)舊市制記)
町代は町會所に出て、町務を執り、町人中の協議によりて進退す、人員は毎町一人或は二人にして、小町に至りては兼勤するあり、給料は町役中より支給せられ、二ヶ月錢三十貫文内外なりといふ、されば町代は其町の雇人に過ぎざるも、町年寄は各自家業を營むを以て、自ら萬事を町代に委任し、又或は町代をして掛屋敷の家守を爲さしむる者あり、町代は愈、事務に熟達して世襲の姿を爲し、町人町代の區別なきに至れり、町代の下に下役あり、一にあるきといふ、小使の義にて、二ヶ月錢二十貫文内外を受く、此外夜番あり、木戸番あり、又垣外番カトと稱し、四ヶ所王寺天あり、一定の給料なく、祝儀銀を受くるのみ、下役以下は町々の便宜により彼此相兼ねること多し、町會所は往來に面するもの少く、多くは路次内にあり、町年寄町代等が事務を處理する外、當地休泊の諸役人其他の御用宿を勤むることあり。市制記、御觸及口達(天明八年)伏見町舊町代早川久米七氏談話、

三、町人の負擔、警衛、財産、地位等

公役と町役
惣會所に於ける公役の收支

町會所に於ける公役町役の收支

例年御用始三ヶ條

郷入用の爲に町内に賦課するを公役といひ、町入用の爲に町中に賦課するを町役といふ。其徴集支拂の制を見るに、毎年公役の出納は一紙に注して惣會所に掲示し、他をして疑念を抱くの餘地なからしめ、年中の決算に際しては、各町より算筆に達したる者及文字を能くする者を出し、一町毎に出銀及拂方を明白に注記し、其計算に不明なき旨の手形を町々より惣年寄に納れしめ、又町年寄は公役町役を問はず、町中に経費を賦課するに當り、其用途及銀額を記せる請取手形を出し、而して公役銀を惣會所に納めたる時は、惣年寄の請取手形を得て、之を町中に示す可しとせり。承應二年正月十一日の令に、

(一)惣年寄は町中より惣會所へ請取りたる金銀の出納を明瞭にし、諸町人をして之を會得せしむべし、私曲あらば其罪を免る可からず。

(二)惣年寄は惣會所より町々へ賦課する出銀につき、町々に於て年寄の私曲を行はざるやう注意し、萬一私曲を行ふ者あらば嚴重に處分すべし。

(三)惣年寄は惣會所より吟味を命じたる事件、又は年寄に於て和解調停を試みんとする公事につき、一切偏頗の處置あるべからず。

とあり。而して其末文に、右三ヶ條毎年今日ヲ渡、惣年寄互致吟味、可相嗜之、若不

自身番

町木戸

町送

覺悟と輩有之者、年寄を除可者之とあれば、本令は本年以前已に幾年か引續きて發布せられしものなるべく、本年以後は毎年正月十一日を以て發布せられ、世に之を、例年御用始三ヶ條といへり。御觸及口達(慶安元年承應二年)寛永上洛に方り、大阪市中に自身番を設けたるは、全く臨時の處置にして、平時は毎年十二月朔日より翌正月十五日に至るまで、町中町人をして交、警戒に従事せしめたり。當番人は必ず自身服役するを要し、病氣又は旅行中なる時は名代を出し、若し急用あらば其趣を年寄五人組に告げ、近親又は手代をして之に代らしむ可しとせり。但し、惣年寄町年寄には之を免除し、老幼寡婦には名代を出さしめ、醫師及法體者には名代を出す事を許可せり。御觸及口達(慶安元年)每町の木戸は晝間は開放して通行自在なりと雖も、夜亥刻に至れば之を閉鎖し、通行人は一々木戸番の検査を受けざる可からず、検査の上胡亂ならざる者と認められたる時は、之を木戸内に入らしめ、其人更に他町に赴かんとせば、之を出口の町木戸まで送り届くるを制とせり。之を町送といふ。慶安元年四月の令に、深夜木戸を敲き、夜番人○木戸番夜番の相兼の開門遅々たりとて、之を打擲する者あらば、有無をいはず捕縛すべく、穿鑿の上死罪又は入牢せしむべしとあり。御觸及口

由火盜難の取締

建(慶安元年、承應元年)

火災多き極寒の候に於ける自身番の設置、及不逞の徒の跋扈し易き深夜に於ける町木戸の閉鎖は、幕府時代を通じて行れ、出火盜難の取締法としては最も有力なるものなりき。旅舎に令して單獨者一夜以上の宿泊を禁じ、伴侶ありと雖も舉動不審なる者、及負傷者の來泊するあらば、速に町奉行所に告訴すべきを諭し、又遊廓に令して、盜賊を宿泊せしめなば同罪たるべしといへるが如きは、皆盜兒追捕の手段なり。御觸及口達(慶安二年、承應二年)

消防制度

火事場荷物の取締

消防の方法としては、毎戸必ず手桶を備へしめ、又豫め全市を若干區〇區域、詳ならずに分割し、出火ある時は其區域内の者手桶を携へて風下に集合し、若し大火に及ばざれば、豫定の如く他區域より應援〇應援の區、明ならずし、惣代之を引率して町奉行の指揮を受け、又大工には家役の手桶を免ずるを以て、三郷協議の上、出火ある毎に火元の方角如何に拘らず、大工組頭三人及大工三十人は鋸を持して兩町奉行の許に到着すべしと定めたり。避難者水陸を問はず、荷物を運搬し來る時は、經由の町々に於て發見次第之を檢查し、避難者の依頼に應じて荷物を預り來れる者は、其町々に於て事の眞偽を穿鑿し、又親戚の荷物を船に載せて避難する者は、火事場附近

放火犯人の處罰

賣券狀に年寄五人組の加判を要する論

境論
欠落者の家屋敷

に繋留し、鎮火後荷主及其町に届出づべく、過書船上荷船、茶船、劍先船等、避難者の依頼に應じて荷物を積載するものも亦之に準ずべしとせり。放火犯者は其罪最も重く、若し財物竊取の目的を以て放火する者あらば、親子兄弟皆同罪なりとせり。御觸及口達(慶安二年、明暦元年)

家屋敷の賣買は從來單に賣主より買主に券狀を授與するに過ぎざりしが、寛永末年若くは正保年間に於て、書式を一變し、必ず年寄五人組の加判を要し、縱令賣券狀ありと雖も、年寄五人組の加判なければ之を無効とし、買論を決するは年寄五人組へ買入通知の前後に因るものとせり。然るに代銀を先取して家屋敷を引渡さざるあり、或は家屋敷を賣却するに先ち、密に之を抵當として金銀を借用するあり、紛紜絶えざりしかば、令して家屋敷と代銀との授受を同時ならしめ、又賣買に先ちて抵當とせる家屋敷は、賣券狀に年寄五人組の加判あらば、之を買主に交付し、借銀は加判者其責に任ず可しとし、而も其加判者が賣買價格につき嘴を入るゝを嚴禁せり。境論は地子帳即ち水帳によりて決定し、欠落者の家屋敷は闕所となるを通則とすれども、債務者一人なる時は、負債者の希望により、家屋敷を之に附與するを得とせり。御觸及口達(慶安元年、同、承應二年、明暦二年)

遺言書は豫め町年寄及五人組の加印あるを要し、頓死其他の事情により遺言書なき時は、筋目によりて處理すべし。母歿して女子のみあらば、母の敷銀持參金をいふ衣類等につきては、外舅容喙の權なく、男子のみあらば、衣類は外舅に返付し、敷銀は其子之を處分し、婚嫁後十年を過ぎ、子女なくして歿せば、敷銀は返付するに及ばざるも、十年を過ぎざれば、其遺言によりて處分し、離婚の場合には敷銀衣類等は悉く之を返還すべし。又遺産繼承者幼年にして死すとせば、母ある時は財産は悉く母の所有に歸し、母なき時は父方の祖父之を處理し、父方の祖父なき時は父母の近親相會して相續者を定む可く、負債は遺産繼承者に於て償却の義務あるものとせり。御觸及口達(慶安元年、同三年)、年承應元年、同三年、

町人の衣食住

町人の衣食住には嚴重なる制裁あり。曰く、刀脇差に金鍔其外無用の裝飾を凝し、又大脇差を帶す可からず。羅紗類の合羽蒔繪の器具を用ふ可からず。衣類は萬事質素を旨とし、乗掛薄團は紬木綿毛氈に限る。家屋は三階作と爲す可からず。諸作事に金銀箔を用ふるは勿論、總じて身分に過ぎたる華麗を盡す勿れ。嫁娶の儀式は分限より軽く行ひ、饗膳は二汁五菜酒三獻に限り、平素の集會は一汁三菜たる可し。五月節句の飾七月の燈籠作物に結構を盡す可からず。職人手間取を抱入れ

奉公人の年期と服装

たる時は、請人を定め、手形を取り、駕籠は六十歳以上にして始めて之に乗ず可し。と慶安元年四月、旅行の時以外に、町人の刀大脇差を帶するを禁じ、駕籠は惣年寄五十歳以上の者及法體者に限り、之に乗ずるを許したりしが、博奕及賭勝負につきては固く之を禁じ、犯す者は宿主を併せて闕所に處し、宿主の兩隣五人組をも入牢せしむべしと令せり。奉公人の年期は十年に限り、證文面記入の期限によりて解雇せざる可からず、縦令譜代として召抱ふるも、銀子を出さば人身賣買と罪を同じうす。奉公人は大脇差を帶し、絹布の帶下帶を著するは勿論、襟に天鷲絨又は絹布を用ふるすら禁制なりき。徳川禁令考、御觸及口達(慶安元年)、

耶蘇教禁止

耶蘇教徒と浪人

徳川幕府は其初期に於て、最も浪人と耶蘇教徒との取締に苦心せり。慶長十八年十二月、幕府一たび耶蘇教を禁じてより、教徒の改宗を諾せざる者は、或は之を海外に追放し、或は之を嚴科に處し、特に長崎附近に於て峻烈を極めたり。將軍家光外國交通の自由と耶蘇教禁絶の勵行と兩立し能はざるを知り、寧ろ通商の利を放棄するも、外教の傳播を絶ちて、内治統一の便を計らんと欲し、通商は僅に和蘭

人に之を許し、寛永十三年更に申令して鎖國を嚴命し、私に外國へ渡航する者を死罪に處し、外國在住者と書翰の往復を爲す者も亦死罪を免れずとし、迫害甚しかりしかば、この壓迫に堪へざる者、密に團結して時機を待てり。小西行長の舊臣にして耶蘇教徒なる大矢野松右衛門千束善右衛門等數名肥前天草島○唐津城主寺澤堅高の領分にあり、寛永十四年家光薨去の風説傳りて人心動搖し、加之九州の地氣候順を失し、風色例年に異なるものあるに乗じ、十月同じく小西家の浪士益田好次○現衛兵の子四郎時貞を奉じて神童と稱し、天草島原の諸村を誘致して亂を作さんとせり。是より先き島原城主松倉勝家○重政の長門守教徒を遇するに苛酷を極め、封内の人心全く離叛しければ、所在時貞に響應し、代官を殺し、倉廩を開き、社寺を破却し、僧尼を殺戮し、勢炎當る可からず。時に勝家江戸にあり、老臣等急使を勝家及豊後府内の目付林勝正○丹波守牧野成純○藏傳に遣して之を報じ、又書を熊本城主細川忠利及佐賀城主鍋島勝茂に贈りて來援を請へり。然るに細川鍋島兩家に於ては、武家諸法度第四條に、隣國何様の異變ありとも、御下知なきに人數を出すべからずとあるを以て、直に赴援する能はず、豊後目付の指揮を仰ぎしに、目付も亦法文を墨守して機宜に處するの決斷なかりしがため、兩家は兵を國境に出して、空しく

益田時貞
島原亂の發端

細川鍋島兩家赴援する能はず

島原の變報大阪に到る

大阪城代の應急處置

幕府の島原亂に對する處置

幕府の下命を待てり。細川家記、諫早記、日本西教史、五細川鍋島兩家の老臣及豊後目付は各、狀を具し、相前後して江戸及大阪に急報し、是等の報知は十一月四日始めて大阪に達せり。是に於て城代阿部正次、定番稻垣重綱、兩町奉行久貝正俊、曾我古祐、船手小濱光隆等、相集りて事を議し、所司代板倉重宗も亦來り會し、遂に正次の策に従ひ、先づ豊後目付に旨を授けて、急に事を處理せしめ、而して後此次第を江戸に注進して、更に下知を請ふに決せり。蓋し急を江戸に告げ、下知を待つて九州に傳へんには、凡そ二十餘日を費し、其間賊勢彌熾なるに至るの恐あればなり。正次乃ち大番川勝丹波佐々權兵衛兩人を選抜して、目付となし、府内に到らしめ、府内在番の林牧野兩名には、新目付の來著を待ちて島原に赴き、機宜の處置を施し、事に臨みて隣國諸侯に下命するを許したり。是に於て彼等は新任兩目付の來著後、數日にして府内を出て、十一日肥後高瀬に鍋島細川立花及有馬の諸老臣を會し、四家より小銃計五百挺を島原に送るに決せしが、偶、上使發向の報至り、遂に實施に及ばずして止めり。細川家記、諫早記、寛政重脩諸家譜十一月八日幕府島原の變報を聞き、翌日松倉勝家に命じて、速に封に就かしめ、松倉氏若し救援を請ふことあらば、宜しく之に應ずべき旨を隣境なる寺澤堅高鍋

上使板倉重昌石谷貞清大阪に到る

島勝茂に傳へ、また板倉重昌及石谷貞清○十兩名を上使と爲して島原に赴かしめたり。重昌は三河額田壹萬千石餘を領せる小諸侯にして、貞清は僅に千石を領せる御目付のみ。九州雄藩武功の兵を指揮せしめんには、威望固より適はず。偶以て幕府が島原亂を目して、尋常一様の一揆と爲せるを知るに足れり。かくて兩使は十七日夜大阪に到り、翌日早朝九州諸侯留守居を召集して、小倉より島原に至る路次并に滯陣地の事を協議し、之を鍋島細川以下の諸侯に報じて、豫め準備を施さしめ、議終りて後、正次及古祐の招く所となりて其宴に臨めり。正次曰く、肥前一揆の事輕きに似て實は頗る重大なり、敵を侮り、輕舉あるべからずと。初め重昌の伏見に於て兄重宗に謁するや、重宗其無勢なるを見、天野藤右衛門以下に命じ重昌の部伍に加らしめしが、是に至りて途次より呼迎へたりし江戸殘留の家士も來著し、準備漸く整ひしを以て、翌十九日重昌は池田光政の船八幡丸に乗じ、貞清等は小濱光隆所管の官船に搭じて川口を出でんとせり。然るに此日風浪激しくして出港する能はず、遂に廿二日を以て川口を解纜し、小倉に向ひぬ。諫早記、鍋島勝茂

兩使大阪を發す

諫早記、鍋島勝茂、本島原記、天草軍記、五

重昌貞清二十七日小倉に著し、賊勢猖獗にして尋常百姓一揆にあらざるを聞き、

兩使島原に入る

賊徒原城に據る

上使松平信綱戸田氏鐵大阪に到る

兩使大阪を發す

大に驚き、細川鍋島有馬立花四氏に命じ、各兵を發し、寺澤松倉兩氏を援けしめ、十二月八日島原に入れり。時に亂民は有馬氏の故城原城に據り、益田時貞大將となり、大矢野松右衛門以下浪士十三人を參謀と爲し、部署を定め、號令を布く。原城は有馬村の南端にあり、前面は丘陵起伏し、三面は海に臨み、絶壁削るが如く、此天險に加ふるに、城中の男女二萬三千八百餘人皆宗教的熱心を以て守備に當りしかば、重昌諸家の軍兵を督し、二回の總攻撃を行ひしも、徒に寄手の兵を損するに過ぎざりき。江戸にては九州諸侯の注進頻に賊勢の張皇を告げ、遽に鎮定すべからざるを聞き、十一月廿七日更に老中松平信綱○伊豆守及大垣城主戸田氏鐵を上使として島原に赴かしむ。一行翌月十六日を以て大阪に達し、城代阿部正次稻垣重綱等と議し、大阪城中の大砲彈藥等を九州に輸送せんとし、代官鈴木三郎九郎をして之が奉行たらしめ、又船手小濱光隆をして山陽南海西海諸侯に令し、軍勢渡海の用に供せんがため、關船六十艘載馬船十餘艘を出さしめ、十九日信綱等川口を出發せり。諫早記、細川家記、五本島原記、松平輝綱、天草日記、耶蘇天誅記

廿八日板倉重昌は松平信綱戸田氏鐵島原に到るの報に接し、同時に兄重宗の書狀を落手せり。曰く、二將有馬に著するに先ちて城を陥るゝにあらざれば、名聲全

く地に墜ちんと、重昌乃ち急に諸將を會して攻城の事を議し、翌十五年元旦味爽、諸軍四面齊しく賊壘に逼りしも、重昌斃れ、貞清傷き、諸軍死傷多くして遂に之を抜く能はず。越えて數日信綱著陣し、或は井樓を築きて城中を瞰射し、道路を修して馳驅に便ならしめ、蘭船を平戸より徴して水軍に充て、矢文を放ちて降を勧め、或は坑道を鑿ちて城中に通せんとする等、百方畫策して皆效無かりしが、已にして城中兵器糧食漸く乏しく、且つ内應者あり、二月廿八日諸軍進撃して賊壘を陥れ、又火を放ちて之を焼き、斬獲頗る多く、賊の首級を梟せしもの壹萬餘といふ。松平

輝綱天草日記、細川家記、鍋島勝茂譜考補、五本島原記

大阪は豊臣氏以來耶蘇教に縁故淺からず、而して島原亂に於ては實に幕府の作戰根據地たり。上文島原亂の梗概を叙する所以此に存す。抑、島原亂の遠因は幕府の壓迫に對する耶蘇教徒の反抗にして、其近因は領主松倉氏の施政宜しきを得ざりしと、浪人の不平とにあり。幕府は之によりて少數の浪士と訓練なき教徒とが、信仰上の熱誠により、驚くべき抵抗力を有するを覺り、將來兩者の取締につき、特に腐心するに至りしが、先づ耶蘇教徒の取締としては、全國の庶民をして貴賤の別なく佛教に歸依せしめ、又諸寺院をして宗旨手形即ち寺請狀を發布せしめ

たり。宗旨手形とは某氏又は某家族が我寺院の檀家たることを、其菩提寺より證明せる手形をいふ。大阪にては家持の町人、妻子、下男、下女、及會所に住居せる者の寺請狀は年寄、借家、店借、地借人の寺請狀は家主、年寄の寺請狀は月行司之を保管し、毎年町毎に、町人家守借家人を問はず、町中住居の人々の宗旨手形を集め、之によりて宗旨改帳を作り、町奉行所に上り、又一本を町會所に藏せり。開卷先づ三條を誓ひ、(一)嚴禁の吉利支丹につきては、毎年町中五人組借屋人に至るまで檢査を勵行す可し、(二)吉利支丹の徒に家屋を貸與せば、家主は死罪、兩隣は關所に處せらるべきの命ある上は、愈、油斷なく注意す可し、(三)他所より來り、家屋を購入し、又は借受くる者あらば、町中立會ひ、寺請狀を徴す可しといひ、追加として、浪人に家屋貸與の手續を記し、次に町中住居の各家族の氏名を列舉し、其上欄に菩提寺の寺號宗派別を記載し、最後に町年寄及月行司連署して記事の遺漏無きを證明せり。かく幕府は宗門改を嚴にせしと雖も、其徒猶滅絶に至らず、京橋口與力中に耶蘇教徒○慶安二年京橋口與力渡邊宗左衛門門、○死刑に處せられ、定番内藤信廣此事によりて壹萬石を收めらる、を出す勢なりしかば、一方には吉利支丹を訴人せる年寄五人組に重賞を懸け、一方には之を隱匿せる家主年寄五人組を嚴科に處す可しと令したり。されば宗旨手形及宗旨

浪人

浪人の町宅
住居

由井正雪の
變

改帳は共に耶蘇教徒取締の目的を以て起り、僧侶は之によりて戸籍吏の事務の一部を勤め、又宗旨改帳には悉く町中住民の氏名を擧げ、且つ役數をも附記せるを以て、殆ど現今の戸籍簿と同じく、吾人は之によりて毎町の人口、家數、竈數、役數を知るを得べきなり。大坂三郷町中御取立承傳記、菊屋町宗旨改帳(寛永十六年)、御觸及口達(慶安元年承傳元年)、石山要錄

主に離れ祿を失へる者、訴訟事故により田祿を失へる者、支庶にして家を成さざる者、是等を總稱して浪人といふ。關原役西軍諸侯概ね封土を褫奪せられしより、浪人著しく増加し、大阪役には城中の主力と爲り、島原亂にも亦賊徒に参加せしかば、幕府は大に意を浪人の取締に注げり。凡そ浪人三郷町中に永住せんと欲せば、士藉に復歸せざる手形を出し、確實なる請人を立て、一時の止宿借宅にても諸寺院に於ては全く之を禁じ、○承傳元年に至り、父甥兄弟等の近親者に限り、直町中に於ては惣年寄を請人とし、町奉行所の手形を得て、之を家主に示すを要し、又大名衆の合力を請くる浪人は、藏元の手形にて可なりと雖も、若し是等の手形無くして浪人に家屋を貸與せば、家主五人組は百日、年寄は五十日の入牢に處し、請人あらば之を死刑又は入牢に處す可しとせり。慶安四年七月、浪士由井正雪の變あり、正雪駿府に自刃し、與黨の搜索頗る嚴重にして、或は縛に就き、或は自殺し、上

浪人仕置手
形

方にては翌月十三日、與黨金井半兵衛○正徳大天王寺勝鬘院に自殺し、吉田初右衛門有馬温泉に捕吏と健闘して死するあり。かく幕府は浪士の陰謀を未發に防ぎ得しと雖も、一時は赴任の途にある大番衆を駿府に駐めて不虞に備へしめし程にして、之より浪人の取締は愈煩苛に赴けり。承傳元年八月、每郷惣年寄惣代より町奉行所に奉呈したる浪人仕置手形には、一郷内の浪人は見聞次第上申す可し、二知己の浪人を知らざる體に擬し、才覺を以て差置くことなかる可し、三縦令親類縁者又は懇意の間柄なりとも、許可を得ざる中は、一切浪人の止宿を許容せざる可しと誓ひ、之に違背せば、如何なる重科に處せらるゝとも、御恨ま存間敷といへり。元菊屋町宗旨改帳(寛永十六年)、御觸及口達(慶安元年)、安井文書、妙心寺文書、慶安日記

交通

道路及川筋に關する取締令は慶安二年四月發布のものを以て最も古しとす。曰く、兩側の町家よりおだれ○小屋根より出したるおだれを出して往來を狭む可からず。下水道は屢、浚渫し、斷じて塵芥を放棄すること勿れ。犯す者あらば町中に過料を命じ、町中より出訴せば、本人を牢舎せしむ可し。惡道路は修繕を加へ、川筋沿岸に

おだれ
下水道

川筋へ塵芥を投棄す可からず

島を作り、又は家を建て、商業を営む可からず。橋上より塵芥を投棄する者あらば、橋詰兩町にて捕縛の上出訴せよ。小者は牢舎五十日に、又家主は過錢に處す可し。若し看過して川筋淺くならば、橋詰兩町上下三十間の住民をして、年々浚渫を行はしむ可し。明屋敷又は崩家を所有して家屋を建設せざるものは、之を沒收して他に付與す可しと。（慶安二年、御觸及口達）

上荷船茶船

隻船

組頭

筆頭

船惣代

上荷船茶船は松平忠明の時之を役船と爲し、官物運搬落橋小渡等の公役に服せしめ、仍て其運上銀を免除せしが、兩町奉行設置の當時、更に之に極印を施し、其隻數を七村上荷船九百二十艘、中船上荷船六百七十二艘、茶船千三十一艘に限り、極印無き船舶を使用するを禁じたり。役員には組頭、筆頭及船惣代あり、概ね組頭五人を以て一團と爲し、五人中より筆頭一人を撰ぶ。七村上荷船には筆頭四人、組頭十六人乃至十七人、船惣代二人、中船上荷船には筆頭三人、組頭十一人、船惣代二人、茶船には筆頭四人、組頭十六人、船惣代三人あり。凡そ船惣代は以上の七人にて各種川船の惣代を兼務し、銀壹貫二百目乃至壹貫四百目の扶持銀を受け、其中一人は常に町奉行所に出頭す。上荷船は長さ五尺間にて六間八寸、梁間一間一尺、二十石積にして加子二人を乗せ、茶船は長さ六尺間にて四間二尺五寸、梁間五尺六寸、

上荷船茶船の營業區域

扶持米

上荷船制札

上荷船茶船仕置手形

十石積にして加子一人を乗す。兩船とも大阪川内の諸荷物を運搬し、海表は兵庫、尾崎、神戸、谷川岸和田、堺に至り、諸廻船を迎へ、川口より諸荷物を積み、市中濱々に配達するを任務とし、一・二・三の落標以内に積載荷物を運搬するには、必ず兩船の便によらざる可からず。されば諸藩の手船廻船仲間の無賃解船はいふに及ばず、堺町中が拜借米を渡海船にて大阪より輸送せんとしたる至急の場合にも、荷も上荷船茶船以外に荷物を積載して市内諸川を往來する時は、必ず上荷船茶船仲間の出訴する所となり、常に後者の勝利に歸せり。役船としては攝州河州川除竹木を積載する時に限り、上荷船一艘に扶持米二升、茶船一艘に同じく一升を給與せらるゝのみにて、其他はすべて無手當なり。（諸川船要用留船極印、方川船惣代、數井御仕置一件寫、八萩屋舊記）寛永四年難波橋南詰南傳法村及長堀高橋町に掲げられたる上荷船制札により、左に上荷船の運賃を示す。茶船の運賃は此一半と知る可し。而して該制札は運賃の外別に川口の難破船に關して規定する所あれど、變時の際には油斷なく上荷船を出し、人命を救助し、荷物を拾上ぐ可しといふに過ぎず。慶安元年六月の上荷船茶船仕置手形は其細項を定め、拾得したる荷物は、傳法三軒屋、難波、木津野田、島等、何方にても便宜其地の年寄屋敷の前に置き、年寄及難破船乗組船頭立會の

出著點		上荷船運賃表												
到著點	船	大	北	長	東	梅	筑	京	江	土	井	木	傳	安
		阪	濱	堀	堀	檀	西	町	戸	佐	津	津	法	治
				川	川	木	國	堀	堀	堀	小	川	川	川
				中	中	橋	橋	川	川	川	番	外	井	洲
							井				所	井	井	洲
大	船													一、二、〇
中	船			四、〇		三、〇	四、〇	四、五	四、五	四、五				八、〇
東	船			六、〇	三、五	四、〇	四、五	五、〇	五、〇	五、〇				六、〇
堀	船			五、〇	三、〇	三、〇	三、五	四、〇	四、〇	四、〇				
京	船			四、五			三、〇	三、五	三、五	三、五				
橋	船			三、〇										
天	船			三、〇										
滿	船			四、五										
中	船			三、〇										
北	船			四、〇										
濱	船			四、五										
中	船			五、〇										
西	船			四、五										
堀	船			五、〇										
土	船			六、五										
佐	船													
堀	船													
川	船													
中	船													
博	船													
勞	船													
傳	船													
法	船													
堺	船													
尼	船													
崎	船													

*は銀何匁何分なるを示し、*を附せざるは米何斗何升何合なるを示す、

十小通とは木津川番所の北方、尻無川への入口築切の所をいふ、

上、浮荷物なるか沈荷物なるかを定め、浮荷物は三十分一、沈荷物は二十分一を拾得者に差出す可し。何地の船にても荷物を竊取せば、本人は死罪に處し、其地毎戸より過料百文を徴す可し。上荷船茶船の水夫、組中に竊盜者あらば、見聞次第出訴すべく、然る時は本人のみを處罰し、組中の過錢は之を免ずべきも、若し隱匿せば毎戸百文の過料に處す可し。夜陰に乘じ、上荷船茶船を借りて悪事を行ふ者あらば、貸主同罪たるべしと。諸川船要留御觸及口達(慶安元年)

上荷船茶船の外諸種の川船あり、或は市内の交通を助け、或は市と其接近村落との運輸を便にせり。柏原船は寛永十三年より使用す、長さ五尺間にて七間四尺五寸、梁間壹間二尺、加子二人を乗せ、合計七十艘を有し、無極印にて年寄三人あり。京橋より柏原村内郡に至る間、平野川の往復に用ゐらるゝを以て柏原船の稱あり。土船は從來よりありしが、寛永十五年新に極印を下付せらる。長さ五尺間にて六間二尺五寸、梁間壹間七寸、加子一人を乗せ、合計廿六艘あり。年寄一人船惣代四人にて支配し、市内諸川を往來して山土を運搬するを任務とす。石船は寛永二十年より使用す、大石船九艘及小石船九艘、合計十八艘あり。大石船は長さ五尺間に

柏原船 土船 石船

て九間四尺、梁間壹間三尺五寸、加子三人を乗せ、小石船は長さ五尺間にて八間二尺、梁間壹間二尺五寸、加子一人を乗す。年寄一人、船惣代七人あり。市内諸川を往來して石材を運搬するを任務とし、極印無し。古劔先船は上荷船茶船仲間の請願を容れ、正保三年町奉行所より許可ありたる極印船にして、請願の主意は吃水淺き船舶を造り、大和川を自由に上下せんとするにありき。長さ五尺間にて十一間三尺、梁間壹間壹尺二寸、加子二人を乗せ、二十石乃至三十石の荷物を積み、合計二百十一艘あり。内百五十艘は大阪に、三十五艘は國分村○南河内に、十八艘は石川村○上に、八艘は古市村○上に船籍を有し、當初は上荷船茶船仲間より筆頭組頭役を勤めしが、其後筆頭一人、組頭四人、船惣代七人にて管理す。營業區域は大和川本流は京橋より大和河内の國境なる龜瀬まで、石川は上流喜志村富田林まで、其他の支流は御厨村○中河内郡意岐、松原村○同郡英田に及び、米大豆を除くの外、干鰯、油糟、諸荷物を運漕し、役船としては大和川に川除普請ある時に限り、一艘につき扶持米二升を給與せられ、其他は無手當なり。砂船は慶安元年長柄三頭開鑿の際、役船となりしに基く。長さ六尺間にて四間、梁間四尺五寸、加子一人を乗せ、土砂六石を積み、合計百七十艘あり。市内諸川を往來して土砂を運搬するを任務とす。延

寶八年三月町奉行所極印を附してより、筆頭一人、組頭三人、船惣代七人を置けり。以上諸船は公用ある毎に、其徵發に應じて役船と爲るのみにて、運上銀を出すこと無かりき。諸川船要用留船極印方川船惣數并御仕置一件寫初發言上の帳面寫并過書船は角倉與一、木村宗右衛門相竝んで奉行となり、元和中過書株百六十二株

上船運賃表		到著地			
百石船借切	四〇、〇〇 <small>子舟</small>	伏見	鳥羽	淀	枚方
才田鹽百俵	一六、〇〇	一八、〇〇	一四、〇〇	九、六〇	
薪買本銀百目三付	一四、四〇	一八、四〇	一三、〇〇	八、六〇	
三十石船借切	一三、〇〇	一五、〇〇	一一、七〇	七、八〇	
壹駄荷物乗掛	*三五 <small>文</small>	*一〇	*三〇	*二〇	
乗合一人二付	*一七	*一七		*一〇	

下船運賃表		到著地	
百石船借切	九、〇〇 <small>子舟</small>	大阪	枚方
九拾石船借切	八、五〇		
八拾石船借切	八、〇〇		
七拾石船借切	七、五〇		
六拾石船借切	七、〇〇		
五拾石船借切	六、〇〇		
四拾石船借切	五、〇〇		
三拾石船借切	四、四〇		一、七〇
壹駄荷物乗掛	*二〇		*八
乗合一人二付	*一〇		*四

上船運賃制札中船の大小に應じ、右に準じて船賃を定むべき事、并に材木船賃は先年の定に二割引なる事の但書あり、又乗合の持參せる挾箱は無賃なる事、上船及下船運賃制札中に見ゆ、*は錢何十何文なるを示し、*を附せざるは銀何何分なるを示す、

海運業の發達

を定め、運上銀を増して四百枚とせり。寛永三年十一月尼崎大阪に建てられたる上船運賃制札及鳥羽伏見に建てられたる下船運賃制札によりて上下の運賃を見るに前表の如し。（川船國學院雜誌）

江戸の繁榮に伴ひ、之と取引ある地方にては、廻船を造り、所謂大廻荷物と稱し、江戸行の米穀諸色を積下し、幕府が是等廻船によりて城米を江戸に輸送せしむるに及び、益海運業の發達を來せり。大阪にては元和五年堺の船問屋某、紀州富田浦より二百五十石積の廻船を借受け、木綿、油、綿、酒、酢、醬油、其他大廻荷物を積入れ、荷主船頭間に運賃を定めて、之を江戸に輸送せるを發端とし、寛永元年泉屋平右衛門北濱町に江戸大廻問屋を始めしより、數年ならずして毛馬屋、富田屋、大津屋、顯屋、鹽屋等の開業あり。此中鹽屋治左衛門は諸荷主協同して輸送業を開始せしめたる者にて、所有の船舶も多からざりしかば、治左衛門は豫め諸浦に依頼し、萬一船舶に不足を生ずる時あらんには、諸浦より出せる代船を使用し、廻漕上毫も差支を生ぜざるべき方法を講ぜり。因て代船となれる諸浦の船舶には、大阪と同じく菱垣を附して目標とし、總稱して菱垣廻船といへり。菱垣廻船とは垣立の筋を檜垣にするによるとも、或は玉縁筋（タマヅミ）に菱繋ぎの飾金具を用ふるによるとも

江戸大廻問屋

菱垣廻船

廻船年寄

北前船

浦々制札

いふ。初發言上ハ帳面寫に寛永十三年廻船年寄十人（別ニ惣代壹人あり、元禄四年町奉行所の公認を承ぐ）を命じたりとあれば、諸廻船の取締は此時に起りしなるべし。又北國と大阪との交通は、寛永年間加州藩が二百五十石乃至三百石積の廻船を以て米壹萬石を大阪に廻送し、淀屋个庵に賣捌を依頼せるを始とし、个庵と昵近なる兵庫の北風彦太郎渡海を支配せり、之を北前船といふ。爾後大阪支配人又渡海支配人に更迭ありしが、大抵年々加州米壹萬石の入津ありしといふ。寛永十三年八月幕府が江戸大阪間の諸浦に建てたる制札には、（三）公私を問はず難破船ある時は救助船を出す可し、（三）沿岸人民は船主の依頼に應じて、荷物を揚げ、船主は之に對し、浮荷物は二十分一、沈荷物は十分一、但し、川船ならば、浮荷物は三十分一、沈荷物は二十分一の報酬を出す可し。（寛政七年四月分一荷）（三）海上にて荷物を投棄したる時は、該船到着地に於て代官手代并に庄屋之を臨檢し、殘存荷物の目錄證文を作る可く、若し船頭沿岸人民と共謀し、荷物を投棄したりと稱して其實竊取せば、同類を悉く死罪に行ひ、其一浦毎戸より過料として鳥目千疋を徴す可しとあり、後の所謂浦高札の第一、第二、第三項に當る。承應元年八月幕府再び其意を反復し、又海上にて甲船乙船の間に荷物を賣買するを禁じ、犯す者は甲乙共に死罪とし、沿岸人民

三度飛脚

繼飛脚

傳馬と傳馬年寄

扶持銀

駄賃

不法の事あらば鳥羽より以西は大阪へ、以東は江戸へ出訴す可く、船中糧米に盡き、且つ何地にても之を購入する能はざる時は、積荷の米を用ふるを許すも、揚陸地に於て返辨す可しとせり。定并垣廻船問屋記録初發言上帳面寫船方御

江戸大阪間の陸上交通には三度飛脚あり。三度飛脚の名稱は、大阪在番の土東海道各驛の長と議し、其隸從を以て飛脚と爲し、毎月三日數八日を限りて往返せしめたるに基く。此後市人之に倣ひ、飛脚業を營む者ありと雖も、皆名を在番諸士の隸從に籍り、其法被を著し、雙刀を帶び、以て路次の賊難を防げり。寛永十六年幕府飛脚の夜行を禁じ、大番頭兩町奉行の證文に急行の二字あるものに限り、之を許したるは、不時の災禍を除かんが爲なる可し。又大阪繼飛脚及傳馬あり、繼飛脚は四名にして一年六石二斗一升五合の扶持米を給り、傳馬は總數二百十頭、傳馬年寄一名あり、一年三石一斗の扶持米を給りしが、後には兩者共に扶持米を銀に換算し、繼飛脚の分は三郷町中より之を補助して銀二貫目とし、以て四人に分配せり。寛永二年八月の江戸令によるに、傳馬及駄馬は一駄四十貫を定量とし、江戸品川間一駄の賃錢を銀錢三十四文、江戸板橋間を同三十九文、又人足賃を馬の半額とし、規定外の賃錢を貪る者あらば、五十日の牢舎に處すべしとあり。當時大阪

馬方仕置手形

にても駄賃錢の定ありしこと、是歲十一月大阪馬借一同より町奉行に呈したる手形中に、如御定駄賃取可ゆいとあるを以て知るべし。○寛文二年五月、傳馬年寄めたる際、之と同時に上れる市内駄賃錢の定書は、恐らくは寛永右手形を書改當時のものなる可けれど、確證無きを以て第二期に載せたり、右手形に曰く、傳馬は晝夜を問はず發す可し。駄賃を規定以外に貪ることなく、里數又は駄賃錢につき問ふ人あらば、必ず有體に答ふ可し。番馬と稱して荷物積載の前後を争ふことを止め、何馬なりとも駄賃人次第たる可し。人足の荷物を強ひて馬に附くること無く、荷主次第、人足にても、馬にても供給す可し。乗手の承諾を経ずして、猥に半途に馬を替へ、若くは乗手より密に増賃を受くること無かる可し。先々の宿は乗手次第たる可く、若し乗手中途にて馬を替へなば、交代せる馬子を記憶し置く可し。大阪は高麗橋、堺は大小路、枚方は天川を限り、限外は一里十六文の割合を以て、町數に應じ、賃錢を受け、又荷物の重量規定より輕き時は、相應の割引を爲す可し。乗手に負傷者又は舉動不審なる者あらば、早速届出づ可し。馬方共町中にて空荷の馬に乗らば馬を沒收す可しと。同十四年四月にも亦手形の本文を嚴守すべきを令し、駄賃錢は錢にて受取るべく、金子にて渡す者あらば、壹分壹貫文の算用に受取るべしといへり。○寛永十四年、

商業

荷主と問屋との取引

商業全般に關しては、私に座を立つるを禁じ、荷主問屋間の取引は、荷主に於て豫め問屋の身元を調査し、互に證文を交換したる後、荷物を委託すべし。無證文なる時は、紛紜起るも訴訟受理の限にあらざり。但し、豫め證文を出し、荷物を取込みながら、代銀を支拂はざるに於ては、曲問屋にあり。又現銀拂にあらざる以上は、確實なる手形を取るべく、一時の荷物請取證なる端書は、争論に當り證據物となる能はずとせり。御觸及口達(慶安元年承應元年)

元和慶安間の米價及錢

年號	米壹石に付	錢壹貫文に付
元和二	一八、二〇 <small>分厘</small> —二〇、〇〇 <small>分厘</small>	一六、四〇 <small>分厘</small> —一七、〇〇 <small>分厘</small>
三	一六、七〇—二〇、〇〇	一六、七〇
寛永元	二六、七〇	一七、五〇
二	一六、〇〇—二三、八〇	一七、五〇
三	二〇、〇〇—二三、六〇	一六、〇〇—一七、五〇
四	二二、〇〇—二五、〇〇	一六、〇〇
五	二二、〇〇—二五、〇〇	一七、一〇
六	二二、〇〇—二四、〇〇	一七、〇〇
七	二二、七〇—二三、八〇	一七、六〇
八	二二、〇〇—二五、〇〇	一八、六〇
九	二四、〇〇—二五、〇〇	一八、一〇

豊臣氏時代に於て、大小諸侯は既に盛に本國産出の米穀を大阪に輸送して賣買を行ひしが、元和偃武後久しからずして、幾多の藏屋敷は市内水運の利ある地に設けられ、舊の如く多量の米穀を賣買し

敷銀

米手形藏出日限

先手形

敷銀	米手形藏出日限	先手形
一〇	二八、七〇—三〇、〇〇	二〇、〇〇
一一	三五、三〇	二一、〇〇
一二	三七、〇〇—四〇、〇〇	二五、〇〇
一三	四三、〇〇—五〇、〇〇	二五、〇〇
一四	五二、〇〇—五三、〇〇	二四、〇〇
一五	五〇、〇〇—六〇、〇〇	一九、五〇
一六	三二、〇〇—三五、〇〇	一六、〇〇
一七	三〇、〇〇—三六、〇〇	一六、一〇
一八	四八、五〇	一一、〇〇
一九	五四、〇〇—六〇、〇〇	一一、〇〇
二〇	三〇、〇〇—四〇、〇〇	一三、〇〇—一四、〇〇
正保元	三〇、〇〇—三二、〇〇	一一、〇〇
二	三〇、〇〇	一一、〇〇
三	二六、〇〇—二八、〇〇	一一、〇〇
四	二四、〇〇—二六、〇〇	一一、五〇
慶安元	二六、〇〇—三〇、〇〇	一三、七五
二	二八、五〇—三〇、〇〇	一四、〇〇—一六、〇〇
三	三八、〇〇—四〇、〇〇	一六、〇〇
四	三〇、〇〇—三七、〇〇	一六、〇〇

たるが如し。凡そ米仲買を業とする者、米を購買せる時は、代銀三分一を敷銀として納入し、米手形一に米切手を受取り、現米は買入當日より三十日以内に藏出しせざるべからず。然るに此期限を顧みず、米手形を順次他に轉賣して利益を謀る者あるが爲、米價騰貴し易く、又若し下落する時は、最後の購入者は、殘銀を藏屋敷に納付し難く、又最初の購入者より現米引取を促さるゝも、他に轉賣するの機会なくして紛争屢起れり。又藏元は敷銀として代銀三分一を受納し、而も其米を保管するを以て、敢て藏出の期限に貪著せず、甚しきは先手形と稱し、現米なきに米手形を賣り、後日に到着する藏米を以

藏元

て請拂を了するあり。因て承應三年三月、藏出日限の確守を令し、又米手形の轉賣及先手形の發行を禁じたり。藏屋敷にありて藏米の出入を取扱へる者を藏元といふ。前令中の一節に、左様ニ町人ニ可致様成義を、藏本ニ面々被仕問敷事ニかとあるを以て見れば、當初は藏屋敷在勤の藏役人之に當り、後に出入の町人之を委ぬるに至りしなり。御觸及口達承應三年慶安元年

寛永通寶

古錢の通用
溢滯

新古錢の混
用

青物市場の
復興

今三貨圖彙により、米壹石及錢壹貫文に對し、本期間に於ける銀價を見るに、上表の如し。寛永十四年同十五年の米價騰貴は、前年來の氣候不順と鳥原亂とに因り、同十九年の騰貴は、去年諸國稻作不熟、本年また麥作不熟にして、畿内各地に行れしに因る。正保二年米價三十匁に下りし時、士民太平の厚恩を歡喜したりとあり。表中の錢價は寛永十四年までは精錢、同十五年以後は新錢、即ち寛永通寶の價と知るべし。新錢は寛永十三年五月江戸にて鑄造せられたるを始とし、十年間計引續きて鑄造あり、是より年來通用する所の總錢は勿論精錢をも古錢と稱し、其使用を厭ふ者ありて、錢價高下平等ならず、新錢も當初は壹貫文につき二十匁前後なりしが、鑄造額の増加と共に、一時は十二匁までも下落し、古精錢も七匁五分前後となり、其後新錢の鑄造止み、民間錢の通用不自由となるに及び、新古取交へて通用し、撰錢の事は自ら廢したり。

青物市場は元和一統後もとの京橋南詰、即ち當時淀屋个庵の所有地に於て

京橋片原町
に移る

天満に移る

十七軒會屋

鷺島

せしが、慶安四年市場敷地を公收せられ、已むを得ずして京橋片原町○北區に相移るに移せり。然るに片原町は京街道に當り、往來雜沓して市場を置くに便ならざるのみか、同町町人等之を機として家賃を騰貴せしめしかば、再び市場變更の議起り、遂に天神橋北詰より龍田町に至る間○天満十丁目同九丁目市町天満を市場所と定めんことを出願せり。町奉行會我古祐松平重繼之を許可し、天満組惣年寄を召して市場の發達に助力す可きを諭し、且つ大阪青物市場と大書せる標柱を市場の兩端に建てしめ、問屋業を營む者を該標柱内に限りたり。承應二年七月三十日、久寶寺屋彌右衛門等三十二名新市場に移り、以後市場の位置に變更あることなくして今日に及び、從來青物市場に附屬したる若干の魚鳥商も亦天満七丁目裏町附近に移り、例年川崎東照宮大祭の際、天満五丁目に臨時出店せしを以て、其地を俗に魚棚筋といへり。天満青物市場監騰、同由、結、同治革井ニ管理法、

靱天満兩町の魚商人中、生魚商十七人元和初年を以て上魚屋町○一に魚店といふ、東區安土町一丁目及備後に移轉しぬ。之を十七軒會屋○會屋は問丸又といふ、然るに此地は魚荷の到著に不便にして、炎暑の候生魚腐敗の憂ありければ、別に出張所を漁舟の來往に便ある鷺島○今の喉場に設け、例年四月より八月までは出張所に於て取引を

沖揚

大阪市史第一

三四八

雜喉場

行ひ、又九月より翌年三月までを沖揚と稱し、其季間は本店に歸るを常とせり。沖揚の季間は仲仕或は船舶を以て、魚荷を上魚屋町まで運搬せしめしが、多數の仲仕は自ら鷺島附近に群居し、又野田福島等にて得たる雜喉類を此所に持來りて販賣する者すら出て、鷺島の名は何時しか廢れて雜喉場と呼ぶに至れり。雜喉場魚市場

沿革史三町御開發鹽魚干問屋由緒書并ニ雜喉場之由來

干鰯の取引

鹽魚商は新靱・新天滿海部堀三町に移轉し、又海部堀川を開鑿してより、頗る面目を一新し、始めて干鰯の取引に従事するに至れり。其法先づ緣故を求めて諸國漁場の網元に仕入銀を貸與し、新漁場新網株を設定せしめ、漁獲の鰯を干鰯として銀主即ち問屋に送らしむるに在り。是より畿内播磨丹波伊賀近江紀伊及阿波十一國の百姓商賈市場に雲集し、大阪の繁榮を促したること少からず。蓋し魚荷を積登るは概ね小船にて、生魚船の如きは、荷物を賣捌くや即日即刻出船し、鹽魚船と雖も逗留三五日にして、若干の買物を爲すに止れり。然るに干鰯船は中船にて、五日十日乃至は半月も滯船し、米・酒・絹・布・綿・太物・藥・種・神・器・佛・具・船・具・其他の品々を、浦々の注文に従ひ、買入れ積下るを以てなり。従つて多數の干鰯仲買を生じ、彼等は三町に住するの餘地無きに至りて、附近なる油掛町・信濃町・海部町・敷屋町・京町

靱

堀三四五丁目分布散在し、是等諸町と三町とを併稱して靱又は靱島といへり。

三町御開發鹽魚干問屋由緒書并ニ雜喉場之由來

鮒市場

肴御用札

京橋北詰の鮒市場は松平忠明の時肴御用札を下付せられ、川魚沖魚共に毎日御膳肴を上納すべき旨を命ぜられたり。是に於て鮒賣仲間總員五十五名の内、年寄五名を除き、残五十名を五組に分ち、毎組二人宛交代にて其用を辨じ、年寄之に臨檢し、御用殘の川魚沖魚は之を市場にて賣買せり。徳川氏直轄となるに及びても亦之に倣ひ、城中の肴御用を蒙りしが、年寄五名は後に問屋と稱し、五組五十名は仲買と稱し、問屋より仲買に組札各一枚を交付せり。京橋市場古來書

問屋仲買

立賣堀川の材木市場

問屋仲買の取引

諸國の木材は元和末年再び大阪に輻輳し、就中土州藩の木材過半を占めしが、當時販路狭小にして、供給常に需用に超過せしかば、土州藩より幕府に出願して材木市場を立賣堀川に開けり。之より大和吉野・紀伊新宮・阿波及九州諸國の木材續々として來著し、市況殷賑を加へ、幾ならずして問屋仲買の區別起り、諸國山方仕出入より木材を引請け、市賣入札賣及相對賣の三法を以て仲買に販賣する者を問屋と稱し、一旦問屋より購入して、之を地方及市中に轉賣する者を仲買と呼び、問屋は仲買にのみ販賣して、仲買以外と取引を爲すを得ず、又仲買は必ず問屋よ

第四編 徳川時代

三四九

御材木

口錢及歩引

十人材木屋

綿市場

口錢

綿市問屋

綿市場の移轉

り購入して直接山方と取引を爲す能はざる規定なり。土州藩は市場建設の恩人なれば、其木材を御材木と稱し、市賣には第一番に之を懸け、他國木材は問屋口錢一割の外、三分以上一割以下の歩引を仲買に與ふるに反し、御材木の口錢は僅に二分にして、仲買に歩引を與ふること無し。之を正味銀取引といふ。承應三年町奉行令して材木問屋及仲買中より才幹器量ある者十人を撰出し、竹木に關する一切の公用を處理し、併せて竹木商全般の取締を爲さしめたり。是を十人材木屋といふ。七組仕來定法取締書、七組材木仲買監寫、書、材木屋發端手續書、竹商永代記録、

大阪に於ける綿市の起源明ならず。綿商人は寛永年間京橋一丁目に於て青物市川魚市と相並んで市場を開始し、畿内近江等より輸送し來れる實綿繰綿を引請け、荷主の希望によりては、荷物到着の際相應の内銀を貸與し、賣却を終れば内銀と差引して計算を了するを常とし、口錢は綿代銀百匁につき一匁三分を徴收せり。繰綿の江戸輸送は是等商人の手によりしものゝ如く、正保年間彼等は綿市問屋と唱へ、仲間を定めて營業せしが、其後青物市場と同じく移轉を命ぜられて、相生西町○相土町に移りき。又木綿商には元和二年の頃より江戸表其外諸國の注文を請け、大阪入津の木綿類はいふに及ばず、近在近國西國筋より製織せる木綿

江戸組毛綿仕入問屋

京口油問屋

江戸積油問屋

質屋仲間手形

類を其地に於て買取り、東木綿のまゝ又は晒染色等の加工を爲したる上、得意先へ輸送する者ありしといふ。後に江戸組毛綿仕入問屋と稱する者はなり。三所綿仕入問屋法書、江戸組毛綿仕入問屋仲間前帳、

油に菜種油○大阪にては單に油又種油、綿實油の二種あれども、綿實油は未だ行れず。油問屋に京口油問屋、江戸積油問屋の二あり。京口油問屋は元和二年加島屋三郎右衛門なる者、城州山崎并に近在より絞油を買集して京都伏見に送り、又三郷町中及諸國に販賣したるを權輿とし、江戸積油問屋は元和三年備前屋惣左衛門在々絞油商より出油を買集して江戸に輸送せるを發端とす。京口江戸口油問屋株名前帳、

質古手古金の三商は窮民に一時の融通を與ふると共に、質物又は賣物に間、贓品を交ふるを以て、三商の繁榮に伴ひ、之に關する取締令の數回發布せられたること、寛永十九年五月、大阪質屋仲間天滿組質屋仲間及攝河在々質屋仲間より町奉行に上りたる手形の冒頭に、度如被仰付、とあるにて明なり。而して右手形に、請人なき質物を取らざる事、三縦令請人ありとも、下直なる質物は兩隣及附近の住民と相談して取るべく、若し贓品を取らば、前令に従ひ、闕所或は入牢に處せらるゝも恨なき事、三不時の檢閲に際し、遽に廢業して之を免るゝ者あらば、如何様